

みえ生物多様性推進プラン

(第3期)

(最終案)

令和2年(2020年)3月

三重県

目 次

第1章	みえ生物多様性推進プランの基本的事項	
第1節	背景	1
第2節	みえ生物多様性推進プランの位置づけ	2
第3節	みえ生物多様性推進プランの計画期間	2
第4節	第2期みえ生物多様性推進プランの取組の成果と課題	3
第2章	生物多様性の重要性	
第1節	生物多様性とは	8
第2節	生物多様性保全の必要性	10
第3節	三重県の生物多様性の現状	12
第3章	生物多様性保全の推進	
第1節	みえ生物多様性推進プランの基本理念	17
第2節	施策展開方向	19
第3節	具体的な取組	
1.	取組方針1 重要な自然環境や野生生物の保全	29
2.	取組方針2 豊かな里地・里山・里海の保全と利用	33
3.	取組方針3 生物多様性への負荷の抑制	39
4.	取組方針4 生物多様性保全の環境づくり	47
第4章	地域空間別取組	
第1節	森林の整備・保全	53
第2節	田園地域・里地里山の保全	58
第3節	都市部の緑地の保全・再生	63
第4節	河川・湿地等の保全・再生	67
第5節	沿岸・海洋域の保全・再生	73
第6節	生態系ネットワークの形成促進	78
第5章	みえ生物多様性推進プランの推進	
第1節	各主体の役割	83
第2節	推進体制	86
第3節	進行管理	86
巻末資料		87

第1章 みえ生物多様性推進プランの基本的事項

第1節 背景

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約 80 km、南北約 170 km の南北に細長い県土を持っています。総面積 578 千 ha のうち森林が 373 千 ha で 65% を占め、海岸線の長さは全国 8 位の 1,105 km です。また、県土は生物相も海浜性、低地性、山地性、暖地性、寒地性の種類が交錯するなど、極めて多様性に富んでいます。

私たちは、古くから、この自然に感謝し、その恵みをいただきながら、自然とともに生きる循環型社会を作り上げてきました。しかし、戦後、高度経済成長の発展の中で、便利さや物質的豊かさを追求するなど、経済の価値が優先してきました。このような中で、森林伐採、宅地、工業団地、ゴルフ場などの開発が行われ、また河川、河岸、海岸の改修、さらには水質汚染及び外来種問題などにより、三重県でも多くの動植物種が絶滅し、あるいは絶滅の危機に瀕しています。

1. 国際的な状況

このような中、国内外でも生物多様性への関心が高まってきており、2010年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する新たな世界目標として、今後 10 年間に国際社会が取るべき道筋である戦略計画 2011-2020 が採択され、「自然と共生する世界」の実現に向けた取組が行われています。

また、2015 年 9 月の国連サミットでは、17 の目標と 169 のターゲットから構成された国際目標である SDG s（持続可能な開発目標）¹ が採択され、地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するため、発展途上国のみならず、すべての国・地域で取組が進められています。

2. 国内の状況

日本では 2008 年（平成 20 年）5 月に「生物多様性基本法」が公布され、同年 6 月に施行されました。同法では生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略の策定が明確に規定され、また、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示され、国だけでなく、地方公共団体、事業者、民間団体の責務が盛り込まれたほか、都道府県や市町村が区域内における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならないと規定されました。

1 : SDG s については、P 4、P 5 参照

また、2016年（平成28年）5月には、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、生物多様性、森林、海洋等の環境の保全が優先課題の一つとして設定されました。

3. 県内の状況

三重県では、2012年（平成24年）3月に生物多様性基本法に基づく地域戦略として、「みえ生物多様性推進プラン（以下「推進プラン」という。）」を策定し、県民、事業者、NPO等民間活動団体などの様々な主体が、それぞれの役割に応じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めてきました。

その後、2016年（平成28年）3月には、それまでの取組結果を検証するとともに、県民のみなさんからいただいた生物多様性についての理想のイメージに基づき、第2期推進プランを策定し、生物多様性に関する理解の促進を念頭に、3つの重点方針（「みんなで学びあおう」、「うまく利用しよう」、「守り、創りだそう」）を設定し、県民による地域の自然を守る保全活動など、地域と連携した取組を進めてきました。

そして令和元年度末で終了する現行の第2期推進プランに基づく取組の実施状況や、SDGsなど生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まり等を踏まえ、第3期推進プランを策定しました。

第2節 推進プランの位置づけ

本推進プランは、生物多様性基本法に基づき、総合的、長期的な視点のもとに生物多様性の保全に関する取組を推進するため、本県の地域特性を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて目標を共有し、県民、事業者、NPO等民間活動団体、行政などの各主体が、それぞれの役割分担のもとに協働して、自発的に取り組めるよう総合的な指針となる地域戦略として策定したものであり、本県における生物多様性に関する基本的な方向を示すとともに、様々な主体がそれぞれの役割に応じて、県土全体の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画です。

第3節 推進プランの計画期間

本推進プランの計画期間は、県の長期戦略計画である「みえ県民力ビジョン」との整合性を踏まえ、第1期が2012年度（平成24年度）から2015年度（平成27年度）、第2期が2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）としており、第3期についても2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）とし、最終年度に成果の検証と見直しを行います。

第4節 第2期推進プランの取組の成果と課題

生物多様性の保全は、SDGsにおいて、幸せな社会を築くための土台として位置付けられるなど、国際的にもその重要性が高まっています。県では、2016年（平成28年）3月に策定した第2期推進プランの重点方針（「みんなで学びあおう」、「うまく利用しよう」、「守り、創りだそう」）に基づき、生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、県民による地域の自然を守る保全活動など、地域と連携した取組を進めてきました。

その結果、2015年度（平成27年度）と比較すると、自然環境の保全に取り組む活動団体は6団体増加し83団体となり、また、希少種等の保全活動の実施数は8活動増加し17活動となるなど、一定の成果が得られました。（2018年度（平成30年度）までの、県の施策の達成状況はP6、P7及び巻末資料のとおりです。）

一方で、近年、大規模な自然地の開発が増加しているほか、農山村地域での人口減少や高齢化による管理不足の里山等の増加、ブラックバスやアライグマ等の外来生物の増加など、生物多様性に迫る危機（①人間活動や開発が引き起こす危機、②里山などの自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれた外来種等による危機）は、現在も進行しており、野生生物の置かれている現況は依然として厳しいものであります。

また、生物多様性の認知度について、2019年（令和元年）5月に県広報広聴課eモニター制度を活用して実施したアンケートでは、「言葉の意味を知っている」（27%）と、「意味は知らないが、聞いたことがある」（41%）を合わせた約7割が「生物多様性」を聞いたことがあると回答しました。その一方で「言葉の意味を知っている」の項目のみを2015年度（41%）と比較すると低い結果となりました。

なお、アンケートの中で、生物多様性保全のために地方公共団体等の行政が取り組むべき内容について聞いたところ、頂いた主な意見は以下のとおりでした。

（主な意見）

- ・生物多様性保全の大切さをマスコミ、広報等で積極的に発信することが重要と思う。
- ・生物多様性の保全のために、どのように取り組んでいるのか、私たちがどのようなことに取り組んで行けばいいのか、気を付けるべきことはどのようなことなのか示して欲しい。
- ・子供が興味を持つような、楽しんで理解ができる参加型のイベントなどを学校行事などに盛り込む。

引き続き、生物多様性という言葉の認知度の向上に加えて、生物多様性に対する意識を高め、適切な生物多様性の保全と利用に繋げていくことが必要です。

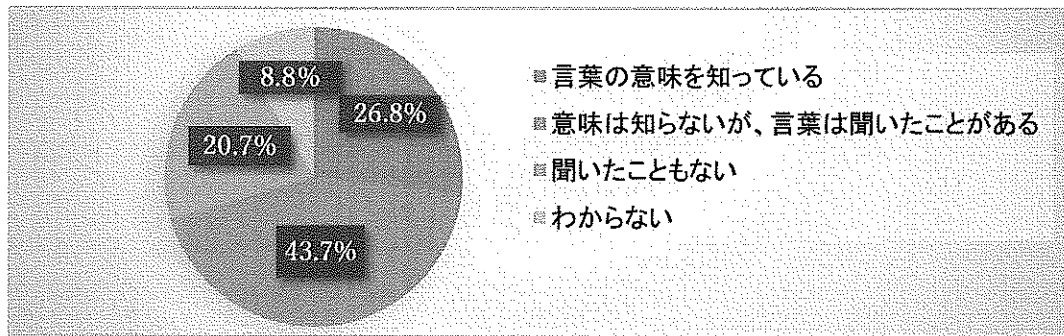


図1 「生物多様性の認知度」の回答割合

1 『SDGs (持続可能な開発目標)』とは

持続可能な開発目標 (英語:Sustainable Development Goals:SDGs (エスディージーズ)) は、持続可能な開発のための【17のグローバル目標】と【169のターゲット (達成基準)】からなる国連の開発目標です。

2015 (平成 27) 年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された 2030 年に向けた具体的な行動指針となります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



【持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標】

- 【目標 1】：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 【目標 2】：飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 【目標 3】：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 【目標 4】：すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 【目標 5】：ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う
- 【目標 6】：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 【目標 7】：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 【目標 8】：包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
- 【目標 9】：レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
- 【目標 10】：各国内および各国間の不平等を是正する
- 【目標 11】：包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
- 【目標 12】：持続可能な生産消費形態を確保する
- 【目標 13】：気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 【目標 14】：持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 【目標 15】：陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
- 【目標 16】：持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
- 【目標 17】：持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

『資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(外務省)』

第2期みえ生物多様性推進プランにおける県担当部署の施策目標(県民カビジョン目標値)

重点方針1 「みんなで学びあおう」

担当部署	目標項目	2019年度 (令和元年度) 目標値	2018年度 (平成30年度)	
			目標値	実績
地球温暖化対策課	環境教育講座等参加者の満足度	100.0%	100.0%	98.9%
みどり共生推進課	森林づくり及び森林環境教育などの活動の進展度	66,000人	64,000人	65,202人
みどり共生推進課	自然環境の保全活動団体数	84団体	82団体	83団体
大気・水環境課	水環境の保全活動に参加した県民の数	34,000人	32,750人	35,063人
農山漁村づくり課	農山漁村の交流人口	1,484千人 (30年度)	1,457千人 (29年度)	1,476千人 (29年度)
みどり共生推進課	自然とのふれあいの場を活用したイベント等の参加者の「自然とのふれあい体験の満足度」	80.0%	77.0%	78.9%

重点方針2 「うまく利用しよう」

担当部署	目標項目	2019年度 (令和元年度) 目標値	2018年度 (平成30年度)	
			目標値	実績
地球温暖化対策課	家庭での消費電力による二酸化炭素排出量	1,119千tCO2	1,134千tCO2	1,114千tCO2 速報値
地球温暖化対策課	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	100.0%	99.0%	91.1%
大気・水環境課	生活排水処理施設の整備率	86.5%	85.5%	85.3%
フードイノベーション課	みえジビエとして利活用された野生獣頭数(ニホンジカ、イノシシ)	1,300頭	1,200頭	1,196頭
農山漁村づくり課	農山漁村の交流人口	1,484千人 (30年度)	1,457千人 (29年度)	1,476千人 (29年度)
森林・林業経営課	「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合	25.0%	24.0%	12.5%
森林・林業経営課	森林経営計画認定面積	62,000ha	57,000ha	50,073ha
森林・林業経営課	新規林業就業者数	44人	43人	38人
獣害対策課	ペイズ法によるニホンジカの推定生息頭数	41,500頭	44,300頭	46,200頭

重点方針3 「守り、創りだそう」

担当部署	目標項目	2019年度 (令和元年度)	2018年度 (平成30年度)	
		目標値	目標値	実績
みどり共生推進課	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	100.0%	85.0%	85.0%
森林・林業経営課	森林経営計画認定面積	62,000ha	57,000ha	50,073ha
大気・水環境課	生活排水処理施設の整備率	86.5%	85.5%	85.3%
大気・水環境課	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	97.0%	95.0%	90.2%
大気・水環境課	大気・水質の排出基準適合率	100.0%	100.0%	100.0%
農山漁村づくり課	多面的機能の維持・発揮のための地域活動を行う集落の割合	52.9%	51.4%	52.2%
森林・林業経営課	新規林業就業者数	44人	43人	38人
地球温暖化対策課	家庭での消費電力による二酸化炭素排出量	1,119千t-CO ₂	1,134千t-CO ₂	1,114千t-CO ₂ 速報値
地球温暖化対策課	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	100.0%	99.0%	91.1%
フードイノベーション課	みえジビエとして利活用された野生獣頭数（ニホンジカ、イノシシ）	1,300頭	1,200頭	1,196頭
獣害対策課	獣害対策に取り組む集落数	600集落	568集落 (29年度)	575集落 (29年度)
獣害対策課	県内の集落代表者アンケートにより、獣害が「甚大」または「大きい」と考える回答割合	36.0%	39.0% (29年度)	44.0% (29年度)

施策目標のうち約半数の項目について、2018年度の時点で概ね目標を達成できています。また、目標を達成できていない項目についても、各担当部局において評価・検証のうえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を検討するなど、より質を向上させた対応を行っています。

第2章 生物多様性の重要性

第1節 生物多様性とは

自然界では、多種多様な生物が複雑につながり合い、それぞれの環境に適した固有の生態系を形成しています。「生物多様性」とは、このような多種多様な生物が多様な環境に豊かに生息した状態を幅広く表した概念です。単に生き物がたくさんいるという状態が良いというだけでなく、生態系のバランスが保たれていることが重要です。

コラム

「生物多様性」の定義

生物多様性とは、何か。

言葉自体が分かりにくいので、様々な表現により説明されていますが、共通して「生きものどうしの“違い”」という表現が用いられます。この「違い」について、生物多様性条約の和訳では「変異性」、生物多様性基本法では「差異」という表現が用いられています。条約や法律ではどうしても固い表現となってしまうのですが、環境省のホームページでは「違い」を「個性」と呼んでいます。ダイバーシティ社会においては人間の個性が尊重されるように生物多様性（biodiversity=バイオダイバーシティ）でも生きものの個性を尊重することが重要となるのです。

《生物多様性の定義に関する表現の違い》

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

（出典：環境省生物多様性センターHP「生物多様性条約」）

「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

（出典：生物多様性基本法）

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

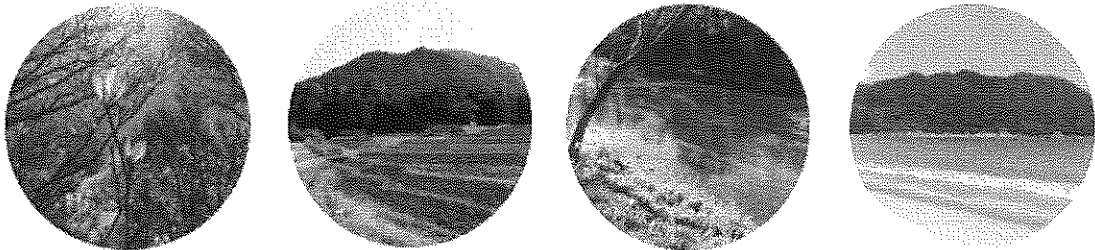
（出典：環境省生物多様性センターHP）

1. 生物多様性の3つの多様性

生物多様性条約では、生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルでの多様性があるとされています。現在の生物多様性は、生命の誕生以来、長い歴史を経て生き物が進化してきた結果、形成されたもので、自然界のいろいろなレベルにおいて多様性（違い）が存在することで維持されています。

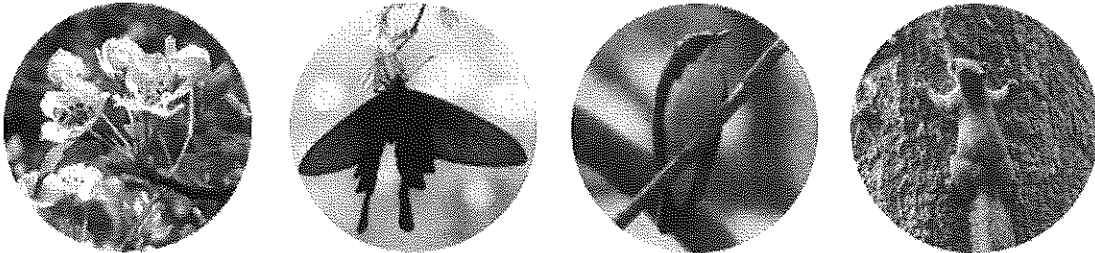
(1) 生態系の多様性（生物が生息する様々な自然があること）

地殻変動や気候の違いにより、日本でも様々な環境があり、それぞれの地域の環境に応じて森林、河川、湿地、干潟など様々なタイプの生態系が形成されています。



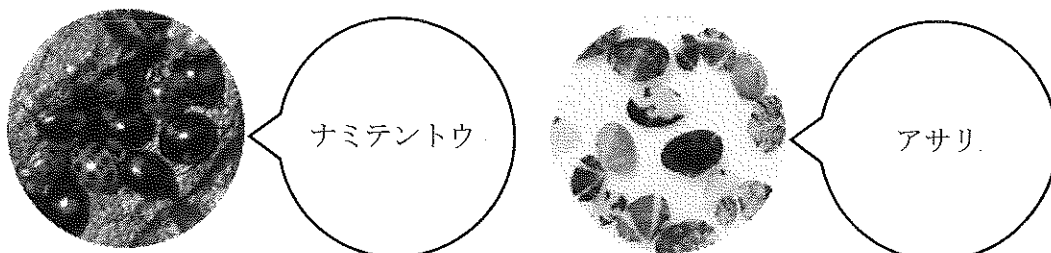
(2) 種の多様性（たくさんの種類の生き物がいること）

日本は南北に長く、複雑な地形や豊富な降水量等、多様な条件により、それぞれの地域特有の自然環境が形成された結果、地域ごとに進化を遂げた動植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しています。



(3) 遺伝子の多様性（同じ種類の生き物でも違いがあること）

アサリの殻やナミテントウの翅の模様には様々な違いがあるように、同じ種類の生き物であっても、遺伝子の違いによって、形態や模様、生態など多様な個性が生まれます。



第2節 生物多様性保全の必要性

私たちの暮らしは、食糧、水、燃料、衣類、薬など、自然界の恵みにより支えられています。地域の生態系やそこに生息する生物は、進化の過程で様々な遷移を経て現在に至っており、そのものに固有の価値や歴史性がある他、自然の豊かさが伝統文化と人間の心を育てることもあります。それらの自然界の恵みは「生態系サービス (ecosystem service)」と呼ばれており、様々な生物が関わり合う生態系から得ることができるものです。

具体的な生態系サービスの内容としては、光合成による酸素の生成、土壌の形成、水等の循環といった地球環境の基盤となる根幹的な作用（基盤サービス）、水や食糧、衣服、住居（木材等）、医薬用資源のような衣食住に関わる多様な資源の供給（供給サービス）、森林による気候の調整や自然災害の軽減等に資する機能（調整サービス）、伝統・風土・景観等の文化多様性の形成（文化的サービス）等があります。

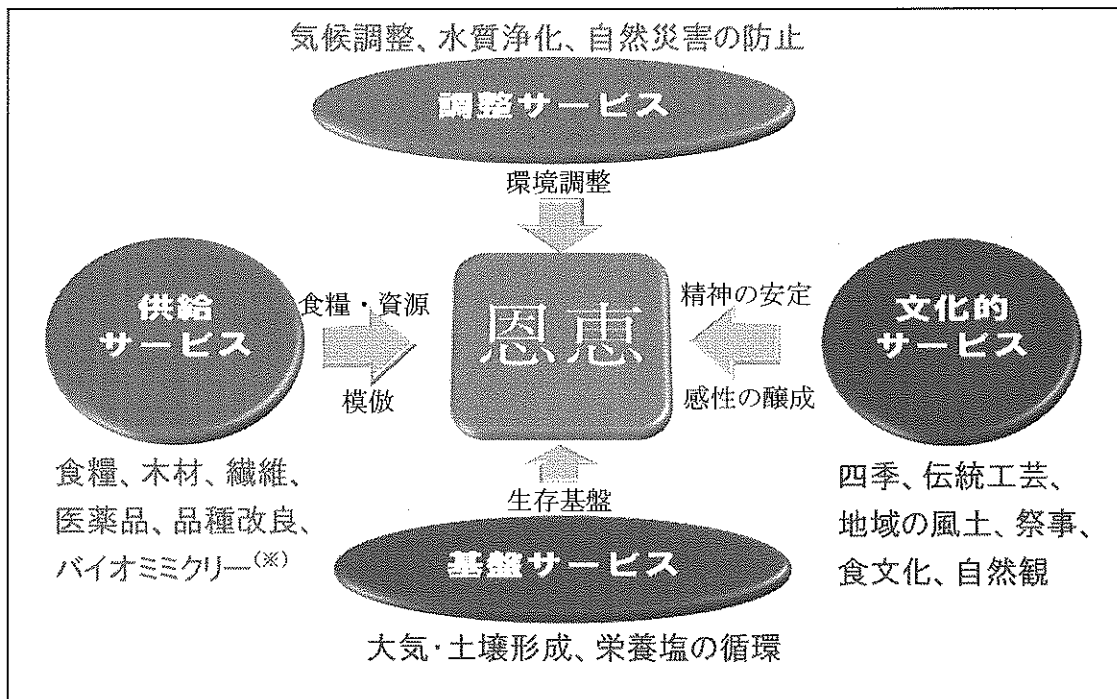


図2 生物多様性の「恩恵」(生態系サービス)

※ バイオミミクリー (bio-mimicry) とは、生物の生態や形態から得られた情報により、その機能や構造を模倣することで、新たな技術・製品を生み出すことです。飛行技術のヒントは空を飛ぶ鳥から得られたとされているように、人類は古くから生物の能力から技術を得ようとしていました。最近では、ヤモリの足の裏からヒントを得た、「接着剤のないテープ」が開発されているように、様々な科学技術の場面で生物から学んでいます。

生態系は生活と精神の両面で人類の生存を支えており、私たちが安心して快適に暮らしていくために欠かすことのできないものです。生態系は自然環境に依拠するところが多く、この先の未来、持続的に生態系サービスの恩恵を受けるには、生物多様性が保全されていることが重要となってきます。一度壊れた生態系は、簡単に元に戻すことはできないため、生態系を「保全」とともに「節度のある利用」を行わなければ、生物多様性を保全することはできません。

また、生物は一度絶滅してしまうと、もう二度と元に戻すことはできません。かつては県内にも広くカワウソが生息していたと考えられていますが、その毛皮目的の乱獲のために絶滅してしまいました。私たちがまだ知らない生物が、私たちにとって未知の可能性を秘めているかもしれませんし、現在、生物多様性から受けている恩恵が受けられなくなるかもしれません。これ以上その可能性や恩恵が失われないよう、一人一人が生物多様性の重要性を認識し、その保全のための行動を取ることが必要です。

コラム

嫌われる生きものたちからの生態系サービス

私たちは自然界から「生態系サービス」という恩恵を受けています。普段の生活ではあまり意識することはないかもしれませんが、これらの恩恵は、生物多様性が失われると受けられなくなるおそれがあります。生物多様性は様々な生きものにより構成されており、中にはダニやカビ、線虫のような、とても小さな生きものも含まれています。

ダニやカビは病気を媒介する種類もいるので人には嫌われがちですが、多くの種類は分解者として土壌の形成や物質循環に欠かせない役割を果たしています。

また、ミモレットやブルーチーズといったチーズは、ダニやカビの力で熟成されることが知られています。

一方、線虫もネコブセンチュウやマツノザイセンチュウなど植物に被害をもたらす種類や、アニサキスのように食中毒の原因となる種類など、何かとマイナスのイメージが強い生きものですが、多くの種類は、やはり物質循環に欠かせない役割を果たしています。最近では、線虫の嗅覚を利用した、がん検診への活用について研究された事例もあるように、今後も意外な方面から恩恵を受けることがあるかもしれません。

このように、人からは嫌われがちな生きものでも、生物多様性を構成する一員として重要な役割を果たしてくれているほか、この先の将来、まだ見ぬ生態系サービスを私たちにもたらしてくれる可能性も秘めています。

第3節 三重県の生物多様性の現状

三重県は南北に長く、地形や気候などが変化に富んでいることから、様々な地域固有の自然環境があります。それぞれの自然環境には固有の生態系が作られ、多様な生きものが生息しています。しかし、開発による森林伐採、社会経済状況の変化等による里地里山の荒廃、外来種の増加などの問題により、多くの動植物が絶滅の危機に瀕しています。

「三重県レッドデータブック 2015」に掲載されている、絶滅のおそれのある生物の数は、1,742種となっており、「三重県レッドデータブック 2005」の1,483種から259種増えています。絶滅危惧種の増加については、人間活動による自然環境の変化に伴い、野生動植物種の生息・生育状況が変化してきたことも原因のひとつとなっています。

1 開発や採取等の人為的な圧力の影響

かつての日本は高度経済成長に象徴されるような大きな経済発展を遂げました。その裏では山林や湿地、干潟などの自然環境が開発により消失していきました。近年は高度経済成長期と比べると、新たな開発面積は減少傾向にありましたが、ここ数年は一転増加傾向を示しています。

林地開発許可実績を元にした森林の開発面積は、平成30年度に、この10年間で最大となる212haとなり、この5年間の開発総面積は、その前の5年間の約4倍となりました。これは、太陽光をはじめとする自然エネルギーによる発電施設の設置が増加したことが要因となっています。また、環境影響評価(アセスメント)手続きが必要な大規模な開発の件数も同様の傾向となっており、この5年間の開発件数は、その前の5年間よりも5倍近く増加しています。

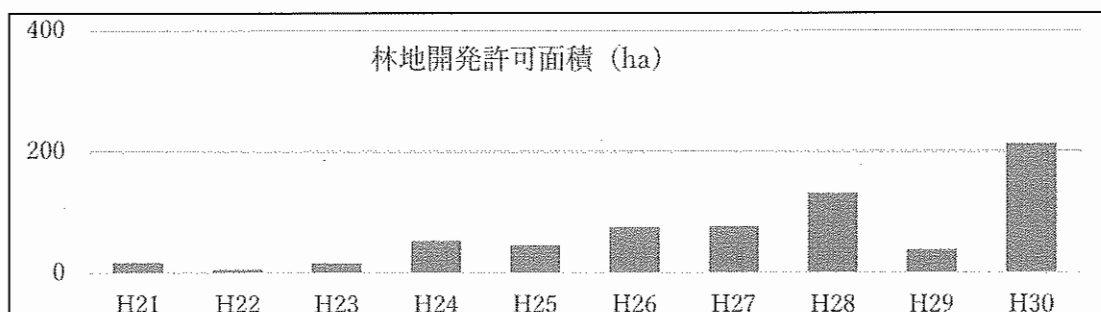


図3 林地開発許可面積の推移

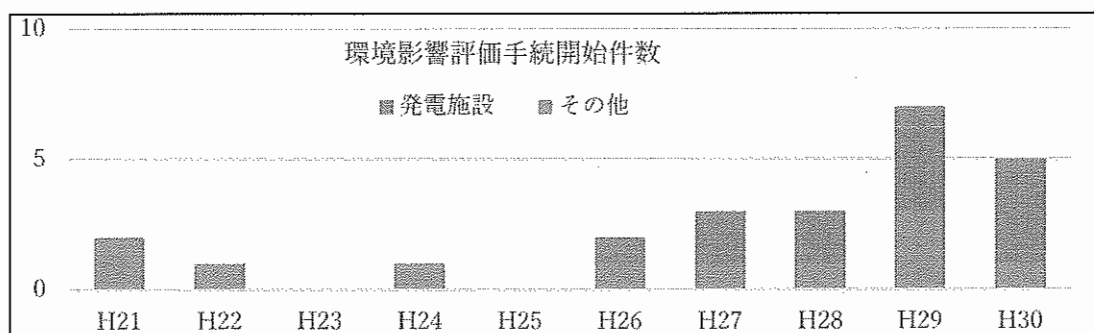


図4 環境影響評価手続開始件数の推移

2 自然に対する働きかけの縮小による影響

薪炭林や農用林などの二次林、採草地などは、生活や経済活動に必要とされてきましたが、石炭や石油といった化石燃料の普及とともにこれらの資材等は利用されなくなってきました。また、農山村地域での人口減少や高齢化により、放棄された里山や田畑が増加しています。平成 29 年度の耕地面積は約 59,300ha で、昭和 40 年度と比較して 43,600ha も減少しています。

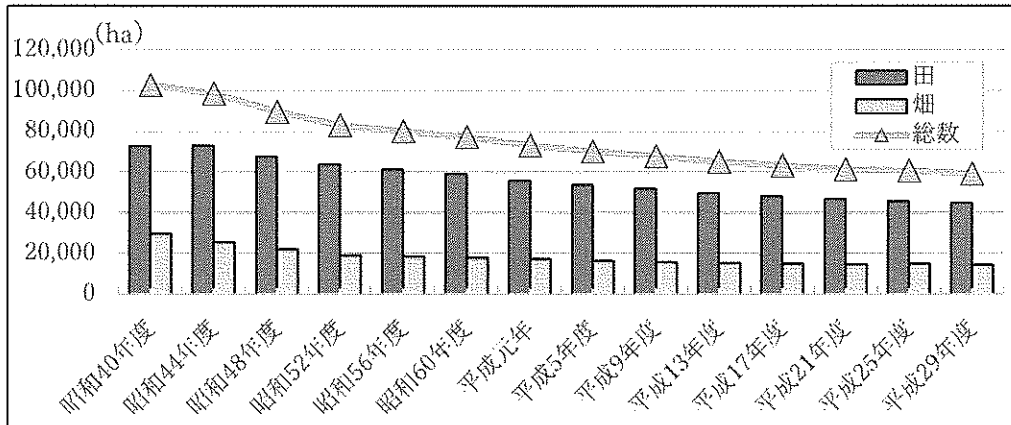


図5 耕作面積の推移

里地里山は人の手が入ることにより攪乱を受けてきた影響で、特有の生態系が形成されてきました。しかし、耕作や管理が放棄されることによって、攪乱を受けることがなくなり、それら独自の生態系が維持されなくなります。薪炭林は定期的に伐採されることにより雑木林が維持され、ギフチョウなど明るい林床を好む生物の生息環境となっていました。管理がされなくなると森林の遷移が進行し、林床が暗くなってしまいうので、それらの生物の生息環境が消失します。また、管理されなくなった竹林では、竹の成長・拡散に伴い、植生が単純化し、生物多様性が低下することが懸念されています。

コラム

竹林の活用

竹は昔から日用品や工芸品の材料、食材として日常生活に欠かせない存在であったため、地域住民が竹を利用することで竹林の整備が進み、防災機能も維持されてきました。手入れされた竹林は、若い地下茎が多く、しっかりと土をかかえ留めているため、土砂災害に強いといえます。ところが、私たちの生活様式の変化に伴い、竹を使う機会が減少し、手入れされずに荒れた竹林がいたるところに広がり、周囲の森林や畑へ影響を与えています。一方、近年、人々の環境に対する意識が高まり、森づくりボランティアをはじめとする県民参加の森づくり活動が活発になってきました。放置され荒廃している竹林を整備し、地域の人々の生活や文化と密接に関係してきたかつての美しい竹林に再生し、里山を守っていきましょう。

(写真提供：竹林整備隊)



竹林整備状況



竹プランター

3 人間が持ち込んだものによる影響

外来生物による生態系への影響も問題となっています。特定外来生物であるアライグマは近年、県内のほとんどの地域で分布が確認され、スイカやブドウ等の野菜、果樹への食害等の被害が発生しています。中でも伊賀地域、紀南地域の被害が多く、近年では中勢地域の平野部でも被害が確認されるようになってきました。県内では他にも多くの特定外来生物や要注意外来生物が確認され、特にオオクチバス、セイタカアワダチソウ、ヌートリアなどは、生態系や在来の生物の脅威となっており、生息環境の競合による希少種の駆逐等が県内各地で問題となっています。

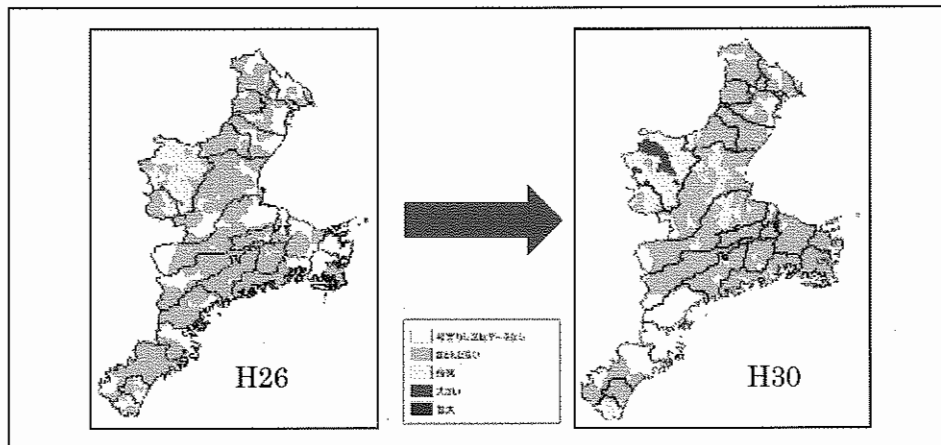


図6 アライグマ農業被害状況（獣害対策課 資料）

また、化学物質による生態系への影響も課題となっています。かつての三重県では、工場等から排出される化学物質の影響により、四日市ぜんそくを引き起こした大気質の汚染や水質の汚染が問題となっていましたが、排出規制対策等により大きく改善されました。しかし、近年では、海洋プラスチックごみ問題に代表されるように、我々の生活や事業活動から自然環境へ放出される物質を原因とした、生態系への影響が懸念される新たな問題も生じています。

4 地球温暖化による影響

津市の平均気温は100年間で約1.6°C上昇しました。今後はさらに上昇速度が速くなると言われています。実際に桜の開花日は50年あたりで約6日早くなっているほか、カエデの紅葉日は50年あたりで約13日遅くなっていることが統計上でも確認されています。

近年、死者が発生するような記録的猛暑や豪雨災害が毎年のように発生していますが、これも地球温暖化が原因のひとつではないかと言われています。

地球温暖化の進行は、生物多様性へも深刻な影響を与えます。高山植物や冷水性の魚類などの、より冷温な地域へ移動できない生物は絶滅のおそれが高まります。また、本来、温暖な地域に生息していたナガサキアゲハやクマゼミなどの種が分布域を北上させており、原因は諸説唱えられていますが、地球温暖化による影響もあるとされています。さらに、セアカゴケグモをはじめとする外来生物やミナミアオカメムシのような害虫も気温の上昇に伴い分布域を拡大しており、人への被害や農業被害が懸念されています。

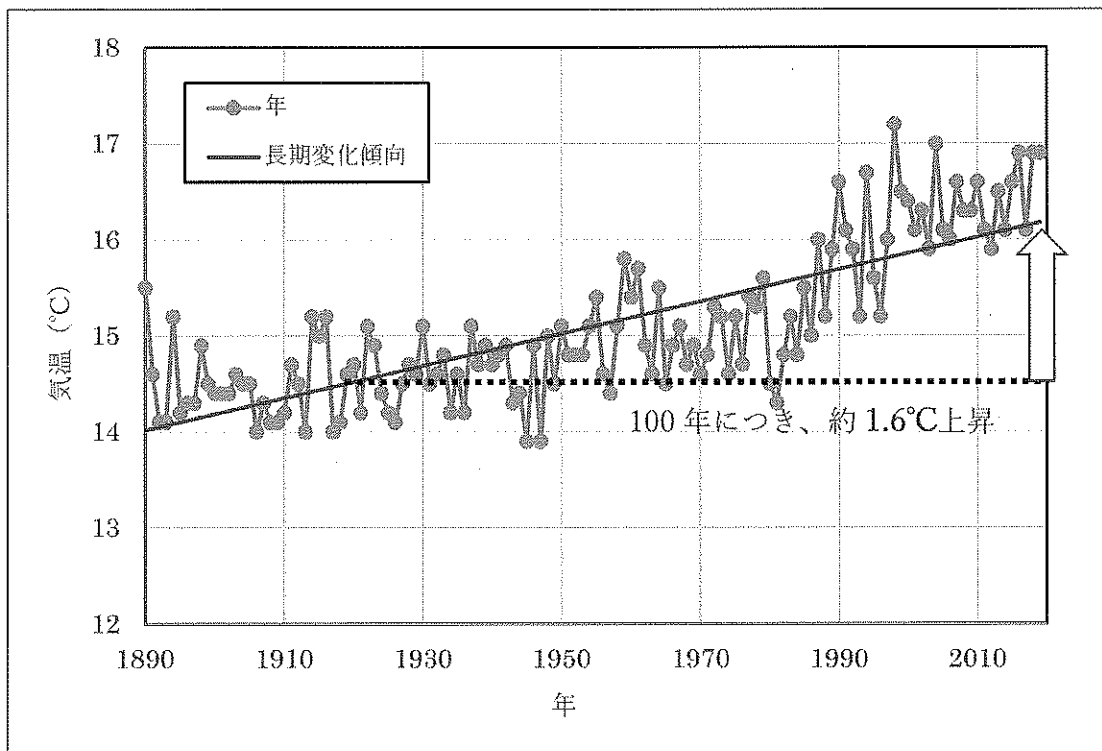


図7 津市の年平均気温の推移（気象庁HPより作成）

地球温暖化による自然環境への影響

三重県気候変動適応センター

平成31年4月、一般財団法人三重県環境保全事業団では、気候変動適応法に基づき、「三重県気候変動適応センター」を設置しました。センターでは、三重県内における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集や技術的助言を行う活動をしています。

21世紀末の県内年平均気温は、地球温暖化防止の取組を最大限に行ったとしても、20世紀末と比べて、1.0～2.8℃上昇すると予測されており、気候変動の影響は避けられない状況にあります。

気候変動の影響は、自然の生き物にも現れてきています。



ギフチョウ

名張市の天然記念物並びに三重県の指定希少野生動植物種に指定されているギフチョウは、春の季節に羽化して、タチスボスミレやソメイヨシノなどの花の蜜を吸います。

名張市立薦原小学校は、ギフチョウを題材とした環境教育を行っており、毎年4月の初めには、地元の方々の協力を得ながら、ギフチョウの観察会を開催しています。



観察会の様子

同小学校は、その観察会を長年行っている気付きとして、「温暖化による影響なのか、私たちの小学校付近でも、桜の開花が早くなっている。これと同様にギフチョウが飛翔する時期も早くなっていると感じている」と述べています。

第3章 生物多様性保全の推進

第1節 みえ生物多様性推進プランの基本理念



基本理念

三重の風土によって私たちは生かされています

～ この豊かな風土、生物多様性を大切に～

三重県の大切な財産である豊かな自然や、たくさんの生きものを、人の暮らしと調和を図りながら保全し次代を担う子どもたちへつないでいくことは現代を生きる我々に課された使命です。

この理念には、「自分たちの手で責任を持って、みえの豊かな風土と全ての命を未来へつなぎ、みんなが楽しく、心満たされる三重県を築いていこう。」という思いが込められています。

食糧、原材料、燃料、薬、衣類、住居などの「暮らしの基礎」、大気、水、土壌などの「生存基盤」など、私たちの「命」と「暮らし」は、生物多様性の恩恵を受けて成り立っており、これらを利用しなければ、私たちは生きて行くことができません。

豊かな風土やたくさんの生きもの、生物多様性を保全するためには、県民・NPO等民間活動団体・事業者・研究者・行政（国・県・市町）が互いに協創し、自主的かつ積極的な取組を進めていくことが重要なのです。

「みえ生物多様性推進プラン」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、県が県民や事業者、NPO等民間活動団体などの多様な主体の方々と協創して取り組む方向を示しています。

人間も生態系の一員であることを十分に理解し、みんなで協創して、生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる地域社会を目指します。

100年後の未来においても、三重県で人と自然がうまく共生して生きていけるように、今を生きる私たち一人ひとりが、それぞれの役割に応じて、できることから行動を始めましょう。

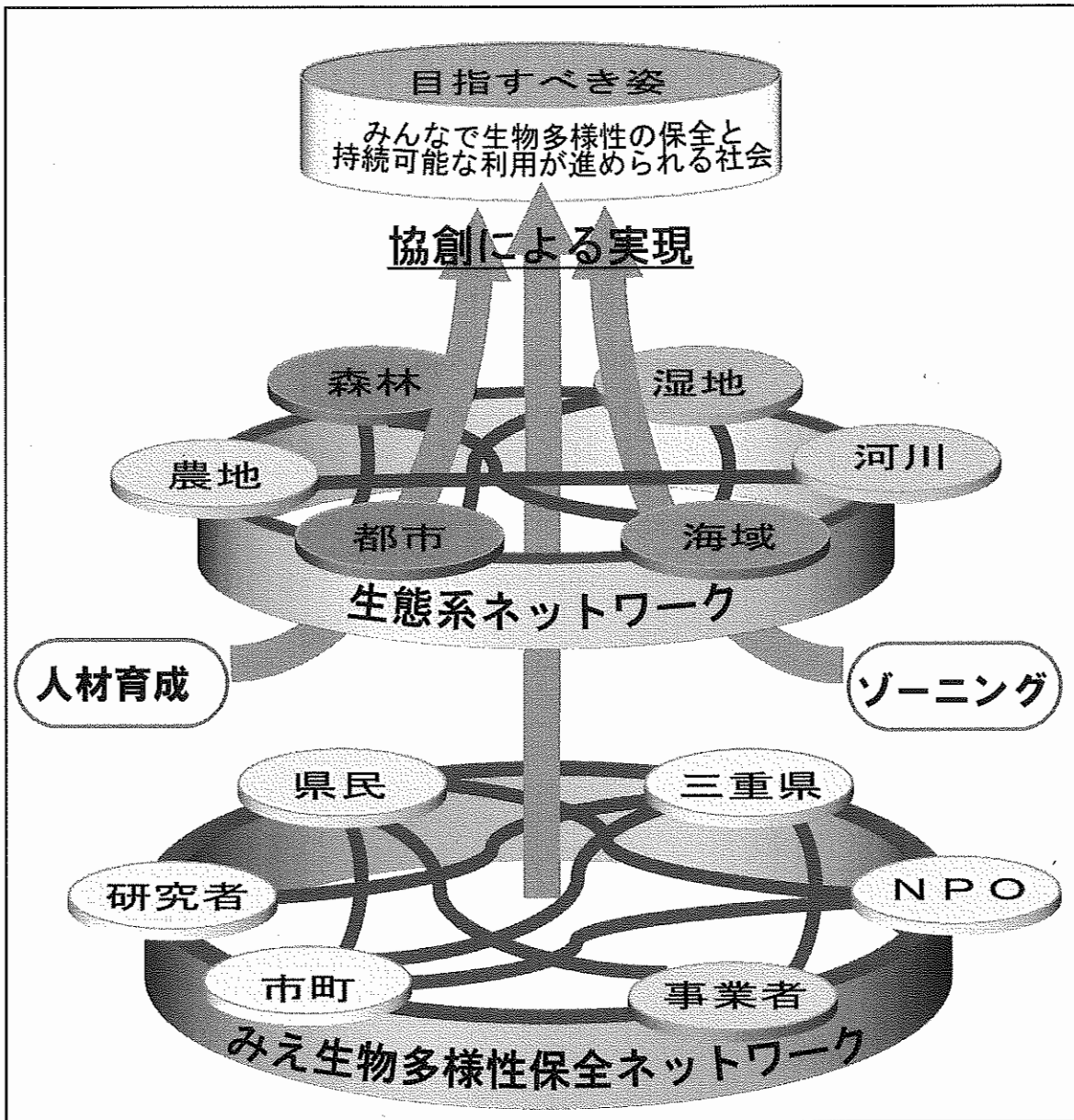


図8 私たちが今後、目指すべき姿

※協創

これまでは様々な分野で「協働」が進められてきましたが、行政が主導した活動の「場」と役割分担のもとに参画することにとどまっている場合も少なくなく、私たちそれぞれの主体的な活動には至っていないものもあります。これからは、これまで実践を重ね、蓄積してきた「協働」の現場での経験と課題をもとに、私たちが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく段階に進んでいく必要があるとの思いから、本プランでは「協創」という言葉を使用しています。

県民みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる社会の実現に向けて、事業者、県民、NPO等民間団体、市町等の様々な主体が生物多様性についての理解を深めることができるように、三重県総合博物館、三重県環境学習情報センター、三重県民の森、みえ森づくりサポートセンター、県内各学校等の様々な機関と連携し、生物多様性保全の具体行動に結びつく普及啓発や人材育成を推進していきます。

「生態系ネットワーク」は、「エコロジカル・ネットワーク」とも称され、明確な定義はありませんが、野生生物が生息・生育する様々な環境がつながる生態系の連続性・一体性（ネットワーク）を表す言葉として用いられています。生物多様性の損失を防ぎ、自然環境の質を向上させるためには、生態系ネットワークの形成を促進することが重要です。

第2節 施策展開方向

生態系ネットワークの形成を促進し生物多様性を保全するため、生物多様性の重要性に関する理解の更なる向上を図るとともに、県民・事業者・行政など、様々な主体による取組を進めていきます。また、SDGs等の生物多様性を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、生物多様性に迫る危機ごと及び、その環境づくりの取組を整理するとともに、開発と自然環境の調和を図るため、自然環境保全上重要な地域について明確化（ゾーニング）し、県民の皆さんに広く周知します。

1. 取組方針1：重要な自然環境や野生生物の保全

土地利用の変化による野生生物の生息・生育地の破壊や環境の悪化が、地域の生態系に対して大きな影響を与えています。野生生物の生態や生息・生育状況の把握とともに、特に保護の必要な野生生物について、県指定希少野生動植物種に指定する等、適正な保全を進める必要があります。また、開発行為に関し、地域の特性、重要性に応じて、法的規制等により人間活動に伴う野生生物の生息生育地への影響を適切に回避、低減することが必要です。



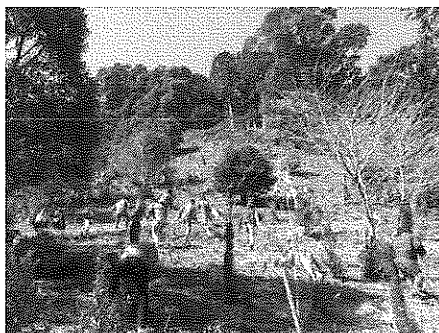
【マメナシ保全活動】



【県指定希少種カワラハンミョウ】

2. 取組方針2：豊かな里地・里山・里海の保全と利用

農林水産業などにより人間の手に加えられた地域は、その環境に特有の多様な生物を育んできましたが、人間の働きかけを受けなくなることで多様性を失ってきています。これらの地域の自然的・社会的特性に応じて、県民が主体となった里地・里山・里海の、より効果的な保全・管理の仕組みづくりを進めていくことが必要です。また、専門家、事業者、行政等の様々な主体の連携・協創による自然環境保全活動を促進し社会全体で生物多様性について考え、意識し、行動につなげていくということを社会に浸透させていくことが必要です。



【里地里山保全活動：植樹】



【里海保全活動：海岸清掃】

3. 取組方針3：生物多様性への負荷の抑制

過剰栄養、有害物質などによる汚染やアライグマ、オオクチバス、クビアカツヤカミキリなどの外来生物の侵入が生態系や地域固有の生物など生物多様性に影響を与えています。こうした脅威に対して、地域在来種に著しい悪影響を及ぼしている外来種の増殖等の抑制など、①状況の把握、②侵入の防止、初期段階での発見と対応、③定着した外来種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進めていくことが必要です。また、地球温暖化が進行した場合に、沿岸、奥山自然地域など環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響が生じることは避けることができないと考えられています。このため、地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、温室効果ガスの排出量削減を進めるため、様々な主体と連携しながら地球温暖化の緩和のための対策を進めていくことが必要です。



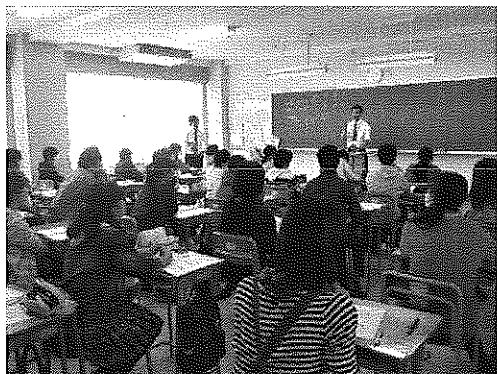
【県民の森トンボ池復活大作戦】



【捕獲されたアライグマ】

4. 取組方針4：生物多様性保全の環境づくり

野生生物の多くは、ひとつの生態系のみには生息しているわけではなく、森林と湿地などの隣接する生態系間を移動しています。それらの生物の生息環境を維持するためには、各々の生態系を有機的につなぎ、生態系ネットワークを形成することが重要です。そのためには、生物多様性保全活動に対する意識を高め、具体の行動に結び付ける普及啓発や人材育成を行う必要があります。また、公共事業を実施する際は、防災機能との調和を図りながら周辺の生態系や自然環境に配慮し、生態系ネットワークの構築を意識した公共工事や施設整備を行うことが必要です。



【生物多様性保全に関する出前授業（座学）】



【生物多様性保全に関する出前授業（実地）】

協創（パートナーシップ）による生物多様性保全に資する取組の推進 ～みえ生物多様性パートナーシップ協定～

三重県は、豊かな山、海、川等の自然に囲まれ、南は温暖で多雨な東紀州地域から、北は鈴鹿山脈が連なり、降雪のある北勢地域まで、多くの異なる自然環境を持つことから、多様な生きものが育まれる生物多様性豊かな地域となっています。

現在、県内では様々な活動団体が自然環境や生物多様性の保全に関する取組を行っていますが、個々の取組では活動資金やマンパワー等の面で限界があります。

そこで、三重県では、生物多様性保全に資する取組の拡大や促進を図るため、支援を求める活動団体と企業等とのマッチングを行うなど、企業等の皆様からの支援により、社会全体で三重県の自然を支え合う協創の仕組みづくりを進めており、現時点で、以下の7件のパートナーシップ協定を締結し、市町や企業、NPO法人等の様々な主体との協創を通じたオール三重での生物多様性保全に係る取組を推進しています。

1. アカウミガメの保護に関する協定（H29.6.7）

【協定締結者】：JFEエンジニアリング株式会社津製作所、ウミガメネットワーク、
三重県

【取組内容】：JFEエンジニアリング株式会社津製作所からウミガメネットワークにアカウミガメ保護啓発用のリーフレット5,000部を提供し、海岸利用者や地域住民等への普及啓発を進めます。

【協定期間】：平成29年6月7日から平成31年3月31日まで

2. 野生生物保護啓発に関する協定（H29.6.7）

【協定締結者】：株式会社豊田自動織機、三重県

【取組内容】：県内の小学生から高校生までを対象とした「野生生物保護啓発ポスターコンクール」について、開催経費の一部を株式会社豊田自動織機が負担することで協力して開催します。

【協定期間】：平成29年6月7日から平成30年3月31日まで

3. ため池の生物多様性保全に関する協定（H29.9.26）

【協定締結者】：株式会社東産業、大和ハウス工業株式会社三重工場、特定非営利活動法人
NPOちょっと自然、三重県

【取組内容】：北勢地域を中心としたため池等において、地域の生態系保全のための外来種の駆除や環境保全活動、自然観察会などを行うとともに、個々の活動の活性化と相互援助を図るためのネットワーク化、普及啓発、シンポジウムの開催などを連携して行います。

【協定期間】：平成29年9月26日から令和2年3月31日まで



4. 藤原岳におけるハルザキヤマガラシ駆除活動の推進に関する協定 (H29.9.26)

[協定締結者]：太平洋セメント株式会社藤原工場、いなべ市、三重県

[取組内容]：藤原岳山頂付近において、ハルザキヤマガラシの駆除を主体的に行っている山岳団体等と連携して駆除活動を拡大促進するため、駆除したハルザキヤマガラシの運搬や処分、資材の提供等について協力します。



[協定期間]：平成 29 年 9 月 26 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

5. フクロウ保護プロジェクトの推進に関する協定 (H30.3.22)

[協定締結者]：キオクシア (KIOXIA) 株式会社四日市工場、県立四日市西高等学校自然研究会、四日市市、いなべ市、菰野町、三重県

[取組内容]：四日市西高等学校自然研究会が行うフクロウの保護活動について、キオクシア株式会社四日市工場が調査用資機材の提供、広報、社員の活動の参加などを行い、保護活動の拡大、地域への普及啓発を図ります。

[協定期間]：平成 30 年 3 月 22 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

6. カワバタモロコの保護に関する協定 (H31.3.28)

[協定締結者]：三交不動産株式会社、株式会社鳥羽水族館、国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科、三重県

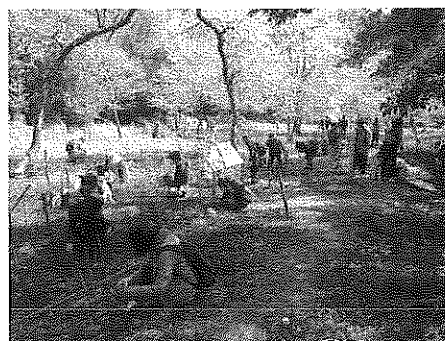
[取組内容]：絶滅危惧種である淡水魚のカワバタモロコを保護するために、株式会社鳥羽水族館及び国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科と連携して、三交不動産株式会社が生息状況調査や活動場所の保全等を実施し、広報や社員の保護活動、学習会への参加などを行い、生物多様性保全に資する取組の拡大や地域への普及啓発を図ります。

[協定期間]：平成 31 年 3 月 28 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

7. イヌナシ (マメナシ) の保全活動に関する協定 (R1.9.18)

[協定締結者]：株式会社 NTN 三重製作所、特定非営利活動法人多度自然育成の会、桑名市、三重県

[取組内容]：特定非営利活動法人多度自然育成の会が行う絶滅危惧種イヌナシ (マメナシ) の保全活動に、株式会社 NTN 三重製作所が必要な資金や資材を提供するとともに、社員が保全活動に参加するなど、希少種の保護活動の拡大や地域への普及啓発を図ります。



[協定期間]：令和元年 9 月 18 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

『国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業』

国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）では、生物多様性の保全に資する活動が各セクターで連携して行われることを促進するため、「にじゅうまるプロジェクト」に登録された事業等の中から、国連生物多様性の10年日本委員会が推奨する連携事業を認定しており、三重県からは以下の3校が認定されています。

【県立四日市西高等学校】 【鈴鹿高等学校】 【三重中学校・三重高等学校】

「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業（第14弾）」

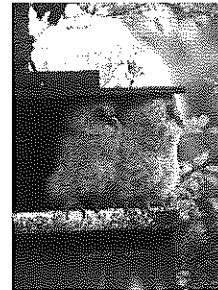
- 「鈴鹿山麓フクロウ保護プロジェクト」：県立四日市西高等学校自然研究会

「連携主体」：地方公共団体（三重県、四日市市、いなべ市、菰野町等）、キオクシア株式会社四日市工場、大学、NPO法人、各種の森林組合等

「取組内容」：

三重県で準絶滅危惧種に指定されるフクロウの保護とその生息環境の保全を目指し、保護、研究、教育の3つの柱で実践しています。巣箱掛けによる子育て支援、繁殖時の生態調査、餌動物相を明らかにするための研究、及び体験型の講演会などの啓発活動に取り組みます。

（※フクロウの写真は、四日市西高等学校提供）



「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業（第15弾）」

- 「高校でのネコギギ保全」：学校法人鈴鹿享栄学園 鈴鹿高等学校自然科学部

「連携主体」：地方公共団体（三重県、鈴鹿市、亀山市） NPO法人、各種環境保護団体、水族館、大学（京都、岐阜協立）、三重県総合博物館

「取組内容」：

鈴鹿川水系に生息する国指定天然記念物であるネコギギの保護と、その生息環境の保全を目指しています。生息確認のための夜間潜水調査のほか、亀山市と鈴鹿享栄学園で飼育協定を締結し、生息域外保全事業を行うとともに、地域での普及啓発活動に取り組んでいます。



（※ネコギギ及び鈴鹿川の自然観察会の写真は、鈴鹿高等学校提供）

●「地元の海を広い視点で知り・知ってもらおう」

：学校法人三重高等学校 三重中学校・三重高等学校

「連携主体」：地方公共団体(三重県、松阪市、伊勢市)、大学(三重、皇學館、東京、愛媛)、アクア松阪協議会、企業(トヨタ、伊勢新聞等)、NPO 法人(ごっこ Club 等)、三重県総合博物館、OWJES、みえこどもの城、三重県環境学習情報センター、みえ森づくりサポートセンター等

「取組内容」：

埋立てを免れて残された豊かに生物が生育する松名瀬干潟について、中高生が科学的な生物相データを月毎に地道に取り、記録し、学会等で発表すると同時に、環境教育に力をいれ、生徒自身が調査の経験に基づいた、自然観察会のプログラムを多くの方々に行う取組です。



【小学生や環境フェスティバル来場者を対象にした自然観察会・生きもの観察会】

このような団体が少しでも増加するように、三重県としても普及啓発を実施し、市町や学校、NPO 法人等の様々な主体との協創を通じたオール三重での生物多様性保全に資する取組を推進していきます。

【参考：認定の基準（以下の①～③の基準をもとに総合的に判断される。）】

① 「多様な主体の連携」

- ・複数のセクターが連携・協働している。
- ・地域における連携・協働を促進する効果が期待される。
- ・セクターにおける連携・協働を促進する効果が期待される。

② 「取組の重要性」

- ・生物多様性の保全及び持続可能な利用に対して具体的な効果が期待される。
- ・関連する活動の推進を支援する効果が期待される。
- ・事業を継続実施できる仕組みが整備されている。

③ 「取組の広報の効果」

- ・参加者や支援者の増加により事業効果のさらなる向上が期待される。
- ・他の地域でも同様の活動が行われるようになることが期待される。
- ・活動に先進性があり、新たな取組を誘発する波及効果が期待される。

行政の施策一覧表

具体的な取組	関係部署	掲載頁
【取組方針1 重要な自然環境や野生生物の保全】		
(1-1 希少野生生物の保全)		
野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P30
希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P30
県天然記念物の指定と保全活動	社会教育・文化財保護課	P30
的確な情報提供とアドバイス	総合博物館	P30
水産資源構成種の生息環境を保全	水産基盤整備課	P30
(1-2 自然環境保全地域等の重要地域の保全)		
自然公園区域と自然環境保全地域での生態系維持回復事業の実施	みどり共生推進課	P31
自然公園区域の保全	みどり共生推進課	P31
ゾーニングによる地域保全	みどり共生推進課	P31
(1-3 自然地の開発行為による影響の低減)		
環境影響評価の実施	地球温暖化対策課	P31
公共事業を対象とした生物多様性審査	みどり共生推進課	P31
自然地の開発を対象とした指導	みどり共生推進課	P31
【取組方針2 豊かな里地・里山・里海の保全と利用】		
(2-1 農林水産業における担い手の確保)		
人や産業が元気の農山漁村づくり（グリーン・ツーリズム）	農山漁村づくり課、担い手支援課	P33
県産材の利用促進	森林・林業経営課	P34
森林・林業及び地域を担う人材の確保・育成	森林・林業経営課	P34
(2-2 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生)		
緑の循環の推進による持続可能な森林経営の実現	森林・林業経営課	P34
水田生態系の保全	農業基盤整備課、農山漁村づくり課	P34
沿岸漁場の生態系の回復	水産基盤整備課	P34
森林整備の推進による公益的機能の確保	森林・林業経営課、治山林道課	P35
災害に強い森林づくりの効果検証	林業研究所	P35
農業及び農村の多面的機能の発揮	農山漁村づくり課	P35
(2-3 自然環境保全活動の連携促進)		
NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供	ダイバーシティ社会推進課	P35
里地里山保全活動の推進	みどり共生推進課	P35
宮川流域ルネッサンス事業の推進	地域支援課	P36
三重まるごと自然体験	農山漁村づくり課	P36
エコツーリズムの推進	みどり共生推進課	P36
自然体験コンテンツ等の推進	観光魅力創造課	P36
環境保全活動の広域ネットワーク化	大気・水環境課	P36
多様な主体による海岸漂着物対策	大気・水環境課	P36
多様な主体の参画による県有地の利用	水資源・地域プロジェクト課	P36

行政の施策一覧表

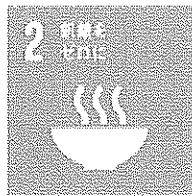
具体的な取組	関係部署	掲載頁
【取組方針3 生物多様性への負荷の抑制】		
(3-1 外来生物による被害防止)		
外来生物対策の普及啓発	みどり共生推進課	P40
自然公園区域内の外来生物対策	みどり共生推進課	P40
外来生物の駆除活動	農業基盤整備課	P40
外来生物に対する的確な情報提供とアドバイス	総合博物館、林業研究所	P40
内水面漁業の特定外来生物対策	漁業環境課	P40
(3-2 獣害・病害虫に強い農山村づくりの推進)		
ニホンジカの捕獲モデルの検証	林業研究所	P41
野生獣の利活用の促進	フードイノベーション課	P41
集落住民の機運醸成とリーダーの育成	獣害対策課	P41
新しい捕獲技術の開発と普及	獣害対策課	P41
野生鳥獣の生息数管理の推進	獣害対策課	P41
農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発	農業研究所	P41
病害虫発生予察・防除対策	病害虫防除所 林業研究所 治山林道課	P41
(3-3 環境汚染による自然環境への影響の抑制)		
浄化槽の適正な維持管理の促進	大気・水環境課	P42
生活排水対策の総合的な推進	大気・水環境課 農山漁村づくり課 水産基盤整備課 下水道事業課	P42
生物指標を用いた水質判定の普及啓発	大気・水環境課	P42
伊勢湾の水質保全のための広域的な取組	政策提言・広域連携課 大気・水環境課	P42
河川や海域の水質を継続的に監視	大気・水環境課	P43
下水道終末処理施設の適正管理	下水道経営課	P43
有害赤潮の予察技術の開発	水産研究所	P43
工場、事業場排水の汚濁負荷の低減	大気・水環境課	P43
畜産経営に起因する水質汚濁を防止	畜産課	P43
総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標とその活用	農産園芸課	P43
化学肥料・化学合成農薬低減の取組	農産園芸課	P43
(3-4 地球温暖化の抑制)		
地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策課	P44
地球温暖化対策の普及啓発	地球温暖化対策課	P44
森林整備によるCO2吸収源対策の強化	森林・林業経営課 治山林道課	P44
再生可能資源の利用によるCO2排出対策	森林・林業経営課	P44

行政の施策一覧表

具体的な取組	関係部署	掲載頁
【取組方針4 生物多様性保全の環境づくり】		
(4-1 生物多様性の理解促進)		
観察会・調査体験会の開催	みどり共生推進課	P48
体験型・参加型の環境教育	地球温暖化対策課	P48
三重の豊かな自然と歴史を県民とともに探求	総合博物館	P48
森林環境教育・木育の効果的な推進	みどり共生推進課	P48
環境保全活動・環境教育の取組	小中学校教育課 高校教育課	P48
(4-2 生物多様性に関する人材育成)		
企業・県民の森林づくり活動への参画促進	みどり共生推進課	P49
多様な主体の森林づくり活動へのサポート	みどり共生推進課	P49
(4-3 生態系に配慮した公共工事)		
道路整備における生物多様性保全への配慮	都市政策課 道路管理課 道路建設課 道路企画課	P49
下水道事業による地域生態系への影響緩和	下水道事業課	P49
天然記念物保護連絡会議の開催	社会教育・文化財保護課	P49
海岸における生物多様性の保全	港湾・海岸課 水産基盤整備課 農業基盤整備課	P49
生物に配慮した河川の整備・維持管理	河川課	P49
水産資源構成種の生息環境の保全・創造	水産基盤整備課	P50
森林土木工事での希少生物の生態調査	治山林道課	P50
林道工事での水生生物の保全	治山林道課	P50
森林土木事業担当者を対象とした希少生物学習会の開催	治山林道課	P50
工事施工前、施工後の生態系評価	農業基盤整備課	P50
生物多様性保全上重要な地域の共有	みどり共生推進課	P50
魚道の整備	河川課	P50
ロードキル防止対策	都市政策課 道路管理課 道路建設課 道路企画課	P50
魚礁の整備	水産基盤整備課	P51
(4-4 人と自然とのふれあいの場の確保)		
自然公園・長距離自然歩道の施設整備	みどり共生推進課	P51
自然とのふれあいの場と機会の提供	みどり共生推進課	P51
都市公園の整備	都市政策課	P51
川とふれあえる場の維持・形成	河川課	P51
大仏山地域散策路の維持管理	水資源・地域プロジェクト課	P51

「SDGsの個別目標と生物多様性の関係」

SDGsの個別目標のうち、特に本県の生物多様性推進プランと関係のある目標としては、以下のとおりである。



- 地域の生態系を維持するとともに、気候変動や異常気象に対する適応能力を向上させ、持続可能な農業生産を実践していくなど



- 全ての人に公平な質の高い教育並びに生涯学習の機会を提供し、学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を習得するなど



- 山林、原野、湖沼、湿地、河川等の水に関する生態系の保護や回復を図るため、全ての人の水と衛生への利用の可能性と持続可能な管理を確保するなど



- 包括的かつ持続可能な農業や水産業等の産業化を促進するとともに、技術革新（イノベーション）の拡大を推進するなど



- 自然環境や生物多様性に配慮した公共工事を実施し、包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現を目指し、いつまでも安全に住み続けられるまちづくりに取り組むなど



- 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放を削減し、自然と調和したライフスタイルに取り組みなどの持続可能な消費と生産の形を確保するなど



- 気候変動対策を基本計画等に盛り込み、気候変動の緩和、適応に関する教育、普及啓発を実施するなどの具体的な対策に取り組むなど



- 海洋ゴミや海の富栄養化等による海洋汚染防止の取り組みや海洋及び海岸の生態系の回復を図るための取り組みを推進するなど、海洋とその資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用していくなど



- 絶滅危惧種や希少野生動物種の保護、外来生物の侵入防止、放出禁止等の対策を図り、また、森林の適時の伐採や造林、保育の実施など、森林の持続可能な管理並びに森林の多面的機能の発揮並びに生物多様性の損失の防止を図るなど



- 持続可能な開発に向けての実施手段を強化するとともに、生物多様性パートナーシップ協定を推進し、オール三重での生物多様性保全に資する活動に取り組んでいくなど

『資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(外務省)』

第3節 具体的な取組 (※第3節では、関連するSDGsの個別目標をアイコンで表示しています。)

1. 取組方針 1 重要な自然環境や野生生物の保全



(1) 現状及び課題

○人間活動に伴う環境への負荷（森林伐採、農地の他用途への転用、土地造成や埋め立て等による湿地や干潟の減少など）によって、野生生物の生息生育地が減少しています。

○鑑賞目的などによる希少種の捕獲・採集による個体数の減少が見られます。

○開発など人間活動に伴う環境への負荷などにより、「三重県レッドデータブック2015」に掲載されている絶滅のおそれのある生きものの種類は1,742種となっており、「三重県レッドデータブック2005」の1,483種から259種増えています。

○野生動植物の生息・生育環境及び希少種の保全を図るとともに、その調査・研究を進めることが必要です。

(2) 取組の方向性

○県内の野生動植物種がおかれている状況を把握するとともに、野生動植物の保護・管理について広く県民に周知します。

○特に保護が必要な希少野生動植物種については保護措置を講じていくとともに、自然公園や自然環境保全地域における生態系の維持又は回復を図ります。

○開発行為に関して、生息生育地への影響の回避や低減等の配慮をより促進していきます。

○自然の風景地や天然林、重要な野生動植物種の生息地等を次世代に継承するため、天然記念物、自然公園及び三重県自然環境保全地域の制度を活用するとともに、特に保護の必要な野生動植物について、県指定希少野生動植物種に指定する等、適正な保全を進めます。

(3) 各主体の取組

1) 行政の取組

①希少野生生物の保全（取組方針1-1）

○野生生物の保護啓発

（みどり共生推進課）

・小中高校生を対象とした「野生生物保護啓発ポスターコンクール」を実施し、児童生徒に野生生物に対する保護意識の啓発を図るとともに、環境関係イベントにおいて、パンフレット等を配布するなど、野生生物の保護意識の向上を促進します。

○希少生物の指定と保全活動

（みどり共生推進課）

・人為的な影響を強く受けている希少種の保全について、適時、三重県指定希少野生動植物種への指定を検討するとともに、三重県生物多様性保全アドバイザー等の専門家の協力を得ながら、適正な保全を進めます。また、希少種保全を進めるうえで、活動団体等の民間活力を活用しながら取組を進めていきます。

・淡水二枚貝の生息数の回復を図るため、専門家の助言を得ながら、外来藻類の駆除活動等、新たな対策を実施していきます。

○県天然記念物の指定と保全活動

（社会教育・文化財保護課）

・天然記念物が適切に保護されるよう所有者等に対して、技術的・経済的な支援に努めます。

・保存活用計画に沿って適切に保護していきます。

○的確な情報提供とアドバイス

（総合博物館）

・レファレンスサービスや同定会を開催し、利用者の相談に応じていきます。また、環境影響評価委員会についても、必要に応じて参画し、意見等を述べさせていただきます。

○水産資源構成種の生息環境を保全

（水産基盤整備課）

・水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくため、藻場・干潟・浅場の造成及び再生、底質改善などの漁場環境の保全を進めます。

②自然環境保全地域等の重要地域の保全（取組方針1-2）

○自然公園区域と自然環境保全地域での生態系維持回復事業の実施

（みどり共生推進課）

・県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域においては、生態系維持回復事業を継続して実施し、在来種の生息・生育環境の保全に努め、地域の生態系の維持回復を図ります。また、みえ生物多様性パートナーシップ協定制度等を活用し、企業や市町、NPO団体等のサポートや県民のみなさんの参画を得ながら、人的支援等に努めます。

○自然公園区域の保全

（みどり共生推進課）

・三重県自然環境保全条例及び自然公園法、三重県立自然公園条例に基づき、自然の風景地の保全を図るとともに、県民の保護、休養及び啓発に資するとともに生物多様性の確保を行っていきます。

○ゾーニングによる地域保全

（みどり共生推進課）

・希少野生動植物種の重要な生息場所について、事業実施検討段階で一定の配慮がなされるよう、ゾーニングを行い、その内容について公開します。

③自然地の開発行為による影響の低減（取組方針1-3）

○環境影響評価の実施

（地球温暖化対策課）

・一定規模以上の開発事業等については、三重県環境影響評価条例に基づき、事業者に対してあらかじめ調査、予測、評価の実施を求めるとともに、住民等、知事、市町長などからの意見聴取、有識者による審議を踏まえて、環境の保全に十分な配慮がなされるよう事業に反映させます。

・県が実施する開発事業については、「三重県環境調整システム」に基づき、その事業に係る計画等を策定しようとする段階から、環境保全に関する審議・調整を行います。

○公共事業を対象とした生物多様性審査

（みどり共生推進課）

・「環境調整システム」において公共事業担当課から提出される環境配慮検討書について、生物多様性保全の観点から審議し、必要に応じて三重県生物多様性保全アドバイザーの派遣を行い、助言を求めます。

○自然地の開発を対象とした指導

（みどり共生推進課）

・開発行為届出に対し、希少野生動植物種の生息に支障を及ぼすおそれがある事業に対しては、条例に基づく勧告等、必要な措置を行います。

・希少野生動植物種の重要な生息地情報をまとめ、その地域において開発行為を行う場合について、事業者に対し、より詳細な生物調査を求めます。

2) 事業者の取組

○事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性に配慮した事業活動を行いましょ。う。

○研究機関やNPO等民間活動団体との連携を進めましょ。う。

3) 県民の取組

○希少野生動植物の捕獲や採取を行わないなど、保全意識を高めましょ。う。

(具体的取組)

・地域の希少種や天然記念物を保全する活動に参加ましょ。う。

・山野草や生きものを、むやみに採集しないようましょ。う。

○野生生物保護啓発ポスターコンクールに参加し、野生生物の保護意識の向上に努めましょ。う。

○生物多様性に関する保全活動や環境フェア等のイベントに積極的に参加し、自然公園や希少野生動植物に関する知識と理解を深め、自然環境や生物多様性保全に関する意識の向上に努めましょ。う。

4) NPO等民間活動団体の取組

○希少野生動植物種等の生息生育地の自主的な保全活動を実施ましょ。う。

○県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域において、県が行う生態系維持回復事業に積極的に参画し、在来種の生息・生育環境の保全や地域の生態系の維持回復に係る活動に協力ましょ。う。

○専門的な知見や経験を生かした企業や教育機関等の取組を支援し、連携に努めましょ。う。

5) 教育・研究機関、専門家の取組

○科学的かつ客観的な自然環境データの収集と情報を提供ましょ。う。

○NPO、事業者等の様々な主体と連携・協働ましょ。う。

2. 取組方針2 豊かな里地・里山・里海の保全と利用



(1) 現状及び課題

○里地里山は、集落を取り巻く農地や薪炭林、農用林として日常的に利用されてきましたが、生活様式の変化や中山間地域の高齢化により手入れ不足となり、生態系の多様性が失われつつあります。また、人工林では、近年、林業の採算性悪化や社会経済情勢の変化を背景として人工林の管理水準が低下しており、森林の持つ公益的機能（水源のかん養や生物の多様性を確保するための基盤であるとともに、人々の生活に安らぎと潤いをもたらすなど）が損なわれることが懸念されています。

○身近な自然の保全には、地域住民等の自発的な保全活動の促進とともに、県民、NPO等団体、事業者と行政が連携して進めていくことが重要です。里山は、場所によって生物相は大きく異なります。多様な里山のそれぞれについて、その土地本来の生物多様性を保全していくことが必要です。また、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性の保全を行う必要があります。

(2) 取組の方向性

○里地里山環境の継続的な利用や豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった里地・里山・里海の保全のための取組を促進するとともに、環境保全活動団体のネットワーク化を進め、専門家や企業、行政等様々な主体の連携・協創による自然環境保全活動を促進します。

○身近な自然の保全は、県民、NPO等民間活動団体、事業者と行政が連携して進めていくことが重要なことから、見回り、清掃、整備や管理など活動の段階に応じて、地域住民等による自発的な保全活動を促進していきます。

(3) 各主体の取組

1) 行政の取組

①農林水産業における担い手の確保（取組方針2-1）

○人や産業が元気な農山漁村づくり（グリーン・ツーリズム）

（農山漁村づくり課、担い手支援課）

・農山漁村地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな資源を生かした、農家レストラン・農林漁業体験民宿・農林漁業体験・直売所などの経済活動取組の拡大を推進し、都市や企業等との交流を促進し農山漁村の活力の向上を図ります。

○県産材の利用促進 (森林・林業経営課)

・県産材の需要拡大に向け、地域の工務店や建築士等へ「三重の木」等県産材による住宅建築を働きかけるとともに、地域材によるサプライチェーンの構築をめざし、製材所等とのマッチングを進めます。また、県内の公共建築物等における県産材の利用を促進するため、中大規模の木造設計を行える建築士の養成や、県や市町の営繕担当者等を対象とした研修会等の開催など、非住宅分野における担い手の確保に取り組みます。

○森林・林業及び地域を担う人材の確保・育成 (森林・林業経営課)

・林業への新規就業者や地域における多様な担い手を確保するため、県内や首都圏等で開催される就業・就職フェア等に出展し、情報発信や相談対応を行うほか、県内の高校生を対象とした林業職場体験研修や、自伐型林業に取り組むグループ等に対する技術研修などを実施します。

・「みえ森林・林業アカデミー」において、既就業者を対象とした3つの基本コース（ディレクター育成、マネージャー育成、プレーヤー育成）のほか、林業体験講座や各種選択講座等を実施し、生物多様性の保全にも配慮した森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材、地域を担う新たな視点、多様な経営感覚を持った人材の育成に努めます。

② 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生（取組方針2-2）

○緑の循環の推進による持続可能な森林経営の実現 (森林・林業経営課)

・県内の森林資源は充実し、利用期を迎えています。森林資源を有効に活用し、「植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環を進めるため、確実な再造林の実施と一体的に行う獣害防止柵の設置を支援するなど、持続可能な林業生産活動を促進します。

・国民の3割が花粉症に罹患していると言われており、花粉発生源対策を推進するため、利用期を迎えた森林の伐採とともに、無花粉・少花粉スギ・ヒノキ等への転換を進める必要があります。こうした花粉症対策苗木の増産、安定供給に向けた取組を進めます。

○水田生態系の保全 (農業基盤整備課、農山漁村づくり課)

・必要に応じて水田地域における魚類等の生物多様性の保全活動について支援していきます。

○沿岸漁場の生態系の回復 (水産基盤整備課)

・水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、魚礁などの整備を進めます。

○森林整備の推進による公益的機能の確保（森林・林業経営課、治山林道課）

・森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適正な森林管理を行うとともに、樹種や林分構造が多様な「構造の豊かな森林づくり」を進めます。

・適切な森林管理を推進するため、森林資源情報の効果的な把握と活用に努めるとともに、新たな森林経営管理制度を活用した計画的な森林整備を促進します。

・災害に強い森林づくりを一層進めるため、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備や流域防災機能の強化を図るための森林整備を進めます。

○災害に強い森林づくりの効果検証（林業研究所）

・森林が有する流木・土砂災害防止機能を高めるため、県が進めている「災害に強い森林づくり推進事業」の効果検証に継続して取り組みます。

○農業及び農村の多面的機能の発揮（農山漁村づくり課）

・国土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業及び農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、地域で取り組む農地、農業用水路、農道等の地域資源の維持保全活動、農村環境保全活動（生態系保全、水質保全、景観形成など）を支援します。

・農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を通して多面的機能の維持・発揮のための活動を支援します。

③自然環境保全活動の連携促進（取組方針2-3）

○NPO・市民活動の推進・市民活動の場や交流の機会の提供

（ダイバーシティ社会推進課）

・生物多様性にかかる活動を行うNPOや市民活動団体が、新たな協働先、人材、資金、情報などを得ることで活動内容の充実や活動基盤の強化ができるよう、「みえ県民交流センター」という活動・交流の場の提供、セミナーの開催、ホームページ、SNSや情報誌による情報発信等に取り組みます。

○里地里山保全活動の推進（みどり共生推進課）

・三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、みえ生物多様性パートナーシップ協定を活用し、企業や市町等関係機関の協力を得ながら、各地域のNPO団体等が行う里地里山整備や希少野生動植物の保全活動に対する支援に取り組んでいきます。

○宮川流域ルネッサンス事業の推進

(地域支援課)

・宮川流域地域の豊かな自然・歴史・文化を保全・再生しながら地域の活性化を図るため、宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、地域を支える多様な主体との協働のもと、協議会活動に取り組みます。

○三重まるごと自然体験

(農山漁村づくり課)

・三重の豊かな自然を、“体験”という形で活用し、国内外から多くの人を呼びこむとともに、自然の大切さへの理解の醸成を図ります。また、体験を通して地域や集まった仲間たちとの交流により、地域の活性化や自然環境の保全など様々な取組を展開していきます。

○エコツーリズムの推進

(みどり共生推進課)

・伊勢志摩国立公園におけるエコツーリズムの推進のため、引き続き海外からの誘客促進を高め、国内外からの集客・交流の拡大につなげるとともに、伊勢志摩国立公園に関わる人びとに対し更なる働きかけを行っていきます。

○自然体験コンテンツ等の推進

(観光魅力創造課)

・国内外の観光客のニーズやトレンドを踏まえ、体験コンテンツに関係する部局や関係機関と情報共有しながら、連携していきます。
・体験コンテンツに関する情報発信については、観光サイト「観光三重」の多言語化も含め、国内外への情報発信に努めるとともに、JNTO など関係機関との連携も進めていきます。

○環境保全活動の広域ネットワーク化

(大気・水環境課)

・活動団体や CSR 活動の一環で清掃活動等を行っている企業等（特に事業所周辺での清掃活動等の街中で活動をされている企業）への呼びかけを継続して行います。

○多様な主体による海岸漂着物対策

(大気・水環境課)

・平成 24 年 4 月、伊勢湾総合対策協議会の中に「海岸漂着物対策検討会」を組織し、生態系にも悪影響を及ぼすと考えられている海岸漂着物の発生抑制等に、三県一市が協力して取り組んでいます。

○多様な主体の参画による県有地の利用

(水資源・地域プロジェクト課)

・人が自然とのかかわり合いを通じて、持続的に手入れを行い、自然の恵みを享受していた「里山」利用をモデルに、大仏山地域において、多様な主体の参画による多様な土地利用を行っていくことで、人々の楽しみ・生き甲斐・喜びを創出していきます。

2) 事業者の取組

- 社会貢献活動としての清掃活動等の環境保全活動や里地里山保全活動、生物多様性保全に資する活動等に参画し、NPO等民間活動団体への支援を行いましょ
- 適時の伐採、造林及び保育を実施することにより適切な森林の経営管理を行い、また、針広混交林化・長伐期化等の多様な森林を整備し、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにしましょ
- 森林の適正な管理や針広混交林化、広葉樹林化などの多様な森林施業を行いましょ
- 適切な農業生産活動を行うことにより、生物多様性の保全、良好な景観の形成など農業の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにしましょ
- 水産資源の管理や回復、漁礁や藻場の造成による生息環境の改善を進めましょ
- エコツアーを企画・運営する場合は、自然環境や生きものに影響を与えないように十分配慮しましょ

3) 県民の取組

- 環境保全活動や里地里山保全活動、エコツアー（エコツーリズム・グリーンツーリズム）等に積極的に参加し、自然環境や生物多様性の保全、農山漁村地域の産業や生活、文化に関する知識と理解を深めましょ
- 地産地消に積極的に取り組みましょ。
（具体的取組）
 - ・地域で行われている自然観察会や自然体験イベントに参加しましょ
 - ・地域で実施される清掃活動等の環境保全活動に参加しましょ
 - ・県内の里山や里海で行われているイベントに参加して、いろんな地域の自然を体験しましょ
 - ・子どもに地元の木でできたおもちゃを買うなど、暮らしの中に地域の恵みを取り入れてみましょ
 - ・地元の農林水産物を購入しましょ
 - ・旬のものや、地元で採れたものを食卓に取り入れましょ
 - ・地域の自然素材を使って商品をつくってみましょ
 - ・地域の自然や里山を保全・創造する活動に参加しましょ
 - ・地域の自然の素晴らしさを伝える活動を試みましょ

4) NPO等民間活動団体の取組

○生物多様性を保全するための活動を実践するとともに、広く県民の参加を受け入れるプログラムを創設しましょう。

(具体的取組)

・地域の伝統・文化、自然や生きものと人間の共存の大切さを見つけるプログラムを行いましょう。

・団体やNPO同士の交流を深めましょう。

・地域の自然や生きものを守っている人が、誰でも気軽に参加できるイベントを開催しましょう。

5) 教育・研究機関、専門家の取組

○科学的かつ客観的な自然環境データの収集と情報を提供しましょう。

○様々な主体との連携・協働しましょう。

3. 取組方針3 生物多様性への負荷の抑制



(1) 現状及び課題

○近年、護岸の造成等による砂浜や藻場・干潟の減少により、里海としての機能が失われつつあり、赤潮や貧酸素水塊の発生などに見られるように水域環境も悪化し、里海での高い生物生産性と生物多様性が低下しています。

○ニホンジカ、イノシシ等は分布域が拡大し、農林業被害が増大しています。特にニホンジカは農林業だけにとどまらず、希少植物であるシバナの摂食がみられるとともに、食害や剥皮による樹木の枯損が森林の乾燥化を招くことも指摘されています。そのため、ニホンジカ、イノシシ等に対する個体数調整、生息地管理により、農林業や生態系への被害を防止する必要があります。

○人間活動によって持ち込まれた外来種（オオクチバス、アレチウリなど）が、生態系や在来生物に対して脅威となっており、県内で多くの特定外来生物や要注意外来生物が確認されています。特に生息環境の競合による希少種の駆逐等が県内各地で問題となっています。また、県内で遺伝子組み換え植物の自生が確認されており、在来種との交配による生態系への影響が懸念されています。このことから、外来種の生息・生育状況と被害状況を把握し、適切な対策を進めていくことが必要です。

○温暖化による平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超えた場合、動植物種の約20～30%は絶滅するリスクが高まり、4℃以上の上昇に達した場合は、重大な（40%以上の種の）絶滅につながると予測され、生物多様性に多大な影響を与えます。今後、特段の対策を講じない場合には、県内の温室効果ガス排出量はさらに増加する見込みであり、地球温暖化防止対策に積極的に取り組むことが必要です。

(2) 取組の方向性

○里海の生物多様性を保全し、里海から得られる恩恵を持続的に享受していくため、藻場・干潟・浅場の持つ水質浄化機能を明らかにします。

○ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による、農林業や生態系への被害に対応するため、行政、地域住民や関係団体等が連携して対策に取り組んでいきます。

○地域の在来種に、著しい悪影響を及ぼしているブラックバスやブルーギル等の外来種について、希少野生動物の保護等の観点から、増殖等の抑制に取り組めます。外来種は、県外から持ち込まれることもあり、広域的な対応が求められることから、国や近隣府県及び県関係機関の情報交換を密にし、連携して対策を進めていきます。

○地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量削減を進めるため、県民、事業者、各種団体、市町、研究機関等、様々な主体と連携しながら地球温暖化防止の取組を推進し、生物多様性への影響の低減を図ります。

(3) 各主体の取組

1) 行政の取組

①外来生物による被害防止（取組方針3-1）

○外来生物対策の普及啓発

（みどり共生推進課）

・県ホームページで外来生物について広く啓発するとともに、関係者への研修やイベントでの啓発物の配布等、きめ細かい普及啓発を行います。併せて、野生生物保護啓発ポスターコンクールを活用し、外来生物防除対策について、県内の小中学校等への普及啓発を行います。また、市町や関係機関等に対して、外来生物対策に係る各種の情報提供を行うなど、外来生物対策の円滑な推進を図ります。

・侵略的外来種について、その定着経路に関する情報の把握に努めるとともに、防除の優先度を整理し、各主体の適切な役割分担のもと対策を進めます。

○自然公園区域内の外来生物対策

（みどり共生推進課）

・生態系維持回復事業により藤原岳で生育する外来種ハルザキヤマガラスの駆除活動を実施します。

○外来生物の駆除活動

（農業基盤整備課）

・ため池改修工事等にあわせ、外来種の生物状況を把握し、地域の団体等と協働し必要に応じて駆除活動を実施していきます。

○外来生物に対する的確な情報提供とアドバイス（総合博物館、林業研究所）

・レファレンスサービスや同定会を開催し、利用者の相談に応じていきます。また、ヒアリ等の新たな外来生物の侵入に備えて、県関係機関や市町環境行政担当者を対象に開催する外来生物関連研修会やみどり共生推進課からの外来種の同定依頼に対して協力します。（総合博物館）

・森林等に害を及ぼす恐れのある外来生物の防除対策に係る研修会の開催に協力します。また、市町、関係団体等からの相談に応じ、情報提供やアドバイスを行うとともに、市町、関係団体等からの森林等に害を及ぼす恐れのある外来生物防除対策に関する調査研究等への協力依頼に応じ、侵略的外来生物の早期発見や定着防止に向けた調査研究に取り組んでいきます。（林業研究所）

○内水面漁業の特定外来生物対策

（漁業環境課）

・「内水面漁業の振興に関する法律」及びその基本方針に即して、内水面水産資源の回復を図り、漁業環境の再生に資するため、漁業者が行う特定外来生物による食害対策を支援します。

② 獣害・病害虫に強い農山村づくりの推進（取組方針3-2）

○ニホンジカの捕獲モデルの検証（林業研究所）

・森林被害や農業被害をもたらすニホンジカの生息密度の低下や、低下した後の低密度状態の維持を目的とした捕獲モデルの検証を行います。

○野生獣の利活用の促進（フードイノベーション課）

・みえジビエの消費拡大に向け、「NPO法人みえジビエ推進協議会」と連携して、商品開発や販路拡大などの取組を進めます。

・また、平成30年度に新たに制定した「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努めるとともに、安定供給に向けた体制の強化を図ります。

○集落住民の機運醸成とリーダーの育成（獣害対策課）

・集落代表者へのアンケート結果を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細かな対応や早期の対策に取り組めます。

○新しい捕獲技術の開発と普及（獣害対策課）

・これまで導入された、大量捕獲技術のより効率的な利用ならびに、普及に取り組む必要があります。

○野生鳥獣の生息数管理の推進（獣害対策課）

・ニホンジカについては引き続き、第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲を積極的に進め、森林等における生息数管理を適切に行うことにより計画を進捗させていきます。

○農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発（農業研究所）

・ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ等有害動物による農作物被害を軽減させるため、現地の状況に合わせ、地域が主体となった防護柵による被害対策やICT大型捕獲檻による捕獲技術、ニホンザル群の継続的なモニタリング等、普及効果の高い獣害対策技術や調査手法等の開発と実証に取り組んでいます。

○病害虫発生予察・防除対策（病害虫防除所、林業研究所、治山林道課）

・森林や作物等に害を及ぼす病害虫について、現在の発生状況や被害状況及び病害虫の発生に大きな影響を与える気象などについて、必要な調査を行い、これらのデータを解析することで、今後の病害虫発生を予測し、防除の活用に向けた情報提供を行っています。

・最近被害が問題になっている病害虫や新たに発生した病害虫の生態や防除

対策についてホームページに取り上げ、防除対策のポイントや各種病害虫の生態等について解説しています。

・毎月、県内全域で延べ 109 種の主要農作物の病害虫発生状況を調査し、今後の発生予想を作物別に発表しています。病害虫の発生や作物の生育状況及び気象予測をもとに、データを解析し今後の病害虫発生を予測したうえで、効率的な病害虫防除技術を関係機関や報道機関に情報発信しています。

(病害虫防除所)

・最近、農作物の被害が問題になっている病害虫や、侵入害虫など新たに発生した病害虫について、その生態や防除対策のポイントについても情報発信し、発信した情報は、ホームページに掲載してだれでもいつでも閲覧できます。

(病害虫防除所)

③環境汚染による自然環境への影響の抑制（取組方針 3-3）

○浄化槽の適正な維持管理の促進 （大気・水環境課）

・浄化槽保守点検業者への研修会や、浄化槽管理者への普及啓発等を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。

○生活排水対策の総合的な推進

（大気・水環境課、農山漁村づくり課、水産基盤整備課、下水道事業課）

・「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、地域の実状を踏まえた生活排水処理施設の整備の促進を図ります。

○生物指標を用いた水質判定の普及啓発 （大気・水環境課）

・住民が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定（みえ・川の健康診断事業）の普及・啓発に取り組みます。

○伊勢湾の水質保全のための広域的な取組

（政策提言・広域連携課、大気・水環境課）

・三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会で作成した「伊勢湾の総合的な利用と保全にかかる指針」に基づく水質保全等の広域的な取組を行います。

また、伊勢湾流域圏において、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる「健全な伊勢湾」の再生をめざす「伊勢湾再生行動計画（国と東海三県一市等で構成する伊勢湾再生推進会議で策定）」を着実に推進します。

○河川や海域の水質を継続的に監視 (大気・水環境課)

・河川、海域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、水環境の保全を図ります。

○下水道終末処理施設の適正管理 (下水道経営課)

・各流域下水道の終末処理施設から排出される放流水の水質が良好となるよう、施設の適正な維持管理を行います。

○有害赤潮の予察技術の開発 (水産研究所)

・漁場監視のために漁場環境調査を行うとともに情報提供を行います。また、ヘテロカプサ赤潮の発生シナリオを改良していくとともに、それ以外の有害赤潮についても予察技術の開発を行います。

○工場、事業場排水の汚濁負荷の低減 (大気・水環境課)

・工場・事業場への立入検査を行い、法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行います。

○畜産経営に起因する水質汚濁を防止 (畜産課)

・関係機関と連携して畜産環境問題の解決に取り組み、水質汚濁を防止していきます。
・畜産農家に対し、硝酸性窒素等の暫定排水基準の改正について情報提供を行い、水質汚濁防止を啓蒙していきます。

○総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標とその活用 (農産園芸課)

・農業生産活動に伴う環境への負荷軽減を図るため、抵抗性品種の導入や土着天敵の利用、輪作の実施等、利用可能なすべての防除技術を考慮して病害虫や雑草の被害を抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図るため、IPM実践指標を策定・公表し、農業者に情報提供するとともに、適切な指導を行います。

○化学肥料・化学合成農薬低減の取組 (農産園芸課)

・国の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行の1/2以下に低減するとともに、「有機農業」、「IPM」、「カバークロープ」の3つのうちいずれかに取り組む農業者団体等の活動を支援します。そのうち、「IPM」、「カバークロープ」の取組においては、指標生物調査による生物多様性評価を実施します。

④地球温暖化の抑制（取組方針3-4）

○地球温暖化対策の推進

（地球温暖化対策課）

・家庭や事業所での省エネや再生可能エネルギー導入の取組を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、「三重県気候変動適応センター」と連携し、気候変動影響や適応についての情報収集や情報提供など、気候変動適応の取組を促進します。

また、地球温暖化対策実行計画の計画期間が2020年度までであるため、計画の改定とあわせ、気候変動適応策を盛り込んだ総合的な計画として策定を検討します。

○地球温暖化対策の普及啓発

（地球温暖化対策課）

・家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進します。

○森林整備によるCO₂吸収源対策の強化（森林・林業経営課、治山林道課）

・持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適正な森林管理を行うとともに、樹種や林分構造が多様な「構造の豊かな森林づくり」を進めます。

・適切な森林管理を推進するため、森林資源情報の効果的な把握と活用に努めるとともに、新たな森林経営管理制度を活用した計画的な森林整備を促進します。

・災害に強い森林づくりを一層進めるため、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備や流域防災機能の強化を図るための森林整備を進めます。

○再生可能資源の利用によるCO₂排出対策

（森林・林業経営課）

・木材は、再生可能な環境に負荷の少ない資源であり、間伐材や木質バイオマス資源を適正に循環利用することにより、石油やコンクリートなどの鉱物資源の採取などと比べ環境への負荷を軽減します。

・木材の主要な用途である住宅や公共施設等における建築用材などのA材の需要拡大に向けた取組を進めるとともに、A材に付随して生産されるバイオマス用材の供給量の確保・増大に努めます。

2) 事業者の取組

- 外来種の持ち込み、他地域からの生物の放流・移植、ペット等の動物の遺棄をしないようにしましょう。
- 事業所敷地内に侵入した外来生物について、必要に応じて、その駆除に努めましょう。
- 原産地での乱獲や密猟を防止する観点から、外国産のペット等は安易に売らず、捨てず、終生飼育するよう呼びかけましょう。
- 取り扱う動物の適正管理や終生飼養に努めましょう。
- 顧客に対して、ペットの安易な飼養を助長しないよう説明義務の順守を徹底しましょう。
- 事業所敷地には郷土種等、在来植物を植えるようにしましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯の確保に努めましょう。
- 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを選択・供給しましょう。
- 有機栽培された農産物等を積極的に栽培・販売・購入しましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- エコアクション 21、ISO14001 や M-EMS の認証を取得し、事業活動における生物多様性への配慮を行いましょ。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょ。
- 生物多様性に配慮した工場緑化を行いましょ。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づく使用量等の届出を行い、化学物質の適正管理を行いましょ。
- 化学肥料・農薬の使用を極力おさえ、自然生態系の活力を可能な限り生かした人と環境に配慮した農業を行いましょ。

3) 県民の取組

- 日常生活の中で環境へ配慮しましょう。
(具体的取組)
 - ・節電、節水を進めましょう。
 - ・近いところへは、自転車を利用しましょう。
 - ・食べ物を残さないようにしましょう。
 - ・無駄な買い物をしないようにしましょう。
 - ・トレーサビリティの明確な環境配慮商品や生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）を購入、サービスの選択をしましょう。
 - ・有機栽培された農産物等を積極的に購入しましょう。
 - ・下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施す

るとともに、維持管理を徹底しましょう。

・洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないよう心掛けましょう。

・ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないよう心掛けましょう。

○外来生物による生態系への影響を理解し、飼っているペット等を野外に放さない等適正な飼育をしましょう。

(具体的取組)

・外来種について、正しい知識を持つようにしましょう。

・外来種のペットは、絶対に放さないようにしましょう。

・外来種を駆除する活動に参加しましょう。

○住宅敷地内に侵入した外来生物について、必要に応じて、その駆除に努めましょう。

○人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。

○野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置しないように努めましょう。

○下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯の確保に努めましょう。

○狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。

○捕獲された獣肉を購入して流通の促進に協力しましょう。

4) NPO等民間活動団体の取組

○外来種から地域の在来種を保全するための活動をしましょう。

○生物多様性を保全するための活動を実践するとともに、広く県民の参加を受け入れるプログラムを創設しましょう。

5) 教育・研究機関、専門家の取組

○科学的かつ客観的な自然環境データの収集と情報を提供しましょう。

○様々な主体と連携・協働しましょう。

4. 取組方針4 生物多様性保全の環境づくり



(1) 現状及び課題

○地域全体の生態系の保全を進めるために、生態系ネットワークの形成を促進する必要があります。

○公共事業を実施する際には、自然環境への配慮することが必要であり、大規模な公共事業については環境影響評価を、中規模な公共事業については環境調整システムを通じて地域の生態系への影響を検討する必要があります。

○県民の自然への関心が高まり、豊かな自然に親しみ、健康で充実した時間を自然の中ですごしたいなど、自然とふれあうための施設や機会等に対するニーズが広がってきています。そのため、自然公園地域内をはじめとして、森林公園、自然歩道、河川・海岸の親水施設など、身近な自然を体験・観察できる施設の整備が進められていますが、今後は生物多様性の視点も含めた管理運営が求められるようになっていきます。また、一部の利用者のマナー欠如に起因する行動により、景観が損なわれ、野生動植物に悪影響を及ぼす事例がみられます。このため、野外活動におけるマナーやルール等について紹介し、自然環境への負荷を最小限にとどめるよう求めていくことが必要です。

(2) 取組の方向性

○保全活動に対する意識を高め、具体的な行動に結びつけるための、普及啓発や人材の育成を促進するとともに、県民が身近な自然にふれあうための施設整備やイベントの開催に努めます。

○公共事業を実施する際は事業実施区域内に生息する生物について調査を実施し、事業による影響を低減するよう努めます。また、事業による影響を低減するために保全措置を実施した場合は、必要に応じて事後調査を実施し、効果を検証します。さらに、工事により植生の回復を実施する場合は、可能な限り地域の自然環境に調和した植生を活用するなど、生態系ネットワークの構築を意識した公共事業、施設整備に努めます。

○広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる自然公園や森林公園の活用を促進していきます。また、安心して自然にふれあうことが必要なことから、県内の東海自然歩道、近畿自然歩道等の環境整備を促進していきます。

(3) 各主体の取組

1) 行政の取組

①生物多様性の理解促進（取組方針4-1）

○観察会・調査体験会の開催 （みどり共生推進課）

・子どもたちの自然への関心を高め、自然環境を支える将来の担い手となるきっかけづくりを行うため、企業、市町、NPO団体等と連携して取り組む「みえ生物多様性パートナーシップ協定」などを活用し、子どもたちが参加する生物多様性にかかる調査体験会や観察会を開催します。

○体験型・参加型の環境教育 （地球温暖化対策課）

・三重県環境学習情報センターなどの環境教育・環境学習の拠点施設を活用した体験型、参加型の講座や「夏のエコフェア」をはじめとするイベントなどを実施し、環境保全活動の普及啓発を行っていきます。

○三重の豊かな自然と歴史を県民とともに探求 （総合博物館）

・自然観察会や各種講座、ワークショップを実施するとともに、皆さんの協力も得ながら調査・研究活動を行い、展覧会等の機会において、来館者の皆さんに三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について知っていただきます。

○森林環境教育・木育の効果的な推進 （みどり共生推進課）

・森林に対する県民の理解と関心を高めるため、市町や団体等の様々な主体と連携して、森林環境教育・木育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育・木育を効果的に実施するため、指導者の育成や必要なプログラム等の提供、学習環境の整備など、「人づくり」、「場づくり」、「仕組みづくり」を進めます。

○環境保全活動・環境教育の取組 （小中学校教育課、高校教育課）

・各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や家庭と連携しながら「学校環境デー」を中心とした取組の充実を図るとともに、創意工夫ある取組事例等を県のWebサイトに掲載するなど、広く情報発信します。

・各教科や総合的な学習（探究）の時間、特別活動等における環境に関する教育の充実を図るとともに、地域や学校の実態・特性を十分に生かした環境美化・環境保全活動に積極的に取り組みます。

・「県立学校環境マネジメント」に基づいて、各高等学校で環境保全活動に取り組み、家庭・地域・企業等と連携した環境教育を推進します。

②生物多様性に関する人材育成（取組方針4-2）

○企業・県民の森林づくり活動への参画促進（みどり共生推進課）

・森林づくりに取り組みたい企業等に対して必要な情報提供や支援等を行うとともに、10月のもりづくり月間に森林や木とふれあうイベントを開催するなど、県民等の森林づくり活動への参画を促進します。

○多様な主体の森林づくり活動へのサポート（みどり共生推進課）

・森林環境教育・木育や森づくり活動などの取組を進めるため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、学校や市町、指導者などからの各種相談に対応するとともに、活動のコーディネートや指導者の紹介など、活動の幅を広げるための支援を行います。

③生態系に配慮した公共事業（取組方針4-3）

○道路整備における生物多様性保全への配慮

（都市政策課、道路管理課、道路建設課、道路企画課）

・道路整備においては、道路法面に自然環境と調和した植生を活用するなど、地域の必要性に応じて生物多様性の保全に配慮した整備に努めます。

○下水道事業による地域生態系への影響緩和（下水道事業課）

・事業による生態系への影響について、環境影響評価及び事後調査を適切に実施し、生物多様性の保全に努めます。

○天然記念物保護連絡会議の開催（社会教育・文化財保護課）

・天然記念物の保護管理について、関係行政機関等の間での情報の共有を図るとともに、有識者らから専門的な助言を得ることを目的に保護連絡会議を開催します。

○海岸における生物多様性の保全

（港湾・海岸課、水産基盤整備課、農業基盤整備課）

・事業による生態系への影響について、生態調査等を実施するとともに、生物多様性の保全に配慮した整備を進めます。

○生物に配慮した河川の整備・維持管理（河川課）

・対象河川の現況把握を行ったうえで、学識経験者等の専門家の意見を伺いながら、生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定します。
・河川整備においては、魚類の生息や植生の繁茂が可能な護岸ブロックを採用するなど、自然環境に配慮した整備を進めるとともに、階段護岸などの整備を進め、瀬や淵、湿地の保全を行うなど、河川の特성에応じた多自然川づくりや生態系に配慮した親水空間の保全に取り組みます。

○水産資源構成種の生息環境の保全・創造 (水産基盤整備課)
・激減している伊勢湾のアサリ資源を復活させるため、アサリ稚貝の移殖マニュアルの普及啓発に取り組むとともに、アサリの母貝場として重要な干潟の造成を進めます。また、イセエビなどの生息場保全のため、熊野灘で藻場造成を進めます。

○森林土木工事での希少生物の生態調査 (治山林道課)
・森林土木工事における希少生物保護のため、生態調査等を実施するとともに生息に配慮した工事に努めます。

○林道工事での水生生物の保全 (治山林道課)
・林道工事区域周辺で確認されたオオダイガハラサンショウウオをはじめとする水生生物を保全するため、自然環境に配慮した工法(勾配付き側溝等)を施工します。

○森林土木事業担当者を対象とした希少生物学習会の開催 (治山林道課)
・関係機関と連携しながら、公共事業等におけるオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に現地研修会を継続して開催します。

○工事施工前、施工後の生態系評価 (農業基盤整備課)
・必要に応じて地域の生態系を調査し、希少生物等の生態系を保全する工法で事業を実施するとともに、事業の完了後にも生態系調査を行いその効果を検証することにより、農業・農村における生物多様性の保全を図っていきます。

○生物多様性保全上重要な地域の共有 (みどり共生推進課)
・重要生息地を「みえる化」し、生態系ネットワークの形成を促進します。

○魚道の整備 (河川課)
・魚類等の水生生物の遡上を阻害しないよう、魚道を整備します。

○ロードキル防止対策 (都市政策課、道路管理課、道路建設課、道路企画課)
・生息地を通らないルートを検討や注意喚起看板の設置等、野生生物のロードキルの防止に努めます。

○魚礁の整備

(水産基盤整備課)

・水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、魚礁などの整備を進めます。

④人と自然とのふれあいの場の確保 (取組方針 4-4)

○自然公園・長距離自然歩道の施設整備

(みどり共生推進課)

・県民の自然とのふれあいを促進するため、自然公園及び長距離自然歩道において、適切かつ安全な施設整備を行うとともに自然公園施設の適正な維持管理を行っていきます。

○自然とのふれあいの場と機会の提供

(みどり共生推進課)

・森林環境教育や自然とのふれあいの場の拠点施設として、「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」の適切な維持管理を行うとともに、各々の施設で年 24 回以上の自然体験型の行事等を開催し、県民に対し自然とふれあう機会を提供します。

○都市公園の整備

(都市政策課)

・レクリエーションの場や人と自然とのふれあいの場、防災拠点等の多面的機能を有する拠点施設として、県内の都市公園の整備及び適正な維持管理を行います。

○川とふれあえる場の維持・形成

(河川課)

・川に親しみ、川をふれあい活動の場にするため、地域住民の利用状況や要望等を踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、親水空間の維持・形成に努めます。

○大仏山地域散策路の維持管理

(水資源・地域プロジェクト課)

・自然観察や風景の鑑賞、健康づくりなどのために、県営大仏山公園等との一体的な利用が可能となるよう整備した散策路について、利用が促進されるよう適切な維持管理を行います。

2) 事業者の取組

- 生物多様性の保全と持続可能な利用への理解を促進するため、情報収集、研修会の開催等に取り組みましょう。
- 開発事業を行う際には希少種についての調査、保全対策を実施しましょう。
- 屋上緑化や屋上ビオトープを推進しましょう。
- 事業場敷地内において緑地の確保に努めましょう。
- 開発にあたっては、生物多様性への影響を最大限回避・低減するとともに、残存緑地の確保や造成緑地の適切な配置に努めましょう。
- 開発地の周辺に在来種の生息に配慮したビオトープを整備しましょう。
- 緑地を造成する場合には、在来種を採用しましょう。

3) 県民の取組

- 環境フェア等の環境イベントや環境学習会等へ積極的に参加しましょう。
- 生物多様性に関する保全活動や県民参加型の調査会・観察会等に積極的に参加し、より知識と理解を深め、さらなる活動を行いましょ。
- 長距離自然歩道や森林公園等の自然とのふれあい施設を活用したり、身近な場所で自然にふれあう機会を増やしましょう。

(具体的取組)

- ・学校のクラブ活動や課外活動で、地域の自然や生きもの調査を行いましょ。
- ・博物館や環境学習情報センターなどで、三重の自然を学んでみましょ。
- ・県民の森などで行われている、自然観察会や講座などに参加しましょ。
- 庭木は在来種を植樹するようにしましょ。
- プランターで家庭菜園を行ってみましょ。

4) NPO等民間活動団体の取組

- 事業者や教育機関等への環境学習や取組を支援しましょ。

5) 教育・研究機関、専門家の取組

- 普及啓発のため、事業者や教育機関等への環境学習や取組を支援しましょ。

第4章 地域空間別取組

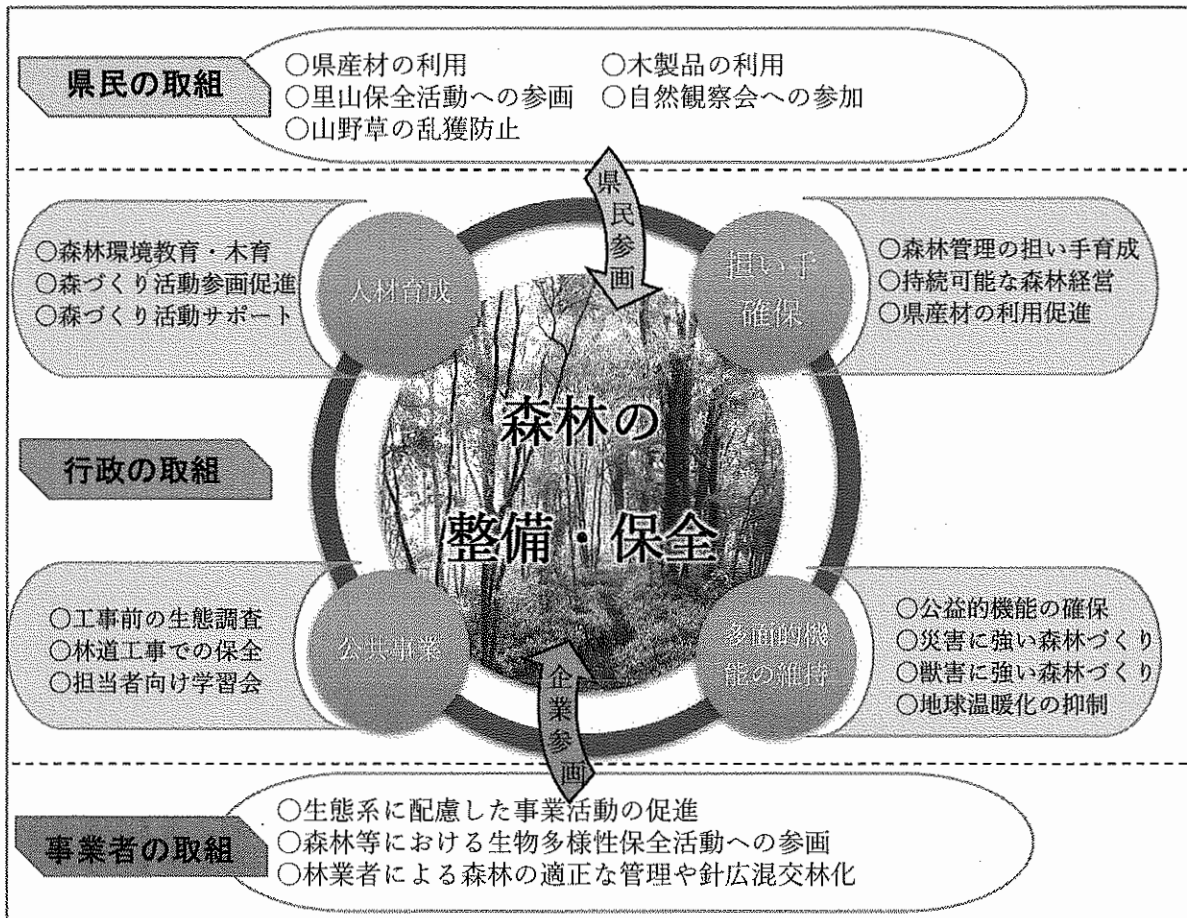
本章では、県民の生物多様性に対する意識を高め、生物が豊かに住める取組を円滑に推進することにより、野生生物が生息・生育する様々な環境がつながる生態系の連続性・一体性（生態系ネットワーク）の形成を促進し、生物多様性の保全を更に進めるため、森林や河川・湿地等の地域空間別に県民、事業者、行政が取り組むべき内容を整理します。

第1節 森林の整備・保全

三重県は、県土面積の約65%を森林が占める緑豊かな地域であり、森林は本県の生態系ネットワークの根幹として重要な要素となっています。

森林面積のうち、約63%を占める人工林においては、成長段階に応じて間伐などの森林整備を適切に行うとともに、伐採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することは、生物多様性の保全及び持続可能な利用につながり、また、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化に役立ちます。

森林の適切な整備・保全を促進し、様々なタイプの森林が配置されることや、地域の自然的条件や地域のニーズに応じて、生態系ネットワークの形成上重要な地域に森林が適切に配置されることが重要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【希少野生生物の保全、外来生物による被害防止】		
○野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P 3 0
○希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P 3 0
○外来生物対策の普及啓発	みどり共生推進課	P 4 0
【農林水産業における担い手の確保】		
○県産材の利用促進	森林・林業経営課	P 3 4
○森林・林業及び地域を担う人材の確保・育成	森林・林業経営課	P 3 4
【農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生】		
○緑の循環の推進による持続可能な森林経営の実現	森林・林業経営課	P 3 4
○森林整備の推進による公益的機能の確保	森林・林業経営課 治山林道課	P 3 5
○災害に強い森林づくりの効果検証	林業研究所	P 3 5
【獣害・病害虫に強い農山村づくりの推進】		
○ニホンジカの捕獲モデルの検証	林業研究所	P 4 1
【地球温暖化の抑制】		
○森林整備による CO2 吸収源対策の強化	森林・林業経営課 治山林道課	P 4 4
○再生可能資源の利用による CO2 排出対策	森林・林業経営課	P 4 4
【生物多様性の理解促進】		
○森林環境教育・木育の効果的な推進	みどり共生推進課	P 4 8
【生物多様性に関する人材育成】		
○企業・県民の森林づくり活動への参画促進	みどり共生推進課	P 4 9
○多様な主体の森林づくり活動へのサポート	みどり共生推進課	P 4 9
【生態系に配慮した公共事業】		
○森林土木工事での希少生物の生態調査	治山林道課	P 5 0
○林道工事での水生生物の保全	治山林道課	P 5 0
○森林土木事業担当者を対象とした希少生物学習会の開催	治山林道課	P 5 0
【人と自然とのふれあいの場の確保】		
○自然公園・長距離自然歩道の施設整備	みどり共生推進課	P 5 1
○自然とのふれあいの場と機会の提供	みどり共生推進課	P 5 1

県民の取組

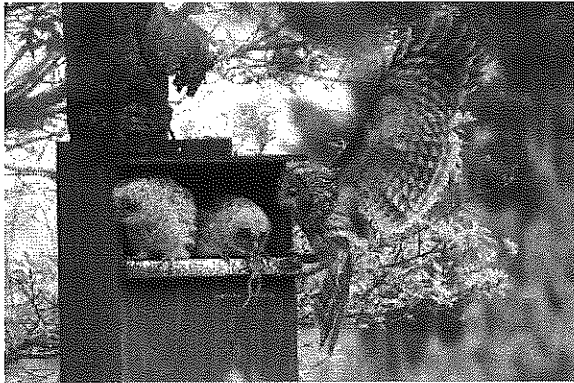
- 学校のクラブ活動や課外活動で、地域の自然や生きもの調査をしましょう。
- 博物館や環境学習情報センターなどで、三重の自然を学んでみましょう。
- 県民の森などで行われている、自然観察会や講座などに参加しましょう。
- 地域の希少種を保全する活動に参加しましょう。
- 山野草や生きものを、むやみに採集しないようにしましょう。
- 地域で行われている、自然観察会や保護イベントに参加しましょう。
- 県内の里山や里海で行われているイベントに参加して、いろんな地域のありのままの自然を体験しましょう。
- 子どもに地元の木で出来たおもちゃを買うなど、暮らしの中に地域の恵みを取り入れてみましょう。
- 地元の農林水産物を購入しましょう。
- 旬のものや、地元で採れたものを食卓に取り入れてみましょう。
- 地域の自然素材を使って商品をつくってみましょう。
- 地域の自然や里山を保全・創造する活動に参加しましょう。
- 地域の自然の素晴らしさを伝える活動をしてみましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯の確保に努めましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。
- 捕獲された獣肉を購入して流通の促進に協力しましょう。

事業者の取組

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の調達から廃棄まで生物多様性に配慮した事業活動を推進しましょう。
- エコアクション 21、ISO14001 や M-EMS の認証を取得し、事業活動における生物多様性へ配慮しましょう。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性へ配慮しましょう。
- 研究機関やNPO等民間活動団体との連携を進めましょう。
- 森林の適正な管理や針広混交林化、広葉樹林化などの多様な森林施業を行いましょう。
- 社会貢献活動としての森林や里山等における生物多様性保全活動への参画、NPO等民間活動団体への支援をしましょう。
- 適時の伐採、造林及び保育を実施することによる適切な森林の経営管理、針広混交林化・長伐期化等による多様な森林の整備等による、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにしましょう。

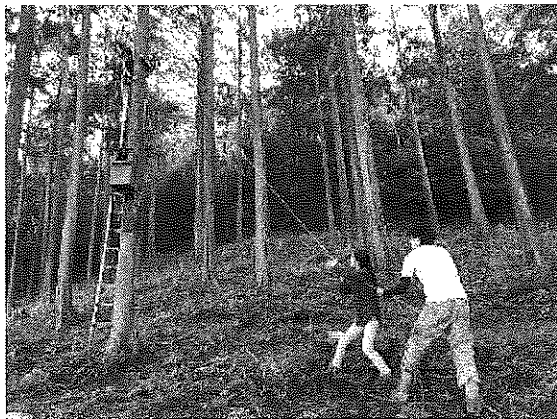
「身近な自然を次世代に」～鈴鹿山麓フクロウ保護プロジェクト～

丹下 浩（三重県立四日市西高等学校自然研究会）



夜行性のこの鳥に出会うことは滅多にありませんが、私たちが住む町にフクロウが生息しています。響き渡る独特の鳴き声は、一度聞くと忘れられません。フクロウはとても神秘的な鳥です。

フクロウが好む場所は、多様な環境が存在する人里近くの森です。昔のように持続可能な利用を心掛けて作られてきた里山には、森林生態系の頂点に立つフクロウが生息するだけでなく、多くの動植物が生息してきました。現在、多くの森や田畑が放置され開発が進むようになり、これらの生物にとって好まれる環境が急速に減少し、その結果、自然に対する人々の関心も薄れてきています。しかし、そこに目を向けると、その残された自然環境に希少な生物が人知れず生き残っています。今なら、まだその環境を守ることができるように思います。

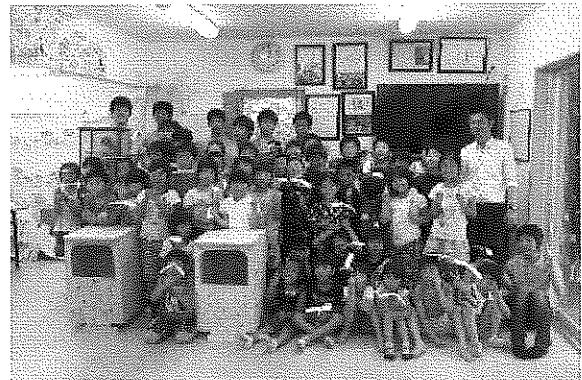


私たちは三重県で準絶滅危惧種に指定されるフクロウを守るため、保護、研究、教育の3つの柱で活動するとともに、フクロウをシンボルとして地域の自然環境の保全を目指します。現在、県北部の鈴鹿山麓を中心にフクロウ用巣箱を60箱あまり設置し、毎年、10数羽の雛が巣立ちに成功します。繁殖に適した大きな樹洞のある木が減少していますが、巣箱を設置することでフクロウが繁殖できる自然環境が残されていることがわかります。

また、多様な環境や様々な標高に巣箱を設置し

たことで、フクロウが繁殖する場所の特徴として、山地と平地の間の丘陵地を好むことが明らかになりました。幼鳥に発信機を取り付け、行動を調査したところ、5月の巣立ちから9月の親離れまでの間、巣箱周辺のごく限られた場所で親鳥とともに生活し続けることも明らかになりました。私たちは調査研究を通して明らかにしたことを、日本鳥学会等で研究発表しています。その結果、他の研究者との交流が深まり研究の質を向上させることができるようになりました。その他にも、フクロウの魅力や生態を地域で発信しています。子どもや大人向けに講演会やフクロウ用の大型巣箱づくり会を開催し、自分たちの活動からみんなの活動を目指しています。小学校や学童保育所などへ出向き、次世代を担う子どもたちに自然や生き物の魅力、自然の見方を伝えていきます。

身近な自然に魅力ある生き物が生きていることを知ることが大切で、地域の自然環境を守る第一歩に繋がると感じています。



高校生が主体的に実践するこのフクロウの保護活動は、行政や企業、大学、地元の方など、多くの人のご支援があって成り立っています。活動を行う若者たちが多くの人に支えられ自然保護活動に携われる機会が得られることに大きな意義を感じています。彼らの中には、将来、自然環境の保全や希少生物保護を通して地方創生に取組みたいとして、農学系の大学へ進学する者ができています。次世代の人材育成にも繋がるこの活動の輪が更に広がることが願っています。



森林環境教育・木育

県では、森林環境教育・木育を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、指導者の知識・技術の習得を目指した育成を行うとともに、活動のコーディネートや相談対応、情報収集と発信、教材の提供、道具の貸出等を行い、地域の取組を支援しています。

(1) 指導者の養成

各種講座を開催し、森林環境教育・木育の指導者の養成を行うとともに、養成した指導者を「森のせんせい」として登録しています。また、登録した「森のせんせい」のスキルアップ講座の開催や、座談会の開催により指導者間のネットワークづくりに取り組んでいます。

(講座内容)

- ・森林環境教育・木育指導者養成講座
- ・森のせんせいスキルアップ講座
- ・学校教職員森林環境教育研



学校教職員森林環境教育指導者養成講座（三重大学）

(2) 子育て・教育現場のサポート

学校や保育所・幼稚園、学童保育等で取り組まれる森林環境教育・木育のサポートをしています。

(取組例)

- ・学校等における森林環境教育・木育の出前授業
- ・森林環境教育指導者「森のせんせい」の紹介
- ・森林環境教育副読本の小学校5年生への配布
- ・授業の組立やプログラム作成の補助、相談対応
- ・森林環境教育・木育の実施に必要な資材の貸出



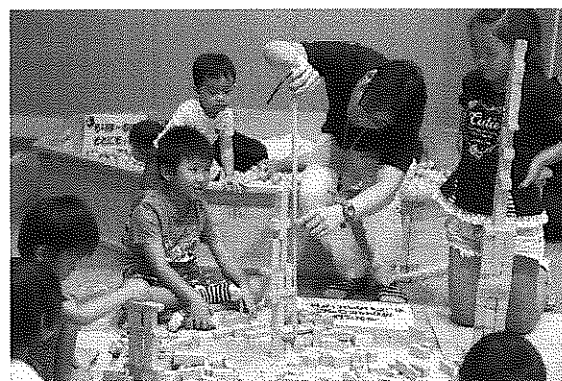
森林環境教育・木育出前授業（津市立大三小学校）

(3) イベントの開催

森林環境教育・木育の取組を県民の皆さんに伝えるための「場」として、また、指導者の実践の場として様々なイベントを開催しています。また、市町等が主催するイベントと連携し、県内各地で取組を進めています。

(取組例)

- ・「みえ子ども森の学びサミット」の開催
(学校での森林環境教育の取組発表など)
- ・「森の学校」の開催
(自然観察や木工体験など)
- ・「ミエトイ・キャラバン」の開催
(三重県の木でできた遊具やおもちゃの体験)
- ・「子ども森の写真教室」の開催
- ・「みえの森フォトコンテスト」の開催

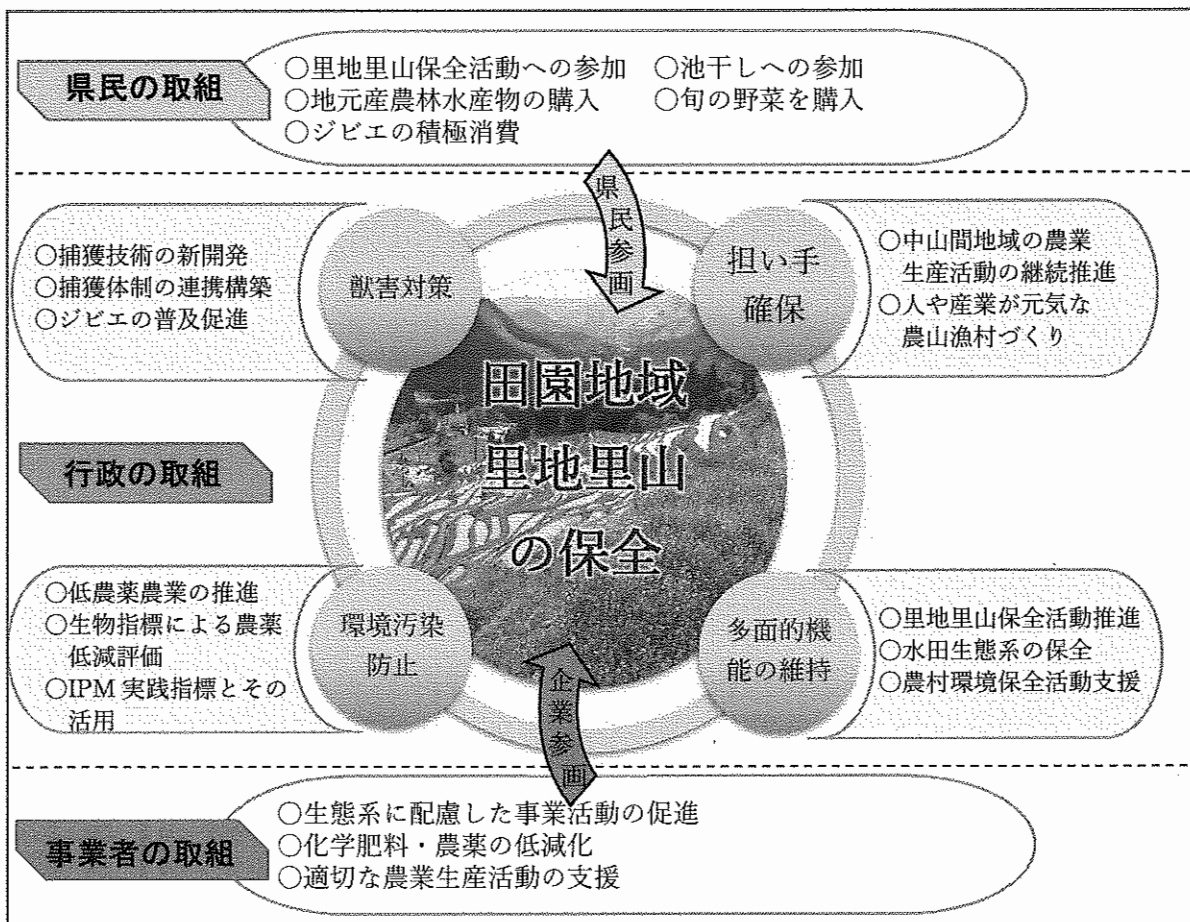


ミエトイ・キャラバン (MieMu)

今後、こうした取組に加え、県民の皆さまのニーズに沿った森林環境教育・木育を推進していきます。

第2節 田園地域・里地里山の保全

居住地周辺に広がる里山林では、薪炭用材の伐採等を通じて地域住民に継続的に利用されるなど、人の手が入ることにより作り出されてきた身近な自然環境である田園地域・里地里山では、人間による働きかけの減少等により、従来、身近に見られた生物種の減少が見られると共に、特定の鳥獣の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっています。このため、今後も農林業等の人間活動により形成された自然環境の保全を通じて、生物多様性が保全され、県民への安定的な食料供給や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性をより重視した農業生産及び田園地域・里地里山の整備・保全を推進することが必要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【希少野生生物の保全、外来生物による被害防止】		
○野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P 3 0
○希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P 3 0
○外来生物対策の普及啓発	みどり共生推進課	P 4 0
○外来生物の駆除活動	農業基盤整備課	P 4 0
【農林水産業における担い手の確保】		
○人や産業が元気な農山漁村づくり（グリーン・ツーリズム）	農山漁村づくり課 担い手支援課	P 3 3
【農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生】		
○水田生態系の保全	農業基盤整備課、 農山漁村づくり課	P 3 4
○農業及び農村の多面的機能の発揮	農山漁村づくり課	P 3 5
【自然環境保全活動の連携促進】		
○里地里山保全活動の推進	みどり共生推進課	P 3 5
【獣害・病害虫に強い農山村づくりの推進】		
○野生獣の利活用の促進	フードイノベーション課	P 4 1
○集落住民の機運醸成とリーダーの育成	獣害対策課	P 4 1
○新しい捕獲技術の開発と普及	獣害対策課	P 4 1
○農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発	農業研究所	P 4 1
○病害虫発生予察・防除対策	病害虫防除所 林業研究所 治山林道課	P 4 1
【環境汚染による自然環境への影響の抑制】		
○総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標とその活用	農産園芸課	P 4 3
○化学肥料・化学合成農薬低減の取組	農産園芸課	P 4 3

県民の取組

- 学校のクラブ活動や課外活動で、地域の自然や生きもの調査をしましょう。
- 博物館や環境学習情報センターなどで、三重の自然を学んでみましょう。
- 里山や里海で行われている、自然観察会等のイベントに参加しましょう。
- 農山漁村地域の産業や生活、文化に関する知識と理解を深めましょう。
- 地域の自然の素晴らしさを伝える活動をしてみましょう。
- 山野草や生きものを、むやみに採集しないようにしましょう。
- 有機栽培された農産物等を積極的に購入しましょう。
- 旬のものや、地元の農林水産物を購入し、食卓に取り入れてみましょう。
- 外来生物による生態系への影響を理解し、飼っているペット等を野外に放さない等適正な飼育をしましょう。
- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯の確保に努め、防護柵の設置や、餌となるものを放置しないようにしましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。
- 捕獲された獣肉を購入して流通の促進に協力しましょう。

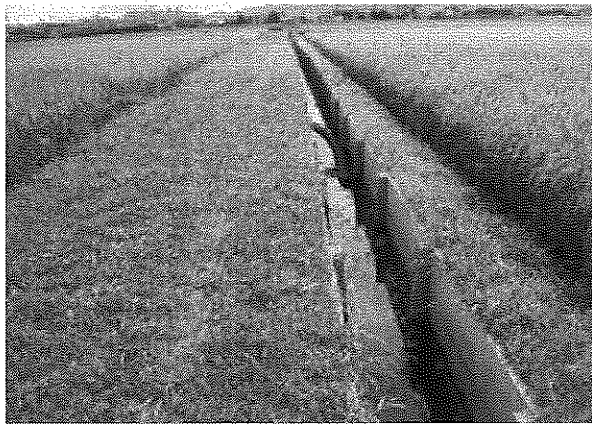
事業者の取組

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の調達から廃棄まで生物多様性に配慮した事業活動を推進しましょう。
- 研究機関やNPO等民間活動団体との連携を推進しましょう。
- 化学肥料・農薬の使用を極力おさえ、自然生態系の活力を可能な限り生かした人と環境に配慮した農業をしましょう。
- 社会貢献活動としての森林や里山等における生物多様性保全活動への参画、NPO等民間活動団体への支援をしましょう。
- 適切な農業生産活動による、生物多様性の保全、良好な景観の形成など里地里山の有する多面的機能の持続的な発揮の確保に努めましょう。
- 外来種の持ち込み防止対策の実施、他地域からの生物の放流・移植の禁止、ペット等の動物の遺棄をしないようにしましょう。
- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置しないように努めましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。
- 有機栽培された農産物等を積極的に栽培・販売・購入しましょう。
- エコアクション21、ISO14001やM-EMSの認証を取得し、事業活動における生物多様性へ配慮しましょう。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性へ配慮しましょう。

コルゲート式水田魚道

三重県農林水産部 森山直樹

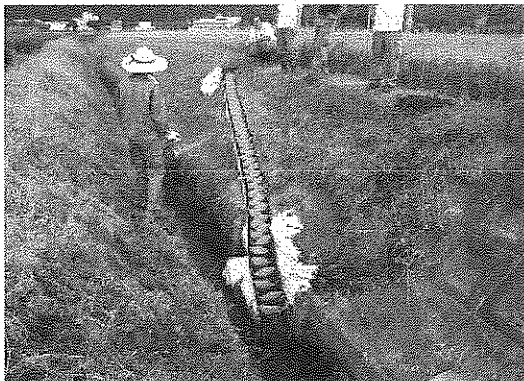
水田は、水辺の生きものにとって、重要な生息・繁殖の場となっていました。しかし、近年は圃場整備が進み、水田と水路との間に落差が生じてしまったことで、魚たちが産卵できる水田はほとんど残されていません。かつては日本中の水田で生息していたメダカやドジョウといった魚類も、国のレッドデータブックに掲載されるなど、絶滅のおそれがある種として位置付けられています。



水田との落差のある水路

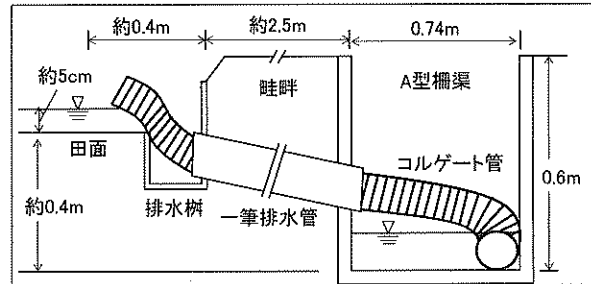
平成13年に土地改良法が改正され、環境との調和への配慮が求められています。このような中、当方所有の水田周辺の水路にはメダカが生息していたことから、安価で、かつ簡易な設置・撤去が可能なメダカ用の水田魚道を設置してみようと考えました。

従来の水田魚道では、水田と水路を緩やかな傾斜を設けたり、複数の堰を設けるといった水路の構造を改良する必要性がありました。



一般に多く見られる水田魚道

今回、当方が導入した、コルゲート式水田魚道は、従来法よりも安価かつ簡易に設置することが可能となります。一区画の水田には、複数の排水管が存在する 경우가多く、余剰の排水管を利用するため、コルゲート管を挿入するだけで設置できます。



コルゲート式水田魚道の構造



コルゲート式水田魚道設置後の状況

コルゲート式水田魚道は、簡易で魚類が遡上できる水田を飛躍的に増加させることができる可能性があります。ただし、排水路に魚道があると通水阻害を起こす可能性があるため、設置には注意が必要です。今後、水田魚道の管理や設置・撤去を農業者が自発的に取り組める仕組みを作ることが必要であると思います。

※水田魚道の役割として、水田を産卵・成育に利用する淡水魚の保全があります。ほ場整備等により水路と水田の落差が生じた場合は、魚が水田に出入りできなくなるため、水田と水路を人工的な水路（水田魚道）でつなぎ、魚が水路から水田に出入りできるようにするものです。（農林水産省農村振興局資料より）

農業・農村の多面的機能

日本の農業・農村は、「食」を支えているだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な働きを持っています。

このような様々な働きを「農業・農村の多面的機能」といいます。この「農業・農村の多面的機能」は、日本国民の大切な“財産”であり、これを維持・発揮させるためにも、農業を継続することが大変重要です。

「未来の農業のためにできること」

農村地域の高齢化、人口の減少などで、農業生産に伴う地域の共同活動などにより支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じています。このため、平成26年度から農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援制度「日本型直接支払制度」が始まりました。

○多面的機能支払交付金

(農地維持支払)

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

(資源向上支払)

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援します。

○中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援します。

○環境保全型農業直接支払交付金

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。

(農林水産省農村振興局資料より)

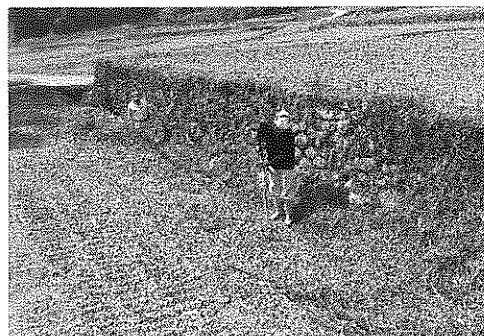
「取組事例」阪本保全会（御浜町）

中山間地域である阪本地区は、農業を営む人が高齢化し、後継者がなく、さらに田んぼや畑は獣害に苦しめられ、農地がどんどん荒れ始めています。

そこで、地区住民が「地域のみんなで農地を守る。農業を守る。」を合言葉に組織を立ち上げました。地域を上げて農業を守る取組から伝統集落を守り、昔から変わらぬ田園風景と自然環境を守る取り組みを始めました。



水路の泥上げ作業



水路の草刈り



獣害防護柵の維持管理

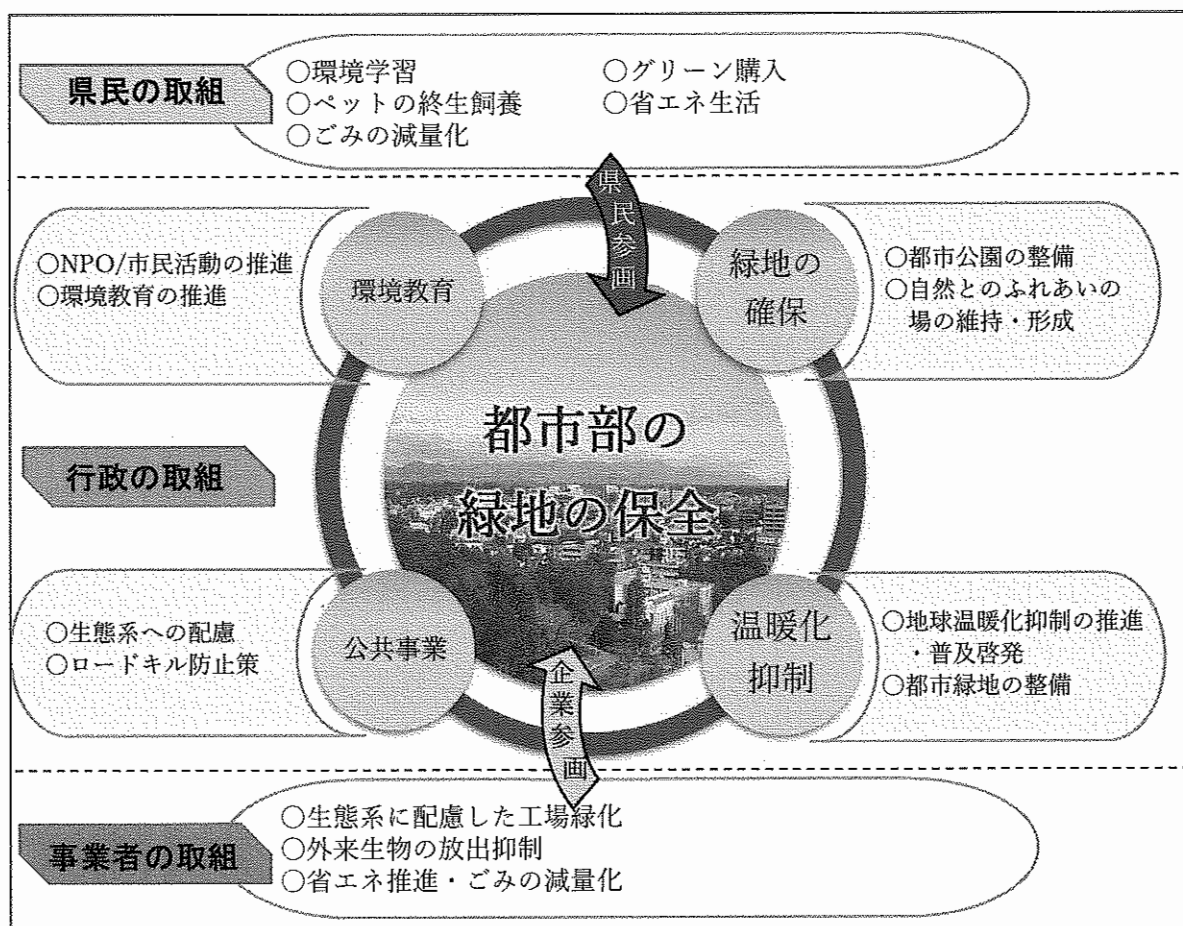
(三重県農地・水環境保全向上対策協議会資料より)

第3節 都市部の緑地の保全・再生

都市部では、人間活動が集中することで、多様な生物が生息できる環境が少なく、急速に減少している地域もあります。また、市街地には多くの人々が居住し、経済活動の中心であることから、市街地での生物多様性の保全は、重要性が高まっており、積極的に取り組む必要があります。

さらに、都市部においては、地域の生態系に配慮しながら、緑化を推進し、面的な緑の空間を確保するとともに、水と緑のネットワークの形成を促進し、連続性のある生物の生息空間の確保を図る必要があります。

都市部における生物多様性を保全するため、地域住民による緑化活動などの様々な普及啓発活動や、都市開発の際に緑地を確保する取組等を通して、県民や事業者等の意識の向上を図ることが重要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【希少野生生物の保全、外来生物による被害防止】		
○野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P 3 0
○希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P 3 0
○的確な情報提供とアドバイス	総合博物館	P 3 0
○外来生物対策の普及啓発	みどり共生推進課	P 4 0
【環境汚染による自然環境への影響の抑制】		
○浄化槽の適正な維持管理の促進	大気・水環境課	P 4 2
○生活排水対策の総合的な推進	大気・水環境課 農山漁村づくり課 水産基盤整備課 下水道事業課	P 4 2
○工場、事業場排水の汚濁負荷の低減	大気・水環境課	P 4 3
【地球温暖化の抑制】		
○地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策課	P 4 4
○地球温暖化対策の普及啓発	地球温暖化対策課	P 4 4
【生物多様性の理解促進】		
○体験型・参加型の環境教育	地球温暖化対策課	P 4 8
○三重の豊かな自然と歴史を県民とともに探求	総合博物館	P 4 8
○環境保全活動・環境教育の取組	小中学校教育課 高校教育課	P 4 8
【生態系に配慮した公共事業】		
○道路整備における生物多様性保全への配慮 ○ロードキル防止対策	都市政策課 道路管理課 道路建設課 道路企画課	P 4 9 P 5 0
【人と自然とのふれあいの場の確保】		
○都市公園の整備	都市政策課	P 5 1

県民の取組

- 学校のクラブ活動や課外活動で、地域の自然や生きもの調査をしましょう。
- 博物館や環境学習情報センターなどで、三重の自然を学んでみましょう。
- 野生生物保護啓発ポスターコンクールに参加し、野生生物の保護意識の向上に努めましょう。
- 地域の自然の素晴らしさを伝える活動をしてみましょう。
- 節電、節水を進めましょう。
- 近いところへは、自転車を利用しましょう。
- 食べ物を残さないようにしましょう。
- 無駄な買い物をしないようにしましょう。
- トレーサビリティの明確な環境配慮商品や生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）の購入、サービスを選択しましょう。
- 有機栽培された農産物等を積極的に購入しましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないよう心掛けましょう。
- 外来種について、正しい知識を持つようにしましょう。
- 外来種のペットは、絶対に放さないようにしましょう。

事業者の取組

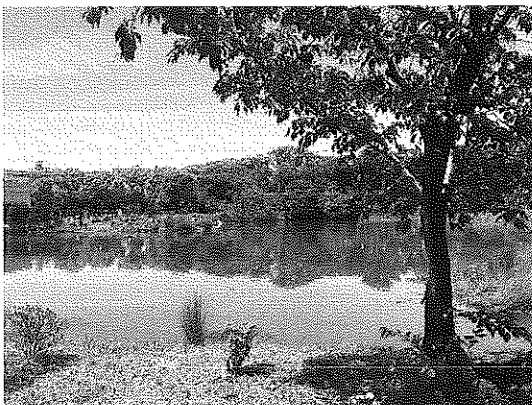
- 外来種の持ち込み防止対策の実施、他地域からの生物の放流・移植の禁止、ペット等の動物の遺棄をしないようにしましょう。
- 原産地での乱獲や密猟を防止する観点から、外国産のペット等は安易に売らず、捨てず、終生飼育するように呼びかけましょう。
- 取り扱う動物の適正管理や終生飼養に努めましょう。
- 顧客に対して、ペットの安易な飼養を助長しないよう説明義務の順守を徹底しましょう。
- 事業所敷地には郷土種等、在来植物を植えましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- エコアクション21、ISO14001やM-EMSの認証を取得し、事業活動における生物多様性へ配慮しましょう。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性へ配慮しましょう。
- 生物多様性に配慮した工場緑化を行いましょう。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づく使用量等の届出を行い、化学物質の適正管理を行いましょう。

工場と地域生態系の共生を目指す「味の素 バードサンクチュアリ in 四日市」

味の素株式会社

企業が保有する事業所の敷地は、例えば工場であれば生産のための用地ですが、これも地域の環境の一部であります。工場内に設置された緑地も、地域生態系にとって重要な役割を果たすことがあります。

三重県四日市市日永の日本有数のコンビナート地域にある味の素（株）東海事業所には、約5,000m²規模の池と周囲を囲む樹林があります。2002年に池と樹林を中心とする12,700m²を生物多様性保護地域「味の素バードサンクチュアリ in 四日市」としました。現在は、国の準絶滅危惧種、県の絶滅危惧Ⅱ類に指定されているチュウサギを含めた6種類のサギをはじめ、貴重なオオタカやカワセミなどの鳥類や、それらのエサとなる生物が集まる多様性の高い地域となっており、渡り鳥の中継地点にもなっています。



東海事業所のバードサンクチュアリ

《生態系ポテンシャルと課題》

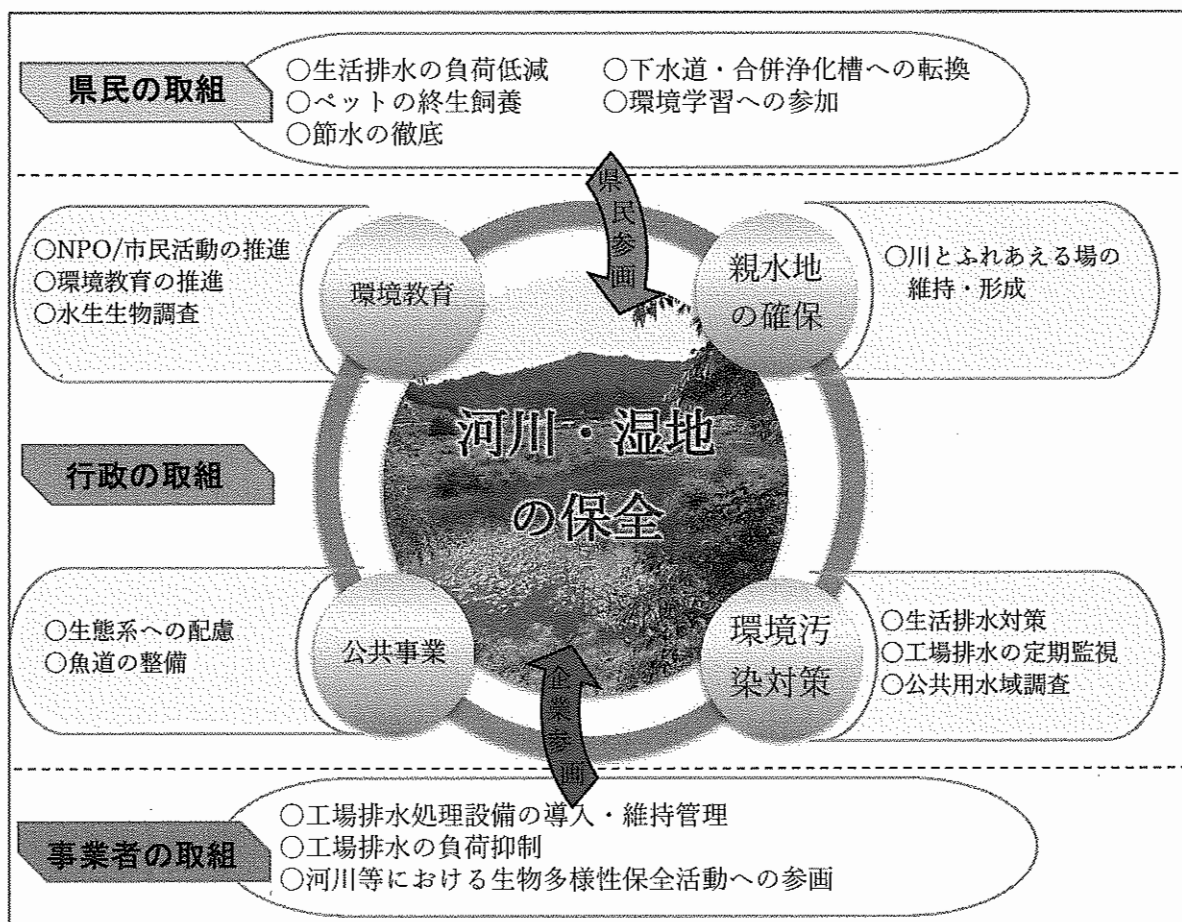
「味の素バードサンクチュアリ in 四日市」は、東側2kmに四日市港、西側3kmに南部丘陵公園、南北に河川があり、「海の環境」「丘陵の環境」「河川の環境」の影響を強く受け、四日市地区における生態系ネットワーク構築の上で大きなポテンシャルを有しています。2012年～2013年に実施した動植物の専門家による事業所および周辺地域の実態評価調査では、周辺で22科38種の鳥類、61科120種の昆虫類、2科2種の魚類、15科19種の底生動物が生息し、希少なチュウサギの貴重なコロニー（集団繁殖地）にもなっていることも確認できました。その一方で、サギやカワウの繁殖には過密な状態であることや周囲に糞害が生じていること、池には外来種のスイレンが繁茂していること、アメリカザリガニなどの外来生物が生息していることなどの課題が明らかになりました。

健全な地域の生態系拠点とするために2017年からは飛来数が減少する冬季に樹木の選択的間伐を行い、池周辺の樹林の保全しつつ適正な規模でのコロニー維持に向けた整備を続けています。今後も専門家や地域との連携の中で北勢地域の生態系との共生を目指し、地域環境資産の保全に努めていきます。

第4節 河川・湿地等の保全・再生

三重県は、南北に細長く、鈴鹿山脈、布引山地、台高山地等海拔 1,000m 以上の山が連なっています。これらの山々を水源とし、多くの河川や湿地が形成されています。河川・湿地は、多様な生物の生息環境として機能しているほか、森林と都市、沿岸をつなぐ生態系ネットワークの基礎を形成する重要な環境です。

洪水等の自然災害から住民の生命・財産を保護する事業を進めるとともに生態系に配慮した河川の整備や良好な水質を確保し、河川を活用した環境教育や自然体験活動にも取り組む必要があります。



行政の取組	関係課	掲載頁
【希少野生生物の保全、外来生物による被害防止】		
○野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P 3 0
○希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P 3 0
○外来生物対策の普及啓発	みどり共生推進課	P 4 0
○内水面漁業の特定外来生物対策	漁業環境課	P 4 0
【自然環境保全活動の連携促進】		
○宮川流域ルネッサンス事業の推進	地域支援課	P 3 6
【環境汚染による自然環境への影響の抑制】		
○浄化槽の適正な維持管理の促進	大気・水環境課	P 4 2
○生活排水対策の総合的な推進	大気・水環境課 農山漁村づくり課 水産基盤整備課 下水道事業課	P 4 2
○生物指標を用いた水質判定の普及啓発	大気・水環境課	P 4 2
○河川や海域の水質を継続的に監視	大気・水環境課	P 4 3
○工場、事業場排水の汚濁負荷の低減	大気・水環境課	P 4 3
○畜産経営に起因する水質汚濁を防止	畜産課	P 4 3
【生態系に配慮した公共事業】		
○生物に配慮した河川の整備・維持管理	河川課	P 4 9
○魚道の整備	河川課	P 5 0
【人と自然とのふれあいの場の確保】		
○川とふれあえる場の維持・形成	河川課	P 5 1

県民の取組

- 学校のクラブ活動や課外活動で、地域の自然や生きもの調査をしましょう。
- 博物館や環境学習情報センターなどで、三重の自然を学んでみましょう。
- 地域の希少種を保全する活動に参加しましょう。
- 地域で行われている、自然観察会や保護イベントに参加しましょう。
- 節水を進めましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないよう心掛けましょう。
- 外来種のペットは、絶対に放さないようにしましょう。
- 外来種を駆除する活動に参加しましょう。

事業者の取組

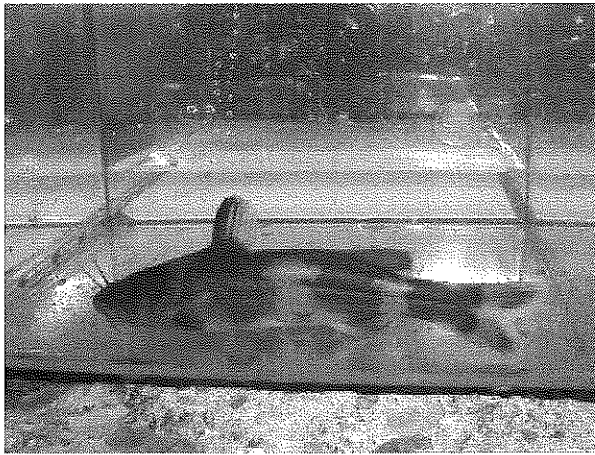
- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の調達から廃棄まで生物多様性に配慮した事業活動を推進しましょう。
- 研究機関やNPO等民間活動団体との連携を推進しましょう。
- 社会貢献活動としての森林や里山等における生物多様性保全活動への参画、NPO等民間活動団体へ支援しましょう。
- 外来種の持ち込み防止対策の実施、他地域からの生物の放流・移植の禁止、ペット等の動物の遺棄をしないようにしましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- エコアクション21、ISO14001やM-EMSの認証を取得し、事業活動における生物多様性へ配慮しましょう。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性へ配慮しましょう。
- 生物多様性に配慮した工場緑化を行いましょ。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づく使用量等の届出を行い、化学物質の適正管理を行いましょ。

国指定天然記念物ネコギギの生息域外保全

鈴鹿高等学校自然科学部 顧問 西飯信一郎

ネコギギとは

ネコギギは、伊勢湾と三河湾へ流れる水系の中上流域に生息するナマズ目ギギ科の淡水魚で、豊かな自然環境の指標となる生物です。私たちは17年間、ネコギギのモニタリングを続けてきて、鈴鹿川水系のネコギギは非常に少なく、絶滅の危険性が高い事が分かりました。2017年からは、亀山市と鈴鹿享栄学園で飼育協定を締結し、高校で生息域外保全事業を実施しています。



鈴鹿川水系での生息状況

私たちは、2003年に鈴鹿川水系の環境調査を始め、2004年からネコギギの調査を継続してきました。夜行性なので深夜に潜水してネコギギを捕獲します。2008年にはネコギギの高密度生息地(区間1)を発見しましたが、そこもネコギギにとって非常に不安定な環境だと分かりました。2019年の調査では、区間1の推定個体数は過去最低、生息環境は過去最悪となりました。



2018年は生息地のうちの一か所(区間6)で護岸工事があり、そこに生息するネコギギを鈴鹿高校に避難させました。その工事ではネコギギに配慮した工法が導入され、その効果があったのか、2019年は区間6で最も多くのネコギギが確認されました。河川環境の保全が第一ですが、生息個体数が少ないという現状があるため、生息域外保全事業が今後ますます重要になります。

ネコギギの生息域外保全事業

ネコギギの絶滅を回避するために、台風の多い7月から11月の間、鈴鹿高校の部室で数個体を系統保存(一時飼育)しています。その一時飼育中に得られた稚魚は、成魚捕獲地点への補償放流(補強A)、新たな好適地への放流(補強B)、そして、部室で3年間の継続飼育(系統保存)の3つに分けています。専門家の指導のもと管理を行い、放流場所や放流個体数については日本魚類学会の放流ガイドラインに準じて長期的・広域的な観点で慎重に検討しています。

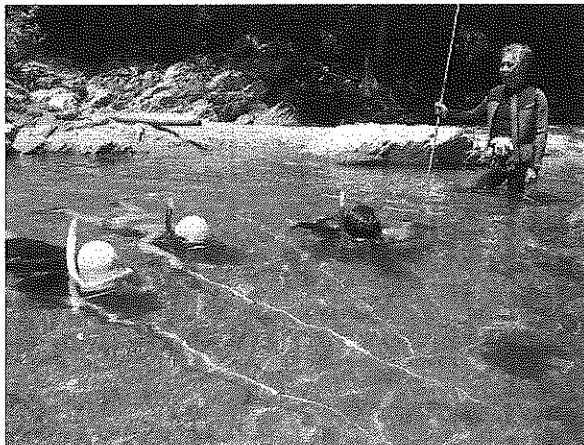
得られた稚魚は、2017年は9個体、2018年は68個体、2019年は115個体(補強A:24個体、補強B:74個体、系統保存:19個体)でした。毎年、少しずつ飼育・繁殖方法を改善し、成果に現れています。放流の時、稚魚を大切に育ててきた部員たちは、「毎日毎日同じことの繰り返しだった。すごく大事に育ててきた。野外でも無事に元気に暮らして欲しい。」「ずっと見てきたネコギギを手放すのは寂しい」と別れを惜しんでいました。放流個体を1年後に再捕獲する事もでき、野生のネコギギとして順応している事に安心しました。



大杉谷自然学校の取組～伝統漁法の継承と地域創生の結びつき～

特定非営利活動法人大杉谷自然学校 校長 大西かおり

三重県中勢部に位置する一級河川の宮川には、「しゃくり」という鮎の伝統漁法があります。昔からこの地域の人々は、小学生の頃から70代まで毎年川の同じ場所でこの「しゃくり」漁を行ってきました。つまり伝統漁法の継承者は、約60年にわたり、宮川を見守り続ける役割を担うのです。ですが、近年「しゃくり」漁の継承者は減少し、2014年には大台町内全小学5年生のうち、この伝統漁法を体験した子は、たった3名となっていました。



伝統漁法「しゃくり漁」の体験

伝統漁法の継承には、地域の絆が不可欠です。NPO法人大杉谷自然学校では2015年から伝統漁法を継承する機会として「子どもしゃくり大会」を開催し、町内小学校の総合学習の時間にもしゃくり体験を導入するなど、小学校や宮川上流漁協、地域の皆様と協力し、伝統漁法を継承する活動に取り組んでいます。また、伝統漁法は先人の知恵の結晶であり、水の透明度や魚種漁獲量などかつて存在した多様な河川環境を今に伝える素晴らしいツールでもあります。2014年から、失われつつある漁具の収集やかつ

ての川漁のインタビューや動画記録に努めています。調査結果はインターネット上で公開している他、三重県立総合博物館で展示しました。

伝統漁法の保存継承と共に、宮川の生態系の保全にも取り組んでいます。2004年の豪雨災害をきっかけに、ネコギギ（環境省絶滅危惧IB類）と、鮎の稚魚放流により定着したギギ（国内移入種）の個体数調査を、毎年実施しています。その結果、近年、ギギによりネコギギの生息域が縮小している可能性が判明しました。2015年から「食べて減らそうギギ」を実施し、宮川の生態系保全にも取り組んでいます。2017年にはハワイ州の学生たちに伝統漁法しゃくり体験をしてもらい、日本が誇るべき自然観を伝え高評価を得ました。外国の方に伝統漁法や河川環境について学んでいただく活動も開始したところです。全国各地に残る伝統漁法の多くは存続の危機に瀕しています。私たちの活動を通じて国内外の多くの人々が伝統漁法の意味や重要さに気付き、再評価してくれることを願っています。



「食べて減らそうギギ」調理の様子

河川区域内の希少種の保全～咲かせようアゼオトギリ 広げよう笑顔の花～

国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

アゼオトギリは、その名のとおり田んぼの畦(あぜ)や、日当たりが良く湿った場所に生える多年草で、オトギリソウ(弟切草)科の一種です。8～9月にみられる小さな黄色い花と、葉や花の縁に見られる黒い斑点が特徴です。

アゼオトギリは昭和41年以来三重県内では見つかっておらず、絶滅したと考えられていましたが、平成25年に櫛田川水系佐奈川(三重県多気町)で48年ぶりに発見されました。このことをきっかけに特に保護の必要がある種として三重県指定希少野生動植物種に指定されています。



アゼオトギリ

アゼオトギリの保全活動は、平成26年に国土交通省が県内の高校生に協力を依頼したことをきっかけに始まりました。その後、多気町、地域団体を交えた説明会などを経て、平成27年5月に三重大学や福井県立大学の先生方の助言を得ながら「第1回アゼオトギリ保全勉強会」を開催しました。



アゼオトギリ保全勉強会の様子

これまで(令和2年1月現在)8回の「アゼオトギリ保全勉強会」を行い、勉強会メンバーが栽培・移植したアゼオトギリの生育状況、高校生の研究成果、行政による自生地・移植地の生育状況などの報告、河川内やメンバーが所有する敷地内への移植作業など様々な取組を行ってきました。



アゼオトギリの増殖個体



保全活動の様子

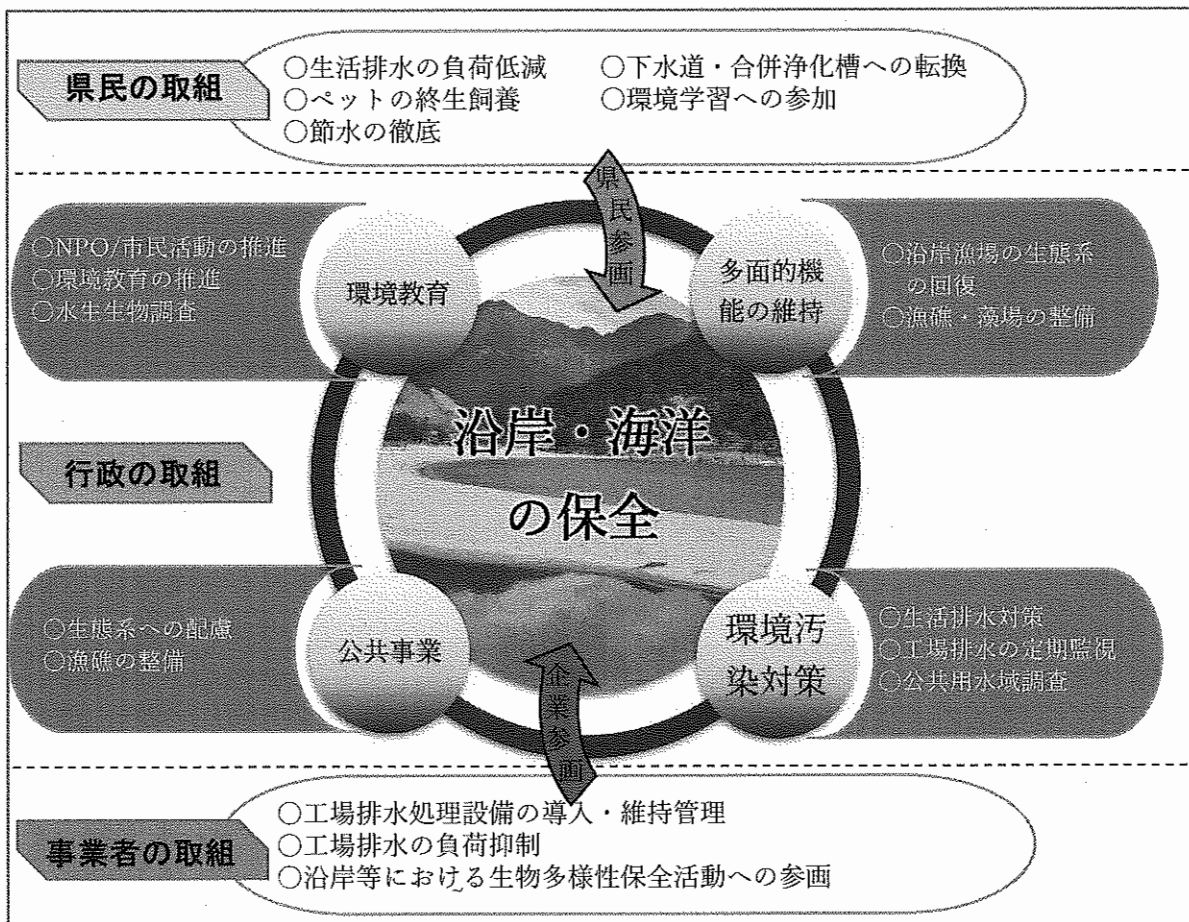
今後は、新たな取組として、保全活動の担い手育成を目的に多気町内の小中学校へ連携を広げるほか、第1回アゼオトギリ保全勉強会から5年が経過することを機に、今までの活動内容や成果をまとめた活動報告書を作成する予定です。

アゼオトギリの生態や生育環境についてはまだ分からないことも多いですが、官民協力のもと勉強会や移植・栽培活動などを通じて、アゼオトギリの保全に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

第5節 沿岸・海洋域の保全・再生

三重県の海岸線の延長は約 1,088 kmと全国で8位の長さを誇っており、伊勢湾のような遠浅の沿岸や、熊野灘のようなリアス式海岸が発達した地形が存在し、歴史的にも多様な風土・文化を育んできました。また、砂浜、干潟、潮溜まり、藻場など多様な生態系が形成されており、様々な生物の生息・生育場所として重要な環境となっている他、外国との窓口となる港湾区域においては、外来生物の陸域内における定着を防ぐ重要な場所となっています。

津波等の自然災害から住民の生命・財産を保護する事業を進めるとともに、水産資源の重要な供給源のひとつである海洋域の環境を保全しつつ、人間活動により消失した干潟、藻場などの再生を行っていくことが重要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【希少野生生物の保全、外来生物による被害防止】		
○野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P 3 0
○希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P 3 0
○外来生物対策の普及啓発	みどり共生推進課	P 4 0
○水産資源構成種の生息環境を保全	水産基盤整備課	P 3 0
【自然環境保全活動の連携促進】		
○多様な主体による海岸漂着物対策	大気・水環境課	P 3 6
【農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生】		
○沿岸漁場の生態系の回復	水産基盤整備課	P 3 4
【環境汚染による自然環境への影響の抑制】		
○伊勢湾の水質保全のための広域的な取組	政策提言・広域連携課 大気・水環境課	P 4 2
○河川や海域の水質を継続的に監視	大気・水環境課	P 4 3
○下水道終末処理施設の適正管理	下水道経営課	P 4 3
○有害赤潮の予察技術の開発	水産研究所	P 4 3
【生態系に配慮した公共事業】		
○下水道事業による地域生態系への影響緩和	下水道事業課	P 4 9
○海岸における生物多様性の保全	港湾・海岸課 水産基盤整備課 農業基盤整備課	P 4 9
○水産資源構成種の生息環境の保全・創造	水産基盤整備課	P 5 0
○魚礁の整備	水産基盤整備課	P 5 1

県民の取組

- 学校のクラブ活動や課外活動で、地域の自然や生きもの調査をしましょう。
- 博物館や環境学習情報センターなどで、三重の自然を学んでみましょう。
- 地域の希少種を保全する活動に参加しましょう。
- 地域で行われている、自然観察会や保護イベントに参加しましょう。
- 県内の里山や里海で行われているイベントに参加して、いろんな地域のありのままの自然を体験してみましょう。
- 地元の水産物を購入しましょう。
- 旬のものや、地元で採れたものを食卓に取り入れましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないよう心掛けましょう。
- 外来種について、正しい知識を持つようにしましょう。
- 外来種を駆除する活動に参加しましょう。

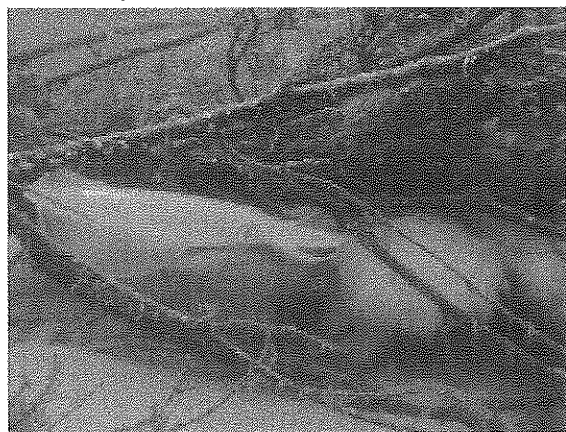
事業者の取組

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の調達から廃棄まで生物多様性に配慮した事業活動を推進しましょう。
- 研究機関やNPO等民間活動団体との連携を推進しましょう。
- 水産資源の管理や回復、漁礁や藻場の造成による生息環境の改善に努めましょう。
- 漁礁や藻場の造成による生息環境の改善に努めましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- エコアクション21、ISO14001やM-EMSの認証を取得し、事業活動における生物多様性へ配慮しましょう。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性へ配慮しましょう。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づく使用量等の届出を行い、化学物質の適正管理を行いましょう。

「尾鷲ヒノキ製アオリイカ産卵床の設置」～特産ヒノキを活用した産卵床作り～

尾鷲市農林水産課

アオリイカは定置網、釣り等で漁獲され、美味なことから高値で取引されます。アオリイカは別名モイカとも呼ばれ、海藻が茂る藻場に卵を産み付けます。しかし、藻場は全国的に減少しており、アオリイカの天然産卵場も少なくなってきました。



アオリイカと産卵床

昔から、漁業者は海中に木を入れ、イカの産卵床として利用してきました。そこで、尾鷲市では平成17年度より、特産の尾鷲ヒノキの間伐材を活用したアオリイカの産卵床の設置を地元の漁業協同組合・漁業者・ダイビングショップと連携して行っています。産卵床にはヒノキ間伐材や麻製のロープ・土嚢袋といった自然に分解する素材を使用しています。そのため、アオリイカの産卵場としての役割を果たした後、フナクイムシ類等の多様な生物に利用されながら朽ちていくため、環境にやさしい産卵床となっています。

尾鷲市ではアオリイカの産卵は主に5月～9月に行われます。アオリイカの神秘的な産卵行動はレジャーダイバーの見どころにもなり、産卵シーズンには多くのダイバーが訪れています。市内に設置した産卵床を調査したところ、多い年では約140万個もの卵が産卵床に産み付けられていました。



アオリイカの卵塊が付いた産卵床

市内の小学生を対象としたアオリイカ産卵床体験教室も実施しています。児童たちはヒノキ間伐材を用いた産卵床を実際に作成して、船の上から産卵床を沈設します。また、産卵床に産み付けられた卵や孵化した稚イカの観察に加え、アオリイカを使った料理教室も行います。このような体験をとおして、アオリイカの生態等や森林整備について学習してもらいます。

今後も、尾鷲ヒノキ製アオリイカ産卵床の設置を継続していくことで、尾鷲市の基幹産業である水産業・林業の振興と生物多様性の保全を推進していきたいと考えています。



小学生を対象とした体験教室

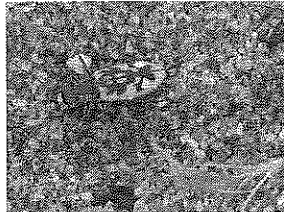
貴重な海岸を未来に受け継ぎたい！

白塚の浜を愛する会 代表 西口恵子

白塚海岸は、長さ約 800m 奥行き約 140m の海岸で、伊勢湾で最も広い砂浜が残されています。奥行きのある砂浜には希少な海浜植物のピロードテンツキの群生が多数見られます。この植物は、縮まった砂浜にまばらに群生をつくるのですが、このような環境は他の海岸ではなかなか見ることができません。縮まった砂浜の環境はカワラハンミョウ、ヤマトマダラバッタ等の海浜性希少昆虫の生息地となっているほか、県鳥シロチドリの繁殖場にもなっています。カワラハンミョウとシロチドリは三重県の指定希少野生動物種になっているほど保全の重要性が高く、この2種が生息できる環境は三重県内では白塚海岸だけとなっています。



シロチドリ



カワラハンミョウ

このように、伊勢平野で唯一、昔の伊勢湾の姿を残す白塚海岸は、存在そのものが市民の財産と思います。

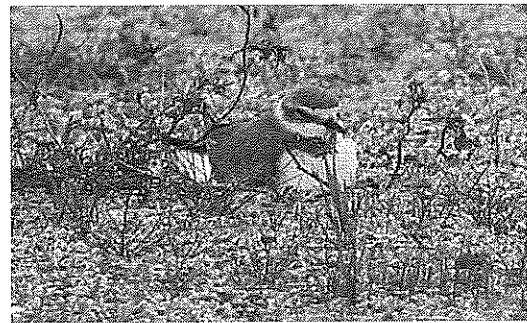
私たちは、「白塚海岸を未来に受け継ぎたい。」という思いで、毎月第三日曜の午前9時から海岸清掃をしている他、子供たちに海岸に親しんでもらおうと、野鳥の観察会や海浜性の昆虫採集など、様々なイベントを開催しています。



海浜性昆虫観察会の様子

海岸清掃は、単にごみを取り除くだけではなく、海岸にすむ様々な生きもののことを考えな

がら行わなければなりません。ウミガメの産卵には流木が邪魔になりますが、流木を全てなくしてしまうと、昆虫の住処や餌を奪うこととなります。また、カワラハンミョウやシロチドリの繁殖場所を荒らさないことも重要です。例えば、シロチドリは巣のそばに長い時間人が居続けると子育てをやめてしまうので、繁殖シーズンは巣の近くを避けて清掃しています。



抱卵中のシロチドリ

しかしながら、毎日の散歩やレジャー等人間が手軽に利用できる海岸は、自然保護をやっていくには課題が多すぎます。更に護岸堤防のかさ上げにより風が吹き抜けなくなることは、砂が移動して保たれている砂浜特有の環境にとっては致命的です。私たちの力だけでこのような環境を保全していくことには限界があります。

伊勢湾の海岸線は砂浜の浸食や護岸堤防の改修、海水浴場等の利用により砂浜特有の自然環境は毎年悪くなっています。その中で残っている白塚海岸は今後伊勢湾の自然豊かな砂浜復元にとって拠点となります。貴重な海岸を未来に受け継ぐため、今後は市民と行政が連携し、積極的に継続的な保護活動が実施できるよう、切に願っています。

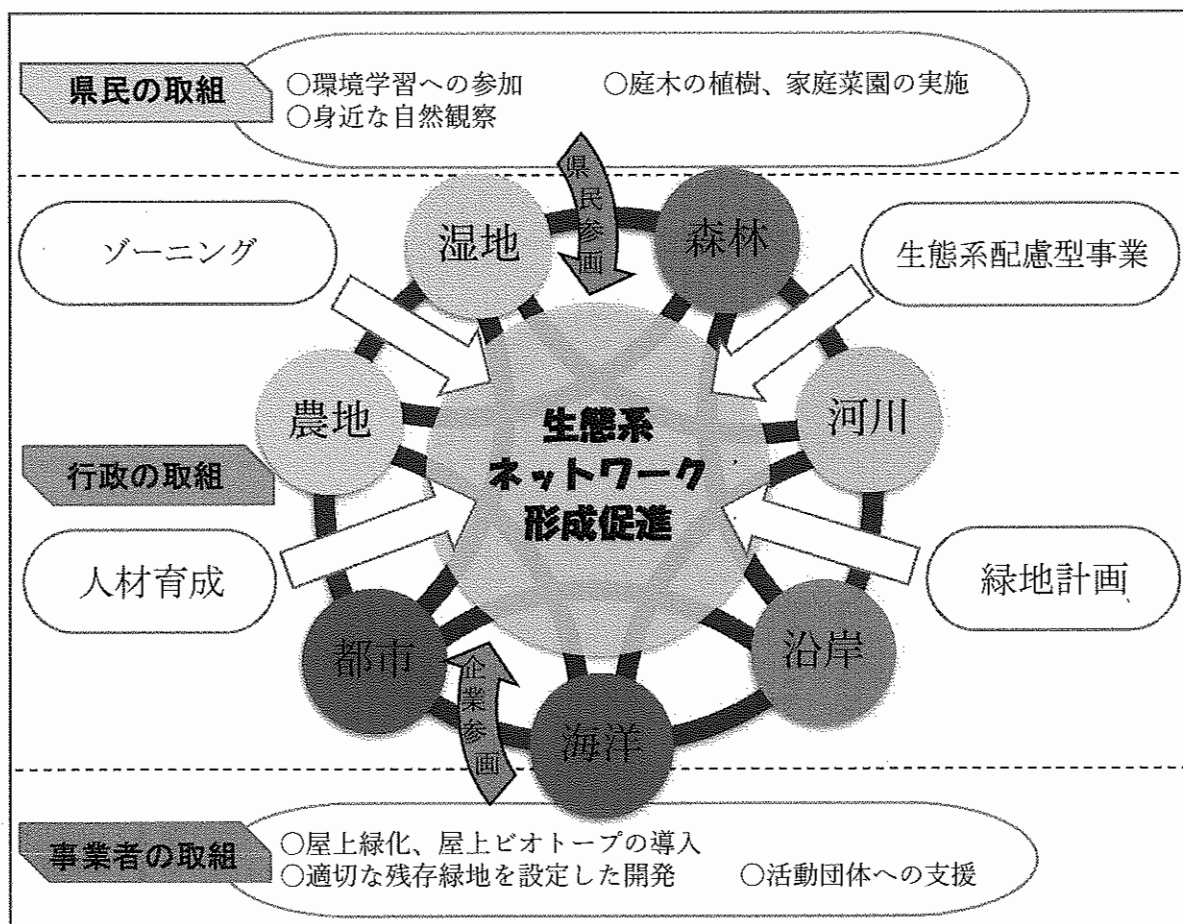


清掃活動後には炊き出しがあります。
毎月第3日曜日、朝9時からの海岸清掃
ご参加お待ちしております。

第6節 生態系ネットワークの形成促進

生物多様性を保全するためには、森林や里地里山、河川や湿地などの環境をそれぞれ独立的に保全するだけではなく、それらのつながりを意識し、生態系ネットワークが形成されるよう保全する必要があります。生態系ネットワークの形成を促進するためには、生物の重要な生息環境を核（コアエリア）として確保するとともに、核どうしを有機的につなぐ回廊（コリドー）を形成することが重要です。また、コアエリア、コリドーと外部との相互影響を低減するための緩衝地域（バッファゾーン）を設けることが必要です。

その考え方は種によって異なり、鳥類や飛翔できる昆虫類などは、必ずしも連続した環境が必須というわけではありませんが、連続性が保たれないと、生息が困難となる種も存在します。例えば、アユは魚道のない堰を遡上することはできませんし、トノサマガエルは、垂直の水路壁をのぼることはできません。このように、隣接する生態系間を移動する生物の生態を踏まえ、各々の生態系の「つながり」を確保することが必要です。



行政の取組	関係課	掲載頁
【希少野生生物の保全、外来生物による被害防止】		
○野生生物の保護啓発	みどり共生推進課	P 3 0
○希少生物の指定と保全活動	みどり共生推進課	P 3 0
○的確な情報提供とアドバイス	総合博物館	P 3 0
○外来生物対策の普及啓発	みどり共生推進課	P 4 0
【自然環境保全地域等の重要地域の保全】		
○ゾーニングによる地域保全	みどり共生推進課	P 3 1
【自然地の開発行為による影響の低減】		
○自然地の開発を対象とした指導	みどり共生推進課	P 3 1
【生物多様性の理解促進】		
○体験型・参加型の環境教育	地球温暖化対策課	P 4 8
○三重の豊かな自然と歴史を県民とともに探求	総合博物館	P 4 8
○環境保全活動・環境教育の取組	小中学校教育課 高校教育課	P 4 8
【生態系に配慮した公共事業】		
○生物多様性保全上重要な地域の共有	みどり共生推進課	P 5 0
○魚道の整備	河川課	P 5 0
○ロードキル防止対策	都市政策課 道路管理課 道路建設課 道路企画課	P 5 0
【人と自然とのふれあえる場の確保】		
○都市公園の整備	都市政策課	P 5 1

県民の取組

- 学校のクラブ活動や課外活動で、地域の自然や生きもの調査をしましょう。
- 博物館や環境学習情報センターなどで、三重の自然を学んでみましょう。
- 地域の希少種を保全する活動に参加しましょう。
- 地域で行われている、自然観察会や保護イベントに参加しましょう。
- 旬のものや、地元で採れたものを食卓に取り入れましょう。
- 外来種について、正しい知識を持つようにしましょう。
- 外来種を駆除する活動に参加しましょう。
- 庭木は在来種を植樹するようにしましょう。
- プランターで家庭菜園を行ってみましょう。

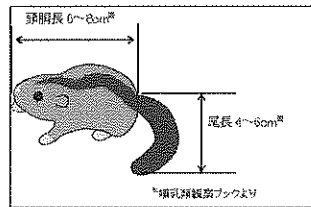
事業者の取組

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の調達から廃棄まで生物多様性に配慮した事業活動を推進しましょう。
- 研究機関やNPO等民間活動団体との連携を推進しましょう。
- エコアクション21、ISO14001やM-EMSの認証を取得し、事業活動における生物多様性へ配慮しましょう。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性へ配慮しましょう。
- 屋上緑化や屋上ビオトープを推進しましょう。
- 事業場敷地内において緑地の確保に努めましょう。
- 開発にあたっては、生物多様性への影響を最大限回避・低減するとともに、残存緑地の確保や造成緑地の適切な配置に努めましょう。
- 開発地の周辺に在来種の生息に配慮したビオトープを整備しましょう。
- 緑地を造成する場合には、在来種を採用しましょう。

アニマルパスウェイ～天然記念物「ヤマネ」保全対策のころみ～

国土交通省中部地方整備局 紀勢国道事務所

国道42号 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の事業計画地周辺では、国指定天然記念物「ヤマネ」の生息が確認されたため、有識者の助言を受けながら自然環境に配慮した道路事業における保全対策を行っています。事業計画地現場では工事に伴い、ヤマネの移動通路となる樹木の伐採が必要となったため、伐採箇所3箇所のアニマルパスウェイを設置して移動通路を確保し、アニマルパスウェイ設置箇所に自動撮影装置(ビデオカメラ)を設置して監視を行っており、令和元年度はアニマルパスウェイを利用する様子のヤマネを1回撮影出来ました。また、ヤマネの生体1匹を捕獲し追跡調査(生息域の確認)を実施しています。



ヤマネの体長



生体を確認したヤマネ

なお、ヤマネと共生した道路整備の取り組みについて、地元小学生を対象に環境学習会を平成28年度から年2回実施しています。ヤマネの餌となる植物の栽培や、ヤマネの行動と道路整備との関係性等について出前授業を実施しています。

今後は、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)供用開始後も、ヤマネと共生出来るような道路施設を整備していくと共に、植樹等の環境保全に関する取り組みも実施していきます。



環境学習会での座学の様子

★アニマルパスウェイとは？

道路建設や住宅地の造成などにより分断された森林では動物の生息環境に悪影響が及ぶ場合があります。中でも、ヤマネ等の樹上だけで生活する動物においては移動ができなくなり、道路を渡るしかなく車にひかれてしまう恐れがあると共に、捕食者に襲われる危険にさらされることとなります。

このような場所について、動物が行き来出来るように設けた通り道のことであり、樹上動物の生息環境を保全するための方策の一つです。



熊野尾鷲道路(Ⅱ期)での設置状況

生物多様性保全に関するゾーニングの意義

ゾーニングとは、都市計画などにおいて、特定の明確な目的からひとまとまりの区域（ゾーン）を設定し、区分することとされています。自然環境分野においては、自然公園地域や自然環境保全地域などが、法令に基づいてゾーニングされている地域であると言えます。

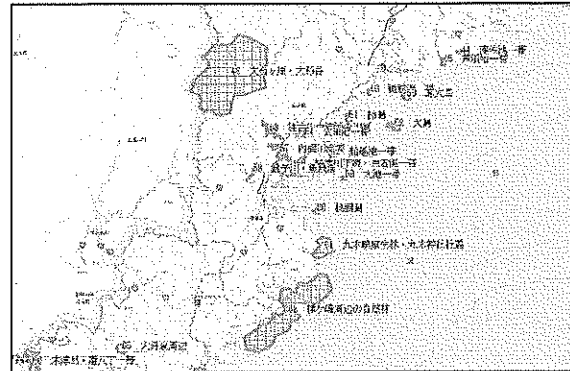
ここ数年、全国的に自然エネルギーを利用した発電施設の設置に伴う里地里山の消失など、新たな開発による生物多様性の損失が懸念されています。このような背景からも、「環境保全」と「再生エネルギー発電の導入促進」を両立するようなゾーニングを目指すことが求められるなど、ゾーニングの重要性は増しています。



里山に設置された太陽光発電施設

生物多様性保全の観点からは、希少野生動植物種の種数が多く認められる地域などを「保全が必要なエリア」としてゾーニングを行うことが求められます。

保全が必要なエリアとして、具体的には重要里地里山、重要湿地や三重県レッドデータブックに掲載されている希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）などが考えられます。



ホットスポットみえの例

三重県では「三重県自然環境保全条例」において、1 ha を超える自然地の改変を伴う開発行為を行う場合は、事前に希少野生動植物の保護計画等を記載した届出を義務付けています。ゾーニングを行うことにより、このような開発行為に関する個別事業に先立ち「保全が必要なエリア」を予め示しておくことで、当該エリア内の計画を回避するなど、計画段階での生態系への自主的な配慮が期待されます。

また、保全が必要なエリアとしてゾーニングしたマップを、教育現場や環境学習の場等でも活用を促進し、子供たちをはじめとした県民の方にゾーニングした地域の重要性を浸透させることにも役立ちます。

このように、法令上の規制だけではなく、生物多様性保全の観点からゾーニングを行うことが、その地域の生態系を保全する第一歩になると考えられます。

第5章 みえ生物多様性推進プランの推進

人間生活は、多くの部分で生態系サービスに依存しており、産業、観光、歴史・文化、教育など、幅広い分野に関わりを持っています。これらの多くは、地域の活力の源であり、その活性化や持続的な活用など、多くの地域で課題となっています。このような、地域における課題の多くは、色々な分野に関連するため、それらを横断した対策が必要となります。

第1節 各主体の役割

生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて、事業者、県民、NPO等民間団体、市町等の様々な主体が、生物多様性について理解を深め、連携・協働により積極的に活動していくための取組を進めていきます。

1. 県民

生物多様性に関する保全活動や県民参加型の自然観察会等に積極的に参加し、生物多様性に対する意識を高め、理解を深めるとともに、正しい知識を持ち、それを広めることが期待されます。

2. 県

本プランにおいて、「生物多様性に迫る危機」及び「生物多様性の環境づくり」により整理した4つの取組方針及び、地域空間別に整理した取組に基づき、様々な主体による生物多様性に関する取組を更に進め、生態系ネットワークの形成を促進します。(図9参照)

3. 市町

県と連携して地域住民への生物多様性に関する理解促進を図るとともに、自然環境保全団体等への支援を行います。

4. 事業者

事業者は、その活動を通じて国内外の生物多様性と深く関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である国民一人ひとりと生物多様性の関わりに多大な影響を及ぼすなど、社会の一員として重要な役割を担っています。

また、社会・経済の基礎である自然資本の保全は、持続可能な社会を実現することと密接不可分であり、国内外の多くの企業がSDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に取り込もうとする動きも始まっ

ています。

①リスクへの対処

これまでのように資源乱獲を続けると、原材料不足や調達コストの増大となつて自社に跳ね返ってくる可能性もあります。また、生物多様性への悪影響の顕在化による企業ブランドのイメージ低下につながる恐れがあります。

②チャンスへの適応

積極的な取組による企業価値の向上や同業他社との差別化による競争力の強化に加え、消費者や投資家へのアピール、自社従業員の満足度向上など、直接的・間接的なメリットを享受できる可能性はこれまで以上に高まると考えられます。

5. NPO等民間活動団体

県内では、多くのNPO等民間活動団体が生物多様性の保全・再生活動に取り組んでおり、その具体的な活動は、里山の保全、希少種の調査、体験型の環境学習、河川清掃・森林整備、野鳥観察等多岐にわたっています。

これらの自主的かつ地域特性に応じた保全・再生活動は、県内の生物多様性保全の基盤となることから、今後も引き続き、地域のリーダーとして活動状況の情報発信を進め、活動団体間の連携を深めるとともに、県民が広く参加できる場の提供が求められています。

- ① 希少野生動植物種等の生息生育地の自主的な保全活動の実施
- ② 専門的な知見や経験を有する指導者等の紹介を通じ、企業、教育機関や自治会等の取組への助言・指導・支援
- ③ 生物多様性を保全するための活動を実践するとともに、広く県民の参加を受け入れる環境教育や観察会等のプログラム創設・提供
- ④ 活動団体間の交流促進とネットワークづくりを進め、協働・連携して行われる保全活動の活発化
- ⑤ 多様化する地域からの要望を把握したきめ細やかな対応

6. 教育・研究機関、専門家

教育機関は、環境教育への積極的な取組や、地域住民等と連携した環境保全活動の推進が期待されます。

研究機関、専門家は、生物多様性に関する調査・研究結果を公表することによる普及・啓発や、関係機関への助言・指導の役割が期待されます。

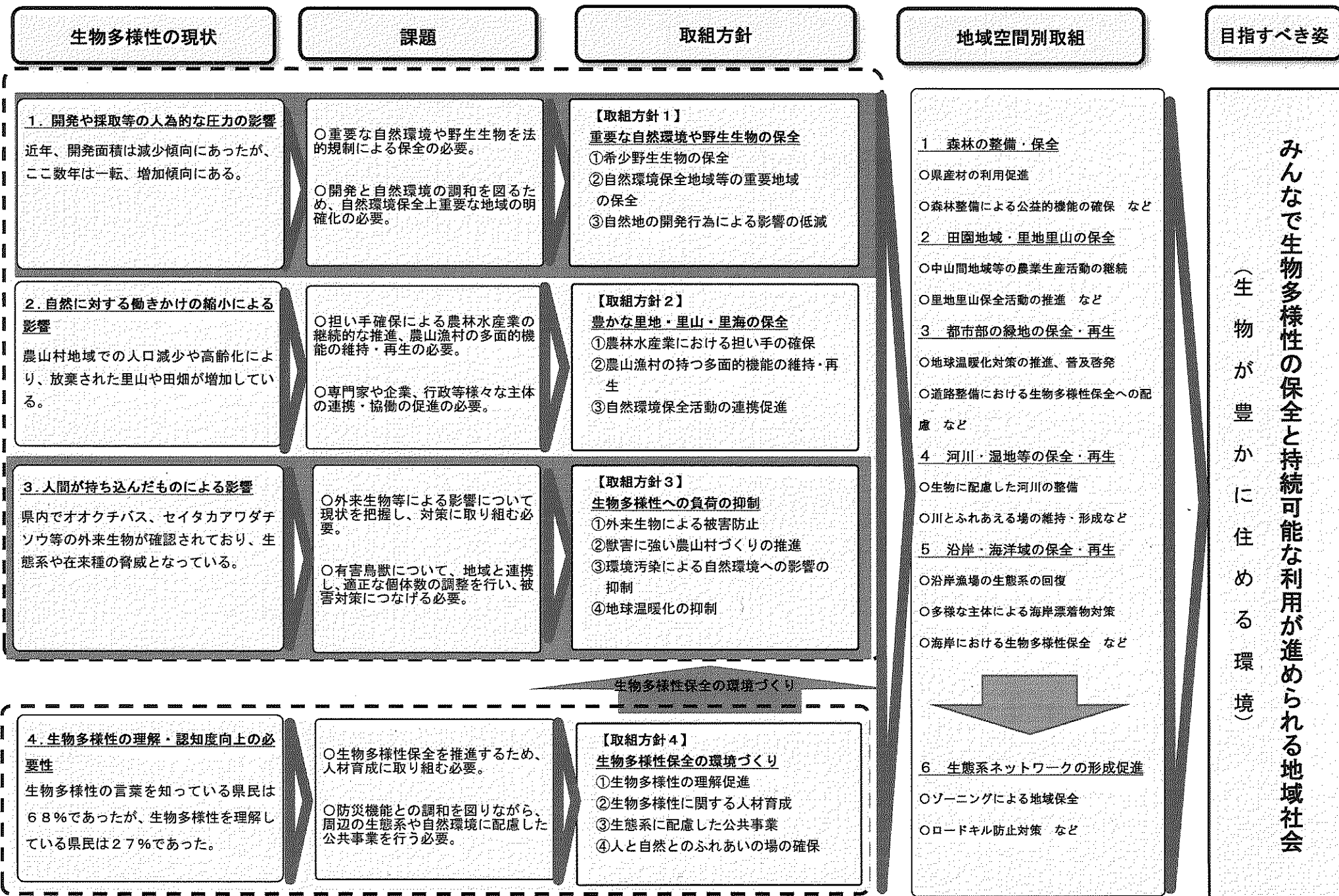


図9 三重県の取組

第2節 推進体制

NPO等民間活動団体等の様々な主体と連携するとともに、市町との連絡会議を設けるなど、本プランを実行、評価していく推進体制を整備します。

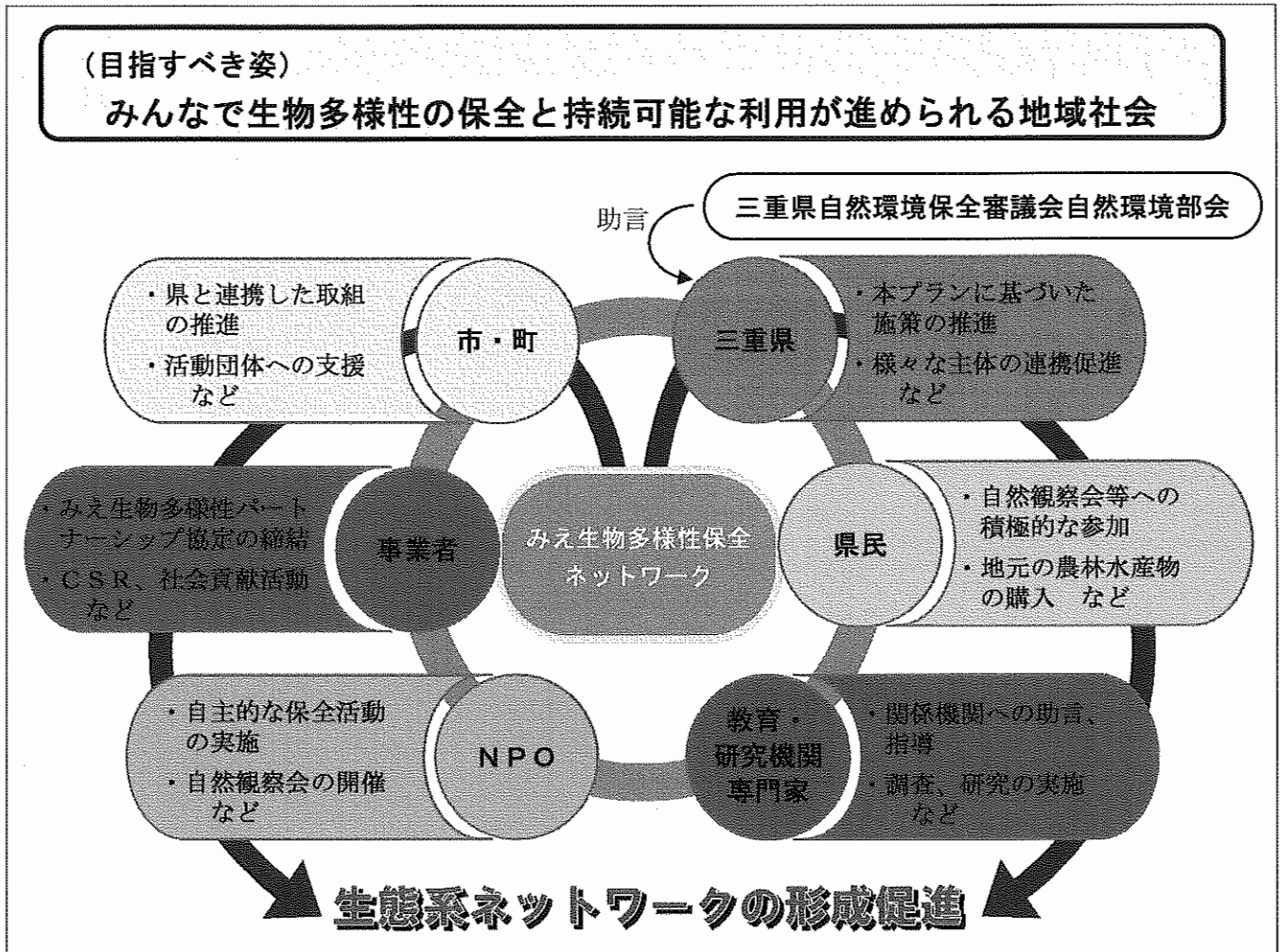


図10 推進体制

第3節 進行管理

本プランは、令和5年度(2023年度)を目標年度として策定するものであり、管理目標は、主に県の今後4年間の行動計画である「みえ県民力ビジョン」に記載されている生物多様性に関する指標を抽出しています。このため、これらの値は同ビジョンの成果検証時に評価されます。なお、具体的な目標値が示されていない施策については、実施状況をヒアリングし評価します。

また、本プランでは、地域空間別に取り組を整理したうえで、ゾーニングによる取組からも生態系ネットワーク形成を促進することとしていますので、これらの取組に関する事例を集積し、成果を検証することとします。

第2期みえ生物多様性推進プラン「県の具体的な取組」実施状況

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
重点方針1 みんなで学びあおう		
① 子どもも大人も「生物多様性」を学ぶ機会を増やします。		
<p>●体験型・参加型の環境教育 （地球温暖化対策課）</p> <p>・市町、民間団体等の関係機関との連携や、三重県環境学習情報センターなどの環境教育・環境学習の拠点施設を活用した体験型、参加型の環境教育に取り組み、環境保全活動の普及啓発を行います。</p> <p>目標 環境教育講座等参加者の満足度 100%（H27年度現状値：98.7%）</p>	<p>三重県環境学習情報センターを拠点として、環境出前講座や主催講座等を実施し、その満足度については98%以上でした。</p> <p>◆環境教育講座等参加者の満足度(目標値 100%) H28 99.7% H29 98.3% H30 98.9%</p>	<p>引き続き、三重県環境学習情報センターなどの環境教育・環境学習の拠点施設を活用した体験型、参加型の環境教育や「夏のエコフェア」をはじめとするイベントなどを実施し、環境保全活動の普及啓発を行っていきます。</p>
<p>●三重の豊かな自然と歴史を県民とともに探求 （総合博物館）</p> <p>・三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について、県民・利用者とともに探求し、実物資料を収集・保存・継承し、調査したデータや収集した資料の展示や自然観察会や講演などの事業、及びレファレンスなどで活用することにより、生物多様性の理解を促進します。</p>	<p>一般募集やミュージアム・パートナーを対象にした、自然観察会や各種講座、ワークショップを通じて、幅広く、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について知ってもらう機会を提供し、多くの皆さんに参加いただきました。</p> <p>学芸員が調査・研究を行った資料に加えて、関係機関、県民の皆さんから提供された資料を企画展等での展示に活用し、広く来館者の皆さんにご覧いただき、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について知っていただきました。</p>	<p>今後も引き続き、自然観察会や各種講座、ワークショップを実施するとともに、皆さんの協力も得ながら調査・研究活動を行い、展覧会等の機会において、来館者の皆さんに三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について知っていただきます。</p>
<p>●森林環境教育の効果的な推進 （みどり共生推進課）</p> <p>・県民の森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等の様々な主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。</p>	<p>県民の森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等の様々な主体と連携して、森林環境教育を効果的に実施するための学習環境を整備するとともに、森林環境教育・木育指導者（森のせんせい）指導者の育成等を進めた結果、森のせんせい登録者は、平成30年度末現在で85名となりました。</p>	<p>「みんなで支える森林づくり」を進めるには、より地域に密着した森林環境教育・木育活動を展開することが重要であり、指導者を育成していく必要があることから「地域に密着した森林環境教育・木育指導者数」を目標として設定し、①【森林環境教育の効果的な推進】、②【企業・県民の森林づくり活動への参画促進】、③【多様な主体の森林づくり活動へのサポート】などの施策により取組を進めます。</p>
<p>●外来生物普及啓発 （みどり共生推進課）</p> <p>・外来生物対策として、外来生物被害予防3原則の入れない・捨てない・拡げないについて、普及啓発を促進します。</p>	<p>県ホームページにおいて外来生物問題について広く啓発するとともに、関係者への研修やイベント等での啓発物の配布・解説等、きめ細かい普及啓発を行っています。併せて、野生生物保護啓発ポスターコンクールの優秀作品を活用して、外来種防除対策普及啓発ポスターを作成し、県内の各学校への配布等を行っています。また、野生生物対策に係る市町や関係機関等に各種の情報提供を行うなど、対策の円滑な推進を図っています。</p>	<p>引き続き、県民の皆さんや関係者等へのきめ細かい普及啓発に取り組むとともに、より効果的な普及啓発を目指して、啓発手法の検討や関係機関等との連携を進めます。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●野生生物保護啓発 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高校生を対象とした「野生生物保護啓発ポスターコンクール」を実施して、児童生徒に野生動物に対する保護意識の啓発を図ります。 	<p>県内の小中高校生を対象とした「野生生物保護啓発ポスターコンクール」を毎年実施しました。また、県主催の入賞作品展示会の開催や環境関係のイベントにおいて本作品を展示するなど、児童生徒に対して、野生生物の保護意識の向上に努めました。</p> <p>平成28年度から平成30年度までに、小中高校併せて、延べ410校 4,374名から応募がありました。</p>	<p>現在の取組を継続して実施していくとともに、より多くの児童生徒が「野生生物保護啓発ポスターコンクール」に参加してもらえるよう、効果的な普及啓発を目指して、啓発手法の検討や関係機関等との連携を進めます。</p>
<p>●観察会・調査体験会の開催 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの自然への関心を高め、自然環境を支える将来の担い手となるきっかけづくりを行うため、子どもたちが参加する生物多様性にかかる調査体験会や観察会を行います。 	<p>みえ生物多様性パートナーシップ協定を企業、関係市町、NPO団体等と締結し、各団体等の協力を得ながら、子どもたちを対象とした種々の自然観察会の開催や中高生、県民への出前授業・依頼講座等を実施したり、環境関係のイベントに出展して普及啓発を行いました。</p>	<p>現在の取組を継続して実施していくとともに、既存事業の活性化（有効化）を図り、自然保護・野生生物保護活動に関する発表会等への生徒の参加に対して支援・協力等を検討していきます。</p>
<p>●自然とのふれあいの場と機会の提供 （みどり共生推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育や自然とのふれあいの場の拠点施設として、「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」の適切な維持管理を行うとともに、各々の施設で年24回以上の自然体験型の行事等を開催し、県民に対し自然とふれあう機会を提供します。 <p>目標 各森林公園での自然体験型イベント回数：年24回以上（指定管理者制度の目標値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県民の森」「三重県上野森林公園」において、積極的に自然とふれあう場を提供することで、順調に来県者が増加し、施設やイベントの満足度も目標を概ね達成できました。 ・指定管理者制度による自然及び施設の適正な維持管理及び利用者の増進を図るため、森林とのふれあいのイベント等を実施するとともに、利用者のニーズを把握し、適正な施設管理を行いました。 ・平成30年度においては100回を超えるイベントを実施しました。 	<p>引き続き、現在のレベル以上の取組を進めることが必要です。また、老朽化等により修繕が必要な施設については、計画的に修繕等を行い、利用者の安全・安心及び満足度の向上に努める必要があります。</p>
<p>●環境保全活動・環境教育の取り組み （高校教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県立学校環境マネジメント」に基づいて、各高等学校で環境保全活動に取り組み、家庭・地域・企業等と連携した環境教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての県立学校が、校長の「環境に関する取組の方針」のもと、計画→実行→評価→改善のサイクルに基づき環境教育・環境保全活動に取り組んでいます。その結果、平成27年度には、家庭・地域・企業等と連携して環境教育を推進している学校の割合は84.5%でしたが、平成30年度は93%となりました。各学校の取組は年々充実しており、令和元年度の目標である100%は、達成される見込みです。 	<p>今後も引き続き、「県立学校環境マネジメント」を継続して実施し、環境保全活動・環境教育に取り組むとともに、家庭・地域・企業等と連携した環境保全等の取組の充実を図ります。</p>
<p>●環境保全活動・環境教育の取り組み （小中学校教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての公立小中学校において、「環境教育に関する全体的な計画」に基づき「環境教育に関する全体的な計画」を作成し、地域や学校の特色を生かしながら家庭・地域・企業等との連携も意識し、教育活動全般にわたる体系的な環境教育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県環境基本計画」に基づき、「環境教育に関する全体計画」を作成する。 ・総合的な学習の時間や、各教科等において、積極的な活動を行う。 ・「学校環境デー（毎年6月5日）」を中心に、小中学校等において、児童生徒や地域の状況に応じ様々な特色ある取組を行う。 ・工夫ある取組を県のホームページに掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で、環境教育に関する全体計画に基づき、総合的な学習の時間や、各教科等において、積極的な活動を進める。 ・市町等教育委員会に照会し、「学校環境デー（毎年6月5日）」を中心とした特色ある小中学校等の取組の実施報告を集約する。 ・工夫ある取組を県のホームページに掲載し、各学校は、他校の取組を参考にして活動の活性化を促進する。

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
② 地域の自然を守る市民活動を積極的に進めます。		
<p>●NPO・市民活動の推進 （ダイバーシティ社会推進課）</p> <p>・アスト津3階の「みえ県民交流センター」において、市民活動の場や交流の機会の提供を行い、情報誌の発行やホームページ等による市民活動に関する情報の受発信などのNPO支援を行います。また、掲示スペースにおいて市民活動団体のイベント情報やお知らせなどのチラシ・冊子を配架するとともに、市民活動団体情報ファイルコーナーでは、県内外の団体が発行している印刷物をフアイリングします。</p>	<p>みえ県民交流センターは、指定管理者による管理運営を行っており、市民活動団体の活動拠点、またNPOなど市民活動団体と県民の皆さんとの交流の場として活用され、平成30年度における年間利用者数は66,855人、平成28年から平成30年における平均年間利用者数は65,413人となりました。</p> <p>また、年4回の季刊情報誌「READER」の発行やホームページの更新、市民活動団体やイベント情報を検索・掲載できるMナビなどにより、市民活動に関する情報発信を行っています。「READER」は毎号10,000部を発行し、関係各所へ配布しており、Mナビについても定期的に市民活動団体へ登録を呼びかけるなどした結果、2,700を超える団体が登録されています。</p> <p>さらに、掲示スペースの整理を行い、イベント情報や助成金等に関する情報を入手しやすいようにし、NPO活動の支援を行っています。</p> <p>なお、近年においてはネット環境での情報入手が容易になってきたことから、市民活動情報ファイルコーナーについては、見直しを行っているところです。</p>	<p>生物多様性にかかる活動を行っているNPOなどの市民活動の支援及び基盤強化のため、交流スペース等において利用しやすい環境づくりを推進するとともに、NPO活動の支援、新たな人材の参画を促すため、ホームページ、季刊情報誌やセミナー等を通じて、広く情報の受発信を行っています。</p>
<p>●里地里山保全活動の推進 （みどり共生推進課）</p> <p>・三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、里地里山保全活動に取り組む団体の認定を行うとともに、認定団体による里山整備やNPO等が行う希少野生動物種の自主的な保全活動の手助けとなる情報提供などを支援します。</p> <p>目標 自然環境の保全活動団体数： 84団体（H27年度現状値：74団体）</p>	<p>・里山や希少野生動物の保全を図り、より一層、様々な主体の連携のもと、社会全体で生物多様性の保全を促進するために、新たにみえ生物多様性パートナーシップ制度を設立し、企業や市町等関係機関の参画を得て、NPO団体等が行う希少野生動物種保全活動等に対する支援を実施しました。</p> <p>◆自然環境の保全活動団体数 H30 83団体</p>	<p>地域の自然に対して、地域の住民が関わる意義は大きく、ニーズもあります。引き続き、みえ生物多様性パートナーシップ制度により、企業や市町等関係機関の協力を得ながら、各地域のNPO団体等が行う里地里山整備や希少野生動物の保全活動に対する支援に取り組んでいきます。また、森里川海つながり推進事業等により、里地里山里海活動団体等に対しての補助金等を検討するなど、今後、予算的な拡充も検討していく予定です。</p>
③ 多様な主体のつながりや参画を積極的に進めます。		
<p>●環境保全活動の広域ネットワーク化 （大気・水環境課）</p> <p>・伊勢湾流域圏を中心とした環境保全活動を広域的にネットワーク化する取り組みである「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を3県1市の連携により実施するなど、様々な主体による森・川・海の環境保全活動の活性化を進めます。</p> <p>目標 水環境の保全活動に参加した県民の数：34,000人 （H27年度現状値25,984人）</p>	<p>平成29年度については、10月下旬の台風や天候不良により予定されていた活動が中止になる等、厳しい結果となりましたが、平成30年度については、参加団体数50団体（H29年度比+1）参加延べ人数35,063人となり、参加目標人数32,750人を達成することができました。</p> <p>◆水環境の保全活動に参加した県民の数 H30：35,063人</p>	<p>平成30年度については、参加目標を達成することができましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体への年度途中での案内や呼びかけを、継続して行う。 ・CSR活動の一環で清掃活動等を行っている企業等への呼びかけを継続して行う。（特に事業所周辺での清掃活動等の街中で活動をされている企業への呼びかけを強化する。） <p>等を継続して行い、更なる発展に努めていきます。</p>

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●市民活動の場や交流機会の提供 （ダイバーシティ社会推進課）</p> <p>・アスト津3階の「みえ県民交流センター」において、市民活動の場や交流の機会の提供を行い、情報誌の発行やホームページ等による市民活動に関する情報の受発信などのNPO支援を行います。また、掲示スペースにおいて市民活動団体のイベント情報やお知らせなどのチラシ・冊子を配架するとともに、市民活動団体情報ファイルコーナーでは、県内外の団体が発行している印刷物をファイリングします。</p>	<p>みえ県民交流センターは、指定管理者による管理運営を行っており、市民活動団体の活動拠点、またNPOなど市民活動団体と県民の皆さんとの交流の場として活用され、平成30年度における年間利用者数は66,855人、平成28年から平成30年における平均年間利用者数は65,413人となりました。</p> <p>また、年4回の季刊情報誌「READER」の発行やホームページの更新、市民活動団体やイベント情報を検索・掲載できるMナビなどにより、市民活動に関する情報発信を行っています。「READER」は毎号10,000部を発行し、関係各所へ配布しており、Mナビについても定期的に市民活動団体へ登録を呼びかけるなどした結果、2,700を超える団体が登録されています。</p> <p>さらに、掲示スペースの整理を行い、イベント情報や助成金等に関する情報を入手しやすいようにし、NPO活動の支援を行っています。</p> <p>なお、近年においてはネット環境での情報入手が容易になってきたことから、市民活動情報ファイルコーナーについては、見直しを行っているところです。</p>	<p>生物多様性にかかる活動を行っているNPOなどの市民活動の支援及び基盤強化のため、交流スペース等において利用しやすい環境づくりを推進するとともに、NPO活動の支援、新たな人材の参画を促すため、ホームページ、季刊情報誌やセミナー等を通じて、広く情報の受発信を行っています。</p>
<p>●企業・県民の森林づくり活動への参画促進 （みどり共生推進課）</p> <p>・森林保全に取り組みたいと考える企業等に対して必要な情報提供や支援等を行うとともに、10月のもりづくり月間に森林にふれあうイベントを開催するなど、県民等の森林づくり活動や緑化活動への参画を促進します。</p> <p>目標 森林づくり及び森林環境教育などの活動の進展度：66,000人 （H27年度現状値 57,956人）</p>	<p>森林保全に取り組みたいと考える企業等に対して必要な情報提供や支援等を行うとともに、10月のもりづくり月間に森林にふれあうイベントを開催するなど、県民等の森林づくり活動や緑化活動への参画を促進しました。</p>	<p>「みんなで支える森林づくり」を進めるには、より地域に密着した森林環境教育・木育活動を展開することが重要であり、指導者を育成していく必要があることから「地域に密着した森林環境教育・木育指導者数」を目標として設定し、①【森林環境教育の効果的な推進】、②【企業・県民の森林づくり活動への参画促進】、③【多様な主体の森林づくり活動へのサポート】などの施策により取組を進めます。</p>
<p>●多様な主体の森林づくり活動へのサポート （みどり共生推進課）</p> <p>・森林環境教育や森づくり活動等の取組を支援するため、平成28年度から総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を設置・開設して、学校や市町、指導者などからの各種相談対応にあたりるとともに、活動のコーディネートや指導者の紹介など、関係者との綿密な調整・連携等を行います。</p> <p>目標 森林づくり及び森林環境教育などの活動の進展度：66,000人 （H27年度現状値 57,956人）</p>	<p>森林環境教育や森づくり活動等の取組を支援するため、平成28年度から総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を設置・運営して、学校や市町、指導者などからの各種相談対応にあたりるとともに、出前授業や活動のコーディネート、指導者の紹介など、関係者との綿密な調整・連携等を行った結果、県民力ビジョン目標値に対する実績は下記のとおりとなりました。</p> <p>◆森林づくり及び森林環境教育などの活動の進展度</p> <p>H30実績：65,202人 （H30年度目標値：64,000人）</p>	

具体的な取組（担当課）	計画期間中の実施状況	今後の見通し
④ だれもが参加しやすいイベントを催します。		
<p>●体験型・参加型の環境教育 （地球温暖化対策課）</p> <p>・市町、民間団体等の関係機関との連携や、三重県環境学習情報センターなどの環境学習・環境教育の拠点施設を活用した体験型、参加型の環境教育に取り組み、環境保全活動の普及啓発を行います。</p> <p>目標 環境教育講座等参加者の満足度100%（H27年度現状値：98.7%）</p>	<p>三重県環境学習情報センターを拠点として、環境出前講座や主催講座等を実施し、その満足度については98%以上でした。</p> <p>◆環境教育講座等参加者の満足度(目標値100%) H28 99.7% H29 98.3% H30 98.9%</p>	<p>引き続き、三重県環境学習情報センターなどの環境学習・環境教育の拠点施設を活用した体験型、参加型の環境教育や「夏のエコフェア」をはじめとするイベントなどを実施し、環境保全活動の普及啓発を行っていきます。</p>
<p>●三重の豊かな自然と歴史を県民とともに探求 （総合博物館）</p> <p>・三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について、県民・利用者とともに探求し、実物資料を収集・保存・継承し、調査したデータや収集した資料の展示や自然観察会や講演などの事業、及びレファレンスなどで活用することにより、生物多様性の理解を促進します。</p>	<p>一般募集やミュージアム・パートナーを対象にした、自然観察会や各種講座、ワークショップを通じて、幅広く、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について知ってもらう機会を提供し、多くの皆さんに参加いただきました。</p> <p>学芸員が調査・研究を行った資料に加えて、関係機関、県民の皆さんから提供された資料を企画展等での展示に活用し、広く来館者の皆さんにご覧いただき、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について知っていただきました。</p>	<p>今後も引き続き、自然観察会や各種講座、ワークショップを実施するとともに、皆さんの協力も得ながら調査・研究活動を行い、展覧会等の機会において、来館者の皆さんに三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について知っていただきます。</p>
<p>●観察会・調査体験会の開催 （みどり共生推進課）</p> <p>・子どもたちの自然への関心を高め、自然環境を支える将来の担い手となるきっかけづくりを行うため、子どもたちが参加する生物多様性にかかわる調査体験会や観察会を行います。</p>	<p>みえ生物多様性パートナーシップ協定を企業、関係市町、NPO団体等と締結し、各団体等の協力を得ながら、子どもたちを対象とした種々の自然観察会の開催や中高生、県民への出前授業・依頼講座等を実施したり、環境関係のイベントに出展して普及啓発を行いました。</p>	<p>現在の取組を継続して実施していくとともに、既存事業の活性化（有効化）を図り、自然保護・野生生物保護活動に関する発表会等への生徒の参加に対して支援・協力等を検討していきます。</p>
<p>●自然とのふれあいの場と機会の提供 （みどり共生推進課）</p> <p>・森林環境教育や自然とのふれあいの場の拠点施設として、「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」の適切な維持管理を行うとともに、各々の施設で年24回以上の自然体験型の行事等を開催し、県民に対し自然とふれあう機会を提供します。</p> <p>目標 各森林公園での自然体験型イベント回数：年24回以上</p>	<p>・「三重県民の森」「三重県上野森林公園」において、積極的に自然とふれあう場を提供することで、順調に来県者が増加し、施設やイベントの満足度も目標を概ね達成できました。</p> <p>・指定管理者制度による自然及び施設の適正な維持管理及び利用者の増進を図るため、森林とのふれあいのイベント等を実施するとともに、利用者のニーズを把握し、適正な施設管理を行いました。</p> <p>・平成30年度においては100回を超えるイベントを実施しました。</p>	<p>引き続き、現在のレベル以上の取組を進めることが必要です。また、老朽化等により修繕が必要な施設については、計画的に修繕等を行い、利用者の安全・安心及び満足度の向上に努める必要があります。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
⑤ 地域の自然資源を活かした体験型のツーリズムを進めます。		
<p>●宮川ルネッサンスの推進 (地域支援課)</p> <p>・宮川流域ルネッサンス協議会の多様な主体の一員として参画し、宮川流域地域の豊かな自然・歴史・文化を保全・再生しながら地域の活性化を図るため、地域住民と協働して宮川流域ルネッサンス協議会活動に取り組みます。</p>	<p>①宮川流域子ども川サミット開催 H28.8.18：明和町斎宮 流域内の小学5・6年生 25名 H29.8.17：大台町弥起井、菌周辺 流域内の小学5・6年生 45名 H30：雨天中止</p> <p>②親子デイキャンプの開催支援 H28.7.30：宮リバー度会パーク河川敷 (参加者：47組 112名)</p> <p>H29.7.29：宮リバー度会パーク河川敷 (参加者：48組 112名)</p> <p>③宮川流域案内人の会企画行事の開催支援 H28 実施件数：59件、 参加者延べ数：8,385名 H29 実施件数：43件、 参加者延べ数：2,888名 H30 実施件数：50件、 参加者延べ数：621名</p> <p>④「宮川流域いっせいきリーン作戦」実施 H28.10.23：宮リバー度会パーク河川敷 (参加者：59名)</p> <p>H29：雨天中止 H30.10.28：宮リバー度会パーク河川敷 (参加者：50名)</p> <p>⑤植樹の実施 H28.11.27：大台町江馬地区内 植樹数：地域に適した樹木 16種 90本 参加者：11組 24名 H29.12.10：大台町大杉地内 植樹数：地域に適した樹木 13種 90本 参加者：13組 35名 H30.12.9：大台町大杉地内 植樹数：地域に適した樹木 16種 90本 参加者：12組 34名</p>	<p>宮川流域ルネッサンス協議会では、魅力的な宮川流域づくりを進めていくためには、流域での多様な地域活動が持続性をもって、自立的に進展していくことが大切であると考えており、この考え方をふまえた事業方針（平成31年度～令和4年度）を策定したところです。事業方針では、宮川流域にまつわる歴史、後世に残していきたい自然や伝統・文化等を一体的に情報発信し、知名度の拡大を図っていく「魅力発信事業」、地域活動団体への情報提供や団体間の交流・連携を図っていく「地域活動支援」、流域7市町、県、国の関係機関が共通の認識に立ち、連携を図っていくための「行政間の連携による広域的な推進の調整」の3つを柱に取組を推進していくこととしています。</p> <p>県としても、引き続き、協議会に多様な主体の一員として参画し、宮川流域の魅力発信するとともに、住民の皆さん等が主体となった活動が持続できるよう支援していきます。</p>
<p>●三重まると自然体験の推進 (農山漁村づくり課)</p> <p>・三重県が誇る山・川・海の豊かな自然を体験という形で生かし、国内外から人を集め交流を促すため、「自然体験プログラム」のブラッシュアップに取り組む活動団体への支援や、アウトドアスポーツに関連する企業と連携した三重の魅力発信などに取り組みます。</p> <p>目標 農山漁村の交流人口： (地域資源活用経済活動施設の利用者数) 1,484千人（H27年度現状値 1,376千人）</p>	<p>・活動団体や農林水産事業者、アウトドアスポーツ・観光関連の企業等で構成する「三重まると自然体験ネットワーク」を設置し、会員同士が交流や情報共有などを行う交流会や研修会を開催。(ネットワーク会員数：182団体（令和元年11月1日現在))</p> <p>・自然体験活動を展開する人材を育成するため、活動実践者の研修会の参加を支援。</p> <p>・自然体験プログラムのブラッシュアップに取り組む活動団体を支援するため、「三重まると自然体験実践支援交付金事業」を実施。</p> <p>・三重の自然体験の魅力を発信する取組として、地域の自然を体感できる周遊ルート「ジャパンエコトラック」の登録に取り組み、</p>	<p>ジャパンエコトラックの登録を生かしてスポーツツーリズムの拡大を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等でアウトドアスポーツの関心や体験意欲が高まっていることをふまえ、自転車、カヌーなどの情報発信を強化します。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●三重まるごと自然体験の推進 (農山漁村づくり課)</p> <p>(続き)</p>	<p>平成 30 年 9 月に伊勢熊野エリアがジャパンエコトラックの公式エリアに登録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の循環を体感する環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」を開催し、県内外の参加者に三重の自然の魅力を発信。 ・アウトドア用品メーカーのメンバーと連携してアウトドアに関心の高い層にPRを実施。県内全域を「メンバーフレンドエリア」に登録するとともに、全国の自治体としては初めて包括協定を締結。メンバーの会員向けイベント「メンバークラブフレンドフェア」などを通じて、三重の自然や自然体験の魅力を発信。 ・県内の方々に三重の自然体験に触れていただくきっかけとして、ネットワーク会員が一堂に会した「三重まるごと自然体験フェア」を開催。 	
<p>●自然公園・長距離自然歩道の施設整備 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の自然とのふれあいを促進するため、国定公園及び長距離自然歩道において、適切かつ安全な施設整備を行うとともに自然公園施設の適正な維持管理を行っていきます。 <p>目標 自然とのふれあいの場を活用したイベント等の参加者の「自然とのふれあい体験の満足度」 80.0% (H27 年度現状値 69.9%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登茂山園地、青山高原ふるさと公園、藤原岳坂本休憩所公衆トイレ、大杉谷登山センター、鳥羽ビジターセンター、東海自然歩道及び近畿自然歩道について、市町や関係団体に対して施設の維持管理業務やパトロール業務を委託し、適正に維持管理を行いました。 ・鳥羽ビジターセンター及び登茂山園地博物館展示施設において、建築基準法に基づく建築設備点検を行い、安全な利用に向けて施設の利用計画を検討しました。 ・自然とのふれあいの場を活用したイベント等の参加者の「自然とのふれあい体験の満足度はH30年度現状値で 78.9%でした。 	<p>既存施設が経年劣化により破損し、その復旧やメンテナンスの経費が増加の傾向にあります。</p>
<p>●各自然ツーリズムの推進 (観光魅力創造課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の「見る観光」から、「学び、交流し、体験する」といった目的の多様化に加え、地域文化、環境、健康など価値観の多様化等、新たな観光需要に応えるため、観光産業と他分野の産業との組み合わせによる新たなツーリズムの取組を支援・促進します。 ・遊び・体験予約サイト等を活用し、県内各地で造成された体験メニュー等の着地型旅行商品を広く情報発信することで、販路及び消費の拡大を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、特にインバウンドにおいて体験を含む「コト消費」に対するニーズが高まっており、各地域の特色を生かした体験プログラムは、重要なコンテンツとなるため、体験コンテンツにかかわる農林水産部等とも連携し、地域の取組の支援を行っています。 平成 30 年 3 月には、「体験活動等の促進により、社会が直面する課題に対応し、県内地域の活性化及び県民生活の質の向上に寄与することを目的に県とアソビュー株式会社との連携と協力に関する包括協定を締結しました。 ・三重県観光連盟が運営する三重県観光サイト「観光三重」において、「観光に関する情報・商品・サービスを一元的に集積して発信・販売する Web プラットフォーム」を構築するためのコンテンツのひとつとして、遊び・体験予約サイト等を活用してのネット予約機能を充実しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、国内外の観光客のニーズやトレンドを踏まえ、体験コンテンツに係る部局や関係機関と情報共有しながら、連携していきます。 ・体験コンテンツに関する情報発信については、観光サイト「観光三重」の多言語化も含め、国内外への情報発信に努めるとともに、JNTO など関係機関との連携も進めていきます。

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
重点方針2 うまく利用しよう		
① 生物多様性を利用する持続可能な仕組みを、暮らしに取り入れます。		
<p>●地球温暖化対策の推進 (地球温暖化対策課)</p> <p>・『三重県地球温暖化対策推進条例』や『三重県地球温暖化対策実行計画』に基づき、県民、事業者等と連携・協働して地球温暖化対策に取り組みます。</p> <p>目標 家庭での消費電力による二酸化炭素排出量：1,119千t-CO2 (H27年度現状値 1,196千t-CO2)</p>	<p>家庭部門については、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進しています。その結果、家庭のエネルギー消費量は、夏季や冬季の気温の影響を受け増減はあるものの、中長期的にみて減少傾向にあります。</p> <p>産業・業務部門については、地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)」等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めています。</p> <p>また、温室効果ガスの排出削減につながる環境教育等に取り組む市町等を支援するなど、地域で取り組む低炭素なまちづくりに取り組み、取組地域数は着実に増加しています。</p> <p>また、「三重県気候変動影響レポート2018～いま始まる適応への挑戦～」を発行するとともに、本県における気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集、整理等を進める「三重県気候変動適応センター」を平成31年4月1日に開設するなど、気候変動に関しすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」の取組を促進しています。</p>	<p>引き続き、家庭や事業所での省エネや再生可能エネルギー導入の取組を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、気候変動影響や適応についての情報収集や情報提供など、気候変動適応の取組を促進します。</p> <p>また、地球温暖化対策実行計画の計画期間が2020年度までであるため、計画の改定とあわせ、気候変動適応策を盛り込んだ総合的な計画として策定を検討します。</p>
<p>●地球温暖化対策の普及啓発 (地球温暖化対策課)</p> <p>・地球温暖化防止活動推進員を活用して地球温暖化対策の重要性や具体的な取組を広く県民に情報提供し、家庭における地球温暖化対策を普及啓発します。</p> <p>目標 地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合：100% (H27年度現状値：95.8%)</p>	<p>三重県地球温暖化防止センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員による出前講座やイベントを行いました。講座等の受講後にアンケートを行った結果、9割以上の受講生が地球温暖化防止活動に取り組みたい意向を示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合 H28：99.3% H29：98.8% H30：91.1% ・地球温暖化活動推進員等による出前講座等参加者数 H28:7,134人 H29:5,722人 H30:5,887人 ・イベント等の参加者数 H28:約16,000人 H29:約15,000人 H30:約15,000人 	<p>家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進します。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●生活排水対策の総合的な推進 (大気・水環境課) (水産基盤整備課)</p> <p>・生活排水対策の総合的な推進のため、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」に基づき関係部局で連携しながら進捗管理を行い、地域の実状を踏まえた生活排水処理施設の整備の促進を図ります。</p> <p>目標 生活排水処理施設の整備率： 86.5% (H27年度現状値：81.5%)</p>	<p>「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」に基づき関係機関と連携して生活排水処理施設の整備を進めた結果、平成27年3月末81.5%から平成31年3月末85.3%まで進展しました。令和2年3月末には86.5%まで進めることが目標です。(31年度現状値(30年度実績)85.3%(速報値))</p> <p>・漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、市町による漁業集落排水整備を促進し、平成24年度に着手した南伊勢町相賀浦地区の処理施設が完成し、平成30年4月より全面供用を開始しました。</p> <p>・令和元年6月現在、志摩市、南伊勢町の7施設が稼働しています。</p>	<p>引き続き「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」に基づき関係部局と連携しながら、地域の実状を踏まえた生活排水処理施設の整備の促進を図ります。(大気・水環境課)</p> <p>引き続き、生活排水対策の総合的な推進のため、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」に基づき関係部局で連携しながら進捗管理を行い、地域の実状を踏まえた生活排水処理施設の整備の促進を図ります。(水産基盤整備課)</p>
<p>●生物指標を用いた水質判定の普及・啓発 (大気・水環境課)</p> <p>・住民が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定の普及・啓発に取り組みます。</p>	<p>「みえ・川の健康診断事業」として、平成28年度は37団体延べ2150名、平成29年度は15団体延べ801名、平成30年度は14団体延べ461名が参加しました。</p>	<p>引き続き「みえ・川の健康診断事業」の普及・拡大に努めます。</p>
<p>② 地産地消を進め、地域を豊かにします。</p>		
<p>●野生獣を地域資源として活用 (フードイノベーション課)</p> <p>・捕獲された野生獣を高品質な食材として利活用し、新たな地域資源として活用します。</p> <p>目標 みえジビエとして利活用された野生獣頭数(ニホンジカ、イノシシ)：1300頭 (H27年度現状値：817頭)</p>	<p>・「みえジビエ」の普及・消費拡大を図るため、「みえジビエ」登録事業者等で構成される「みえジビエ推進協議会」と連携し、フェアの開催など「みえジビエ」のPRや情報発信の取組を進めました。</p> <p>・「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」および「みえジビエ登録制度」を見直し、全国で初めてISO22000食品安全マネジメントシステムの考え方に基づいて「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を制定するとともに、正しい知識を得た人材を登録する「みえジビエフードシステム登録制度」の運用を開始しました。</p> <p>・みえジビエの安定供給に向け、解体処理施設の連携や大口取引にも対応できる精肉の保管・集約機能を持つストックヤードの整備を進めました。</p> <p>(みえジビエとして利活用された野生獣頭数(ニホンジカ、イノシシ) H30年度 1196頭)</p>	<p>・みえジビエの消費拡大に向け、「NPO法人みえジビエ推進協議会」と連携して、商品開発や販路拡大などの取組を進めます。</p> <p>・また、平成30年度に新たに制定した「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努めるとともに、安定供給に向けた体制の強化を図ります。</p>
<p>●中山間地域等の、農業生産活動の継続推進 (農山漁村づくり課)</p> <p>・農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を通して多面的機能の維持・発揮のための活動を支援します。</p>	<p>・中山間地域等直接支払制度は、生産条件が不利な中山間地の耕作放棄地の発生を未然に防止するために営農の継続や地域の共同活動を支援します。</p> <p>・中山間地域等直接支払制度では219集落、1,728haの農地において多面的機能の維持・発揮のための活動が行われています。</p> <p>・令和元年は、2集落がさらに取り組み、17haの農地が増加する見込みです。</p> <p>◆中山間地域等直接支払協定面積率 H30：54.7%(R元年度目標値：55.0%)</p>	<p>引き続き「三重県農業農村整備計画」に基づき、市町との連携を図りながら整備を進めていきます。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●人や産業が元気な農山漁村づくり (グリーン・ツーリズム) (農山漁村づくり課)</p> <p>・農山漁村地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな資源を生かした、農家レストラン・農林漁業体験民宿・農林漁業体験・直売所などの経済活動取組の拡大を推進し、都市や企業等との交流を促進し農山漁村の活力の向上を図ります。</p> <p>【目標】 農山漁村地域の交流人口(地域資源活用経済活動施設の利用者数(H30)) 1,484千人 (H27年度現状値:1,376千人)</p>	<p>・農山漁村の地域資源を活用したビジネスの取組拡大と集客向上に向け、起業者養成講座(H28年度～H30年度の修了者36名)等による人材育成に取り組むとともに、「いなか旅のスズメ」2016版及び2018版を発行するなど、農山漁村ならではの旅や体験の情報を発信しました。また、農山漁村において、安心安全な体験を提供できる体制整備のため、H28年度にグリーン・ツーリズムコーディネーター育成スクール(修了者11名)を開催し、H29年度、H30年度にグリーン・ツーリズムインストラクタースキルアップ研修会(修了者25名)を開催しました。</p>	<p>・今後は、農山漁村の豊かな地域資源を生かした経済活動取組の拡大を推進し、農山漁村で「食べる」「泊まる」といった魅力を組み合わせ、より滞在時間の長い交流の企画創出に取り組み、農山漁村の活力の向上を図っていきます。</p>
<p>●県産材の利用促進 (森林・林業経営課)</p> <p>・生物多様性の保全と、地域の林業・木材産業の活性化による地域経済の好循環のため、私たちの暮らしの中で、もっと県産材を活用した製品が使われるようにPRするなど、県産材の利用を促進します。</p> <p>「目標」: 県民力ビジョン目標値＝「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合 25%(27年度現状値17%)</p> <p>・県産材の活用により、適正な森林資源の循環利用を図ると共に、海外などで問題となっている違法伐採や自然破壊などの抑制に寄与します。</p>	<p>住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築士等と連携し、消費者に県産無垢材等の良さをPRするイベントを開催しています。また、平成30年度には県産材の需要拡大を図るため、県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を登録する「木づかい宣言」事業者登録制度を創設しました。その結果、平成28年度の「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合は24.7%と平成28年度の目標値19%を上回りました。しかし、平成29年度は12.3%と落ち込み、平成30年度には12.5%と目標値を下回りました。その原因としては、主要な「三重の木」認証材等の出荷事業者が事業を停止したことが、目標値の減少に大きく影響したと考えられます。</p>	<p>引き続き、県産材の需要拡大に向け、地域の工務店や建築士等へ「三重の木」等による住宅建築を働きかけるとともに、地域材によるサプライチェーンの構築をめざし、製材所等とのマッチングを進めます。また、公共建築物等の非住宅分野における県産材の需要を獲得するため、県内の公共建築物等における県産材の利用拡大に取り組むとともに、県内の建築士等を対象とした中大規模建築物や非住宅の木造設計についての技術研修会を開催します。</p>
<p>●きのこの栽培技術の開発 (林業研究所)</p> <p>・夏場の電力消費量が大幅に削減できる高温発生型きのことして、ハナビラタケ、ウスヒラタケおよびササクレヒトヨタケの簡易栽培技術の開発に28年度から新たに取り組み、地産地消をすすめます。</p>	<p>左記のきのこについて試験を行い、ウスヒラタケとササクレヒトヨタケについては、きのこの施設栽培における通常の発生温度より高い21℃においても良好な子実体を形成することを確認しました。試験の結果を踏まえて、各種きのこの栽培マニュアルを公表しました。</p>	<p>きのこ生産者を対象に新品種栽培技術の普及に努めます。</p>
<p>③ 生物多様性を利用する持続可能な仕組みを、開発や事業に取り入れます。</p>		
<p>●環境影響評価の実施 (地球温暖化対策課)</p> <p>・一定規模以上の開発事業等については、三重県環境影響評価条例に基づき、事業者に対してあらかじめ調査、予測、評価の実施を求めるとともに、住民等、知事、市町長などからの意見聴取、有識者による審議を踏まえて、環境の保全に十分な配慮がなされるよう事業に反映させます。</p> <p>・県が実施する開発事業については、「三重県環境調整システム」に基づき、その事業に係る計画等を策定しようとする段階から、環境保全に関する審議・調整を行います。</p>	<p>・環境影響評価法及び三重県環境評価条例に基づき、用地造成、風力発電所、廃棄物処理施設、土地区画整理等の事業に係る環境影響評価図書に対し、地域および事業の特性を考慮し、希少動植物の保護と生態系の保全等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、知事意見を述べました。(平成28年度～令和元年度(12月末時点):計画段階環境配慮書4件、環境影響評価方法書11件、環境影響評価準備書9件、簡易的環境影響評価書7件)</p> <p>・三重県環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図りました。(審議件数:平成28年度2件、平成29年度11件、平成30年度7件)</p>	<p>・引き続き、事業者が作成する環境影響評価図書について、法・条例に基づく手続き等の指導を行うとともに、三重県環境影響評価委員会に諮問し、その答申に基づき、環境の保全の見地から知事意見を述べ、環境の保全について適正な配慮がなされるよう取り組みます。</p> <p>・引き続き、県が実施する開発事業等については、三重県環境調整システムにより、計画等の策定段階から、全庁的に環境への配慮や適切な対応を調整します。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●適切な森林管理による持続可能な森林経営の実現 (森林・林業経営課)</p> <p>・老齢化した森林資源を主伐等により更新することで、多様な林齢構成の森林に誘導するとともに、林業の活性化によって適正に管理された森林の確保につなげます。また、主伐後の適正な更新を図るために再造林を推進することで、森林資源の循環利用に努めます。</p> <p>目標 森林経営計画認定面積： 62,000ha (累計) (H27年度現状値：41,662ha)</p> <p>・再造林の基礎資材となる優良種苗を安定的に確保することで、森林の適正な更新を推進します。また、遺伝子レベルでの品質の確認された苗木を確保することで、移入種対策など地域に適合した森林の形成に寄与します。</p>	<p>・森林資源の循環利用を進めるためには、主伐後に確実に再造林を行うことが重要です。再造林面積は、平成28年度：67.44ha、平成29年度：112.46ha、平成30年度：120.93haとなりました。</p> <p>・森林経営計画認定面積は、平成30年度で50,073haとなりました。</p> <p>・優良種苗を確保するため、成長や材質等に優れた優良種の種子生産や採種園の整備を行うとともに、種苗生産事業者への講習やコンテナ苗生産基盤施設の整備を行いました。</p>	<p>・森林資源が充実し、利用期を迎えています。森林資源の循環利用を進めるために確実な再造林を促すとともに、着実に森林を更新し、災害に強い森林づくりを進めるため獣害防護柵設置費の支援に取り組みます。</p> <p>・現在、国民の3割が花粉症に罹患していると言われていいます。花粉発生源対策を推進するため、利用期を迎えた森林の伐採とともに、無花粉・少花粉スギ・ヒノキ等への転換を進める必要があり、こうした花粉症対策苗木の増産、安定供給に取り組みます。</p>
<p>●森林管理の担い手育成による持続可能な森林経営の実現 (森林・林業経営課)</p> <p>・林業の担い手を確保・育成することで、整備された森林の増加につなげます。</p> <p>目標 新規林業就業者数：44人 (H27年度現状値：40人)</p>	<p>林業への新規就業者を確保するため、県内外で開催される就業・就職フェア等において就業希望者等に対する相談対応を行った(H28年度～R元年度末：9回)ほか、高校生に林業を将来の進路の一つとして選択してもらえるよう、林業職場体験研修を実施しました(H28年度～R元年度末：延べ25校(見込)、延べ447名(見込))。また、林業への就業に関心のある人等を対象とした「もりびと塾(林業体験コース)」及びみえ森林・林業アカデミー「林業体験講座」の開催(R元年度末：延べ24日)や、地域で自伐型林業等に取り組むグループ等への技術研修等を実施(R元年度末：延べ23日)しました。林業事業者等の既就業者に対しては、架線集材や森林作業道作設等の技術者の育成を支援(H30年度末：53名)したほか、H28年度から、森林・林業や地域を担う人材育成に向けて「もりびと塾(林業リーダー育成コース)」を開催(H29年度末：延べ14日)しました。H31年4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」の3つの基本コースでは、受講生の職場における役割やキャリアデザインに応じたカリキュラムを設定し、新たな視点や多様な経営感覚を持った人材の育成に努めました(R元年度：30名受講)。活動指標である「新規林業就業者数」は、H30年度の目標達成率が88%となったことから、ある程度進んでいると判断できるものの、R元年度44人の目標達成に向けて取り組みを強化する必要があります。</p>	<p>林業への新規就業者や地域における多様な担い手を確保するため、引き続き、県内外で開催される就業・就職フェア等に出展し、情報発信や相談対応を行うほか、県内の高校生に対する林業職場体験研修や、自伐型林業等に取り組むグループ等に対する技術研修等を実施します。</p> <p>「みえ森林・林業アカデミー」では、次年度以降に向けて講座のブラッシュアップを図り、持続可能な森林・林業経営や地域振興を担う人材の育成に努めます。</p>
<p>●森林土木事業担当者を対象とした希少生物の学習会開催 (治山林道課)</p> <p>・奥山地域公共事業でのオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に、三重森林管理署、県教育委員会、農林水産部が合同で生態等に関する学習会を開催します。</p>	<p>公共事業等におけるオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に、三重森林管理署、県教育委員会、農林水産部や県土整備部(各地域機関)、市町、更には奈良県や和歌山県から参加を募り、生態等に関する現地学習会を開催しました。</p>	<p>今後関係機関と連携しながら、公共事業等におけるオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に現地研修会を継続して開催します。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●公共事業を対象とした生物多様性審査 (みどり共生推進課)</p> <p>・「三重県生物多様性保全検討委員会」の開催や「三重県生物多様性保全アドバイザー」の派遣等により、公共事業による開発をチェックし、生物の多様性を確保します。</p>	<p>公共事業計画地に希少野生動植物種が確認された場合に、三重県生物多様性保全アドバイザーの派遣を行い、助言を求めました。</p>	<p>「環境調整システム」において公共事業担当課から提出される環境配慮検討書について、生物多様性保全の観点から審議し、内容により三重県生物多様性保全アドバイザーの派遣を行い、助言を求めます。</p>
<p>●自然地の開発を対象とした指導 (みどり共生推進課)</p> <p>・1ヘクタールを超える規模の自然地が含まれた開発をしようとする事業者に対して、三重県自然環境保全条例では、希少野生動植物種の保護や地域特性に配慮した緑化を求めることにより、自然環境の保全を図ります。</p>	<p>三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出の対象となる大規模な太陽光発電事業について、希少野生動植物種の生息に支障を及ぼすおそれがあると判断したものに対して、条例に基づく勧告を行い、希少野生動植物種の生息場所の保全を図りました。</p> <p>勧告数 H29：1件 H30：1件 R1：1件</p>	<p>開発行為届出に対し、希少野生動植物種の生息に支障を及ぼすおそれがある事業に対しては、条例に基づく勧告等、必要な措置を行います。(希少野生動植物種の重要な生息地情報をまとめ、その地域において開発行為を行う場合について、事業者に対し、より詳細な生物調査を求めます。)</p>
<p>●魚礁の整備 (水産基盤整備課)</p> <p>・水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、魚礁などの整備を進めます。</p>	<p>水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、国庫補助事業(水産環境整備事業)を活用して、平成25から28年度にかけ、大紀町沖にイセエビ等を対象とした増殖場(A=1.4ha)を造成しており、平成28年度には、A=0.2ha造成しました。</p>	<p>水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、引き続き、魚礁などの整備を進めます。</p>
<p>●有害赤潮の予察技術の開発 (水産研究所)</p> <p>・漁場環境の保全と持続的な利用のため、英虞湾などにおいて赤潮被害防止に向けた漁場監視と情報提供を行うとともに、ヘテロカプサなど有害赤潮の予察技術の開発を行ないます。</p>	<p>英虞湾などにおいて赤潮被害防止に向けた漁場監視のために2回/月～1回/週の頻度で漁場環境調査を行うとともに、情報提供を行ってきました。また、ヘテロカプサ赤潮の発生シナリオを構築しました。</p>	<p>引き続き、漁場監視のために漁場環境調査を行うとともに情報提供を行ってきます。また、ヘテロカプサ赤潮の発生シナリオを改良していくとともに、それ以外の有害赤潮についても予察技術の開発を行ないます。</p>
<p>④ 在来種の生態系が守られていく工夫をしたり、仕組みを作ります。</p>		
<p>●低農薬農業の推進 (農産園芸課)</p> <p>・農業分野において生物多様性や地球温暖化防止等に貢献する化学合成肥料や化学合成農薬を低減した栽培や有機農業などの環境保全に効果の高い営農活動に対して支援します。</p>	<p>三重県では、環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、化学合成肥料・化学合成農薬を5割以上低減に加えて、「有機農業」、「IPM」、「カバークロップ」の3つのうちいずれかに取組む農業者団体等の活動を支援しています。そのうち、「有機農業」と「IPM」は生物多様性保全効果のある取組に位置付けられていることから、水稲、大豆、梨の3品目について「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」(独)農業環境技術研究所、(独)農業生物資源研究所)に基づき、生き物調査による生物多様性評価を実施した結果、いずれも生物多様性が確保されていることが示されました。</p>	<p>当該事業は令和2年度から第2期に入ります。令和元年度は事業内容・要件等の見直しが行われる予定で、これまでとは支援対象が変わる可能性があります。三重県としては、県の施策や市町の意向を考慮し、事業方針を検討します。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●野生獣の衛生的な利活用環境を構築 (フードイノベーション課)</p> <p>・『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及啓発、「みえジビエ登録制度」を促進し、野生獣の衛生的な利活用環境を構築します。</p>	<p>・「みえジビエ」の普及・消費拡大を図るため、「みえジビエ」登録事業者等で構成される「みえジビエ推進協議会」と連携し、フェアの開催など「みえジビエ」のPRや情報発信の取組を進めました。</p> <p>・「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」および「みえジビエ登録制度」を見直し、全国で初めてISO22000食品安全マネジメントシステムの考え方に基づいて「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を制定するとともに、正しい知識を得た人材を登録する「みえジビエフードシステム登録制度」の運用を開始しました。</p> <p>・みえジビエの安定供給に向け、解体処理施設の連携や大口取引にも対応できる精肉の保管・集約機能を持つストックヤードの整備を進めました。</p> <p>◆みえジビエとして利活用された野生獣頭(ニホンジカ、イノシシ) H30年度: 1196頭</p>	<p>・みえジビエの消費拡大に向け、「NPO法人みえジビエ推進協議会」と連携して、商品開発や販路拡大などの取組を進めます。</p> <p>・また、平成30年度に新たに制定した「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努めるとともに、安定供給に向けた体制の強化を図ります。</p>
<p>●水田生態系の保全 (農業基盤整備課)</p> <p>・水田地域における魚類等の生物多様性を保全するため、水田魚道をモデル的に設置し、魚道を遡上する魚類や水田に棲む生きものの保全活動について支援します。</p>	<p>・水田地域における魚類等の生物多様性の保全活動について支援しましたが、水田魚道の設置までは至りませんでした。</p>	<p>・今後も必要に応じて水田地域における魚類等の生物多様性の保全活動について支援していきます。</p>
<p>●林道工事での水棲生物の保全 (治山林道課)</p> <p>・オオダイガハラサンショウウオをはじめとした水棲生物を保全するため、林道三和片川線において、自然環境に配慮した工法(勾配付き側溝)を施工します。</p>	<p>林道三和片川線において平成29年度の工事で自然環境に配慮した工法(勾配付き側溝)を施工しています。それ以外の年度においては工事の施工内容の関係で自然環境に配慮した工法の対象外でした。</p> <p>なお、平成30年度において、県教育委員会や熊野市と協力してオオダイガハラサンショウウオの現地調査を実施し、現状把握に努めました。</p>	<p>今後も関係機関と連携しながら、公共事業等におけるオオダイガハラサンショウウオの保護を目的に現地研修会を継続して開催します。</p>
<p>⑤ 生物多様性の評価を行いながら事業を進めます。</p>		
<p>●生物指標による農薬低減評価 (農産園芸課)</p> <p>・水稲栽培における化学合成肥料・化学合成農薬低減とカバークロープを組み合わせた取組については、指標となる生物調査を行い、農業研究所で開発した評価方法を用いて生物多様性を評価します。</p>	<p>三重県では、環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、化学合成肥料・化学合成農薬を5割以上低減に加えて、「有機農業」、「IPM」、「カバークロープ」の3つのうちいずれかに取組む農業者団体等の活動を支援しています。そのうち、「有機農業」と「IPM」は生物多様性保全効果のある取組に位置付けられていることから、水稲、大豆、梨の3品目について「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」(独)農業環境技術研究所、(独)農業生物資源研究所)に基づき、生き物調査による生物多様性評価を実施した結果、いずれも生物多様性が確保されていることが示されました。</p>	<p>当該事業は令和2年度から第2期に入ります。令和元年度は事業内容・要件等の見直しが行われる予定で、これまでとは支援対象が変わる可能性があります。三重県としては、県の施策や市町の意向を考慮し、事業方針を検討します。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●工事施工前、施工後の生態系評価 (農業基盤整備課)</p> <p>・地域の生態系を調査し、希少生物等の生態系を保全する工法で事業を実施するとともに、事業の完了後も生態系調査を行いその効果を検証することにより、農業・農村における生物多様性の保全を図ります。</p>	<p>工事施工前に地域の生態系を調査し、生態系を保全する工法で事業を実施するとともに、事業が完了した13地区についても生態系調査を行い、効果を検証しました。</p>	<p>今後も必要に応じて地域の生態系を調査し、希少生物等の生態系を保全する工法で事業を実施するとともに、事業の完了後も生態系調査を行いその効果を検証することにより、農業・農村における生物多様性の保全を図っていきます。</p>
<p>●野生鳥獣のモニタリングに基づく生息数管理 (獣害対策課)</p> <p>・野生鳥獣のモニタリングに基づき、生息数管理を推進します。ニホンジカの推定生息頭数については、「糞粒法」による調査結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣の目撃情報等を加味して推定する「ベイズ推定法」により推定します。</p> <p>目標 ベイズ法による鹿の生息頭数 41,500頭 (H27年度現状地56,200頭)</p>	<p>生息状況のモニタリングを着実にを行い、個体数調整に取り組んできました。ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲を積極的に進め、農地や森林における生息数管理を適切に行うことにより計画を進捗させてきました。 (H30年度の現状値46,200頭)</p>	<p>ニホンジカについては引き続き、第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲を積極的に進め、農地や森林における生息数管理を適切に行うことにより計画を進捗させていきます。</p>
<p>●森林土木工事での希少生物の生態調査 (治山林道課)</p> <p>・希少鳥類の営巣が確認された治山・林道事業計画地で、三重県猛きん類保護アドバイザーの協力を得てクマタカの生態調査を実施します。</p>	<p>平成28年度から令和元年度にかけて治山・林道事業地で確認されたクマタカの営巣地は、いなべ市と松阪市の2か所が該当しました。いなべ市においては治山事業と近接地で工事を実施する県土整備部と連携し、また松阪市においては治山事業と林道事業を合わせて、三重県猛きん類保護アドバイザーの協力を得てクマタカの生態調査を実施するとともに工事進捗に合わせて指導を仰ぎ、事業を実施しました。</p>	<p>今後も森林土木工事における希少生物保護のため、生態調査等を実施するとともに生息に配慮した工事に努めます。 治山林道課</p>

重点方針3 守り、創りだそう

① 種の多様性を守ります。

<p>●的確な情報提供とアドバイス (三重県立総合博物館)</p> <p>・県民・利用者・企業・行政の皆さんからの生物多様性の保全に関する各種問い合わせや相談に対して、収蔵資料や調査データ、学芸員の専門性を元にしたシンクタンクとして、アドバイスや情報提供を行います。また、県の環境影響評価委員会に幹事として参画し、公共の生物多様性の保全の施策に関わる各種委員会に参画します。</p>	<p>レファレンスサービスや毎年夏に開催した同定会等により、県民や博物館利用者の皆さんの相談に対応してきました。環境影響評価委員会については、特に意見を求められる事案については、専門的な立場から意見等を述べてきました。</p>	<p>引き続き、レファレンスサービスや同定会を開催し、利用者の相談に応じていきます。また、環境影響評価委員会についても、必要に応じて参画し、意見等を述べさせていただきます。</p>
---	---	--

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●希少生物の指定と保全活動 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全に向け、県民のみなさんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物の現状把握に努めるとともに、特に重要な地域における希少野生動植物種の生息・生育状況調査及び県指定希少野生動植物種の指定並びに保全活動を進めます。 <p>【目標】 希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率100% (県指定希少野生動植物種の保全活動：既指定11種、新指定5種) (27年度現状値37.5%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祓川自然環境保全地域で、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、保全種であるタナゴ類4種、淡水二枚貝類7種の生息環境の回復を図るため、大陸からの導入型コイや外来魚の駆除を行います。 <p>【目標】 生態系維持回復事業の取組箇所：1箇所 (H27年度現状値1箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県指定希少野生動植物種を新たに13種追加指定し、全32種としました。既指定8種、新規指定5種について、保全活動を実施しています。 <p>◆H30年度現状値：81% (令和元年度見込値：100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祓川自然環境保全地域で、大陸からの導入型コイや外来魚の駆除を実施した他、湛水二枚貝の生息状況調査を実施しました。 <p>◆H30年度現状地：1箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人為的な影響を強く受けている希少種の保全について、適宜、三重県指定希少野生動植物種への指定を検討するとともに、三重県生物多様性保全アドバイザー等の専門家の協力を得ながら、適正な保全がはかられるよう取組を進めます。また、希少種保全の取組を進めるうえで、活動団体等の民間活力を活用しながら取組を進めていきます。 ・淡水二枚貝の生息数の回復を図るため、専門家の助言を得ながら、外来藻類の駆除活動等、新たな対策を実施していきます。
<p>●県天然記念物の指定と保全活動 (社会教育・文化財保護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術上貴重な動植物やその生息生育地を国もしくは県の天然記念物に指定して保護を図ります。 ・既指定の天然記念物については、所有者等による保護対策に対して、技術的な支援や補助事業による経済的な支援を実施します。 ・指定天然記念物にかかる市町の保存管理計画等の策定を支援するとともに、県が策定している保護管理指針についても定期的に見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等による保護対策に対して、技術的な支援を適宜行っています。また、補助事業は、国指定天然記念物に対して計29件、県指定天然記念物に対して計2件行い、所有者等に経済的な支援を行いました。その結果、天然記念物を適切に保護することができています。 ・国指定天然記念物(1件)の保存活用計画策定に対して、技術的・経済的な支援を行い、現在、この計画に沿って、適切に保護することができている。また、令和元年度より、三重県発行「天然記念物ネコギギ保護管理指針」改定に向け、有識者による検討委員会を設置し、改定の準備を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、天然記念物が適切に保護されるよう所有者等に対して、技術的・経済的な支援を継続する予定です。また、その必要な予算の確保に向けて努めます。 ・引き続き、保存活用計画に沿って適切に保護していきます。
<p>② 地域の生態系を守ります。</p>		
<p>●外来生物の駆除活動 (農業基盤整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池改修工事等にあわせ、外来種の生物状況を把握し、地域の団体等と協働し必要に応じて駆除活動を実施します。 <p>【目標】 外来生物駆除4箇所</p>	<p>ため池改修工事にあわせ、地域の団体等と協働して5箇所において外来生物駆除を実施しました。</p>	<p>今後もため池改修工事等にあわせ、外来種の生物状況を把握し、地域の団体等と協働し必要に応じて駆除活動を実施していきます。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●森林整備の推進による公益的機能の確保 (森林・林業経営課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林整備を推進することで、水源涵養機能が高度に発揮され、洪水等による溪流荒廃の軽減や水質浄化、河川等の流量の確保など、生物の生息環境の安定をはかります。また、間伐等を推進することで、針広混交林化や林内への太陽光の導入による下層植生の繁茂など、多様な植生の確保やそれに伴う昆虫獣等の多様な生物の生息環境の確保につなげます。 <p>【目標】 森林経営計画認定面積： 62,000ha（累計） （H27年度現状値：41,662ha）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水源涵養や土砂流出防止、CO2の吸収、生物多様性の保全といった公益的機能の発揮を期待する森林を「環境林」としてゾーニングし、間伐等の森林整備を進めています。環境林の間伐面積は、平成28年度：1,349ha、平成29年度：1,218ha、平成30年度：1,308haとなっています。 森林経営計画認定面積は、平成30年度で50,073haとなりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「環境林」の整備を進めます。 今年度から森林経営管理法の施行や森林環境譲与税の導入による「新たな森林経営管理制度」がスタートし、市町が主体となった森林整備が進められることとなりました。 災害に強い森林づくりをさらに進めるため、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備や流域防災機能の強化を図るための森林整備を進めます。
<p>●自然公園区域と自然環境保全地域での生態系維持回復事業の実施 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域内等において、生態系の回復の必要がある地域、又は、現在の生態系を維持していかなければならない地域等について、調査及び維持回復活動を関係機関や地域住民等と協力して実施し、優れた生態系の維持、回復を図ります。このうち祓川自然環境保全地域では、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、保全種であるタナゴ類4種、淡水二枚貝類7種の生息環境の回復を図るため、大陸からの導入型コイや外来魚の駆除を行います。 <p>【目標】 生態系維持回復事業の取組箇所： 4箇所（H27年度現状値：2箇所）</p>	<p>県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域（4箇所）において、関係機関や県民等の協力を得て、調査や維持回復活動を実施しました。このうち、祓川自然環境保全地域では、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、保全種であるタナゴ類及び淡水二枚貝類の生息環境の回復を図るため、大陸由来の導入型コイやブラックバス等の外来魚の駆除活動を実施しました。</p> <p>また、鈴鹿国定公園内の御在所岳では清掃登山を実施し、藤原岳では鈴鹿生態系維持回復事業計画に基づき、在来植物の植生の回復を図るため、外来植物であるハルザキヤマガラスの駆除活動を実施しました。（平成30年度現状値 4箇所）</p>	<p>県内の国定公園や自然環境保全地域内の生態系の回復の必要がある地域においては、引き続き、生態系維持回復事業を継続し、在来種の生息・生育環境の保全に努め、地域の生態系の維持回復を図ります。また、生物多様性保全推進支援事業等の国庫補助事業の活用やみえ生物多様性パートナーシップ協定制度を活用し、企業や市町、NPO 団体等のサポートや県民の参画を得ながら、本活動に必要な予算や人的支援等の確保に努めます。</p>
<p>●自然公園区域の保全 (みどり共生推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の優れた自然の風景地を有する区域や希少な植物群落等を将来にわたって保護するため、県内の国定公園及び県立自然公園の計画の策定や保護及び規制等を行い、また自然環境保全地域の保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然の風景地を保護するため、県内の国定公園及び県立自然公園において、三重県自然環境保全条例及び自然公園法、三重県立自然公園条例に基づく許可申請及び届出について、適正に処理を行いました。 香肌峡県立自然公園の富永地区特別地域において、富永生態系維持回復事業に基づき、市、地元住民、有識者等らと一緒に、移植した実生苗の育成状況の現地調査を行うとともに、今後の活動について関係者間で検討を行いました。 また、鈴鹿国定公園においては、関係市町やNPOと協力して、外来種駆除や在来種の植樹等の生態系維持回復活動を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、三重県自然環境保全条例及び自然公園法、三重県立自然公園条例に基づき、自然の風景地の保全を図るとともに、県民の保護、休養及び教化に資するとともに生物多様性の確保を行っていくことが必要です。
<p>●沿岸漁場の生態系の回復 (水産基盤整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟の造成に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟の造成に取り組んでおり、平成28～30年度にかけ、鳥羽・志摩～熊野灘沿岸域において藻場A=5.3ha、四日市市地先において干潟A=1.3haを造成し、令和元年度には、鳥羽・志摩～熊野灘沿岸域において藻場A=2.38haを造成する見込みです。 	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源を持続的に利用し、安定的に提供するため、引き続き、魚礁などの整備を進めます。

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
③ 豊かな里山・里海、水環境を守ります。		
<p>●伊勢湾の水質保全のための広域的な取組 (政策提言・広域連携課) (大気・水環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を保全・維持するためには、生存基盤の一つである伊勢湾の環境保全が重要であることから、三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会で作成した「伊勢湾の総合的な利用と保全にかかる指針」に基づく水質保全等の広域的な取組を行います。 ・また、伊勢湾流域圏において、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる「健全な伊勢湾」の再生を目指す「伊勢湾再生行動計画(国と東海三県一市等で構成する伊勢湾再生推進会議で策定)」を着実に推進します。 	<p>伊勢湾総合対策協議会の事務局として、担当者会議を開催し、関係機関との意見交換を行ったほか、東海三県一市による啓発活動やNPO等と連携した取組、国への政策提言活動など伊勢湾の総合的な利用と保全に向けた取組を支援しました。なお、令和元年度についても、過年度と同様の取組が実施される予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸会議の開催 年3回(担当者会議 2回、幹事会(書面開催) 1回) ・NPOと連携した取組 伊勢湾再生等に取り組むNPO等のネットワーク形成を支援 ・政策提言活動の実施 海岸漂着対策等への支援の強化等について環境省に提言 <p>また、「伊勢湾再生推進会議」の事務局である国土交通省中部地方整備局と連携し、年度ごとの施策の進捗把握や行動計画の見直し等を行いました。</p>	<p>引き続き、伊勢湾総合対策協議会の枠組みを活用して、情報交換や関係機関との調整を行うとともに、三県一市の連携による調査研究、啓発活動等を支援するほか、中部地方整備局等と連携し、行動計画のフォローアップ等を行います。</p>
<p>●浄化槽の適正な維持管理の促進 (大気・水環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守点検業者への研修会や、浄化槽管理者への普及啓発等を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。 <p>目標 生活排水処理施設の整備率：86.5% (27年度現状値：81.5%)</p>	<p>浄化槽保守点検業者への研修会や、浄化槽管理者への普及啓発等を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全を図りました。</p> <p>◆H31年度現状値(H30年度実績)85.3%</p>	<p>引き続き、浄化槽保守点検業者への研修会や、浄化槽管理者への普及啓発等を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。</p>
<p>●浄化槽の整備率向上 (大気・水環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町、及び公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対し助成し生活排水処理施設の整備率向上を図ります。 <p>目標 生活排水処理施設の整備率：86.5% (27年度現状値：81.5%)</p>	<p>下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町、及び公営事業として高度処理浄化槽を行う市町に対し助成し生活排水処理施設の整備率向上を図りました。</p> <p>◆H31年度現状値(H30年度実績)85.3%</p>	<p>現状の制度を維持するため、必要な予算の確保に向け努めます。</p>
<p>●河川や海域の水質を継続的に監視 (大気・水環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、海域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、水環境の保全を図ります。 <p>目標 大気環境および水環境に係る環境基準の達成率：97.0% (H27年度現状値：91.2%)</p>	<p>県内の河川、海域、地下水の水質常時監視を継続して実施しています。県内河川の水質環境基準達成状況は近年90%以上で推移していますが、海域は50%前後の達成率となっています。</p>	<p>今後も継続して水質常時監視を実施します。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●工場、事業場排水の汚濁負荷の低減 (大気・水環境課)</p> <p>・水質の規制対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の状況を確認・指導するとともに、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の対象地域における工場・事業場からの汚濁負荷削減を推進します。</p> <p>【目標】 大気・水質の排出基準適合率：100% (H27年度現状値：100%)</p>	<p>平成28年度から平成30年度では、排水の分析検査を伴う立入検査を年間約200件、帳簿書類等を確認する立入検査を年間300～400件実施し、年間20～30件程度の事業場に対し文書指導を行っています。</p> <p>◆H31年度現状値 (H30年度実績)：100%</p>	<p>引き続き、事業場等への立入検査を実施します。</p>
<p>●多様な主体による海岸漂着物対策 (大気・水環境課)</p> <p>・海岸漂着物対策について、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携し、本県がリーダーシップをとり海岸漂着物の発生抑制等の対策に取り組みます。</p>	<p>平成24年4月、伊勢湾総合対策協議会の中に「海岸漂着物対策検討会」を組織し、生態系にも悪影響を及ぼすと考えられている海岸漂着物の発生抑制等に、三県一市が協力して取り組んでいます。</p>	<p>引き続き、三県一市で連携して海岸漂着物の発生抑制等に取り組みます。</p>
<p>●畜産経営に起因する水質汚濁を防止 (畜産課)</p> <p>・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)に基づき、畜産経営に対する立入検査等を通して家畜排せつ物の処理や管理の適正化について指導・助言を行うことにより、畜産経営に起因する水質汚濁を防止します。</p>	<p>・畜産環境関係の苦情が断続的に発生(平成28年：31件、平成29年：23件、平成30年：30件)しており、必要に応じて環境生活部等の関係機関と連携して情報共有、現場確認や立入調査を行いました。当該畜産農家に対しては、現場の状況に応じて指導・助言を行いました。また、必要に応じて「畜産高度化リース事業」等、環境対策事業の紹介も行い、畜産環境対策の高度化を促しました。</p> <p>・水質汚濁防止法において、畜産は硝酸性窒素等の暫定排水基準が定められているが、国が実態調査の上、定期的に基準を見直し、一般排水基準(100mg/l)に近づいている状況です。畜産課では、基準見直しがあった場合、畜産農家(主に養豚農家)に対して情報提供を行いました。</p>	<p>・今後も引き続き、関係機関と連携して畜産環境問題、水質汚濁を防止していく予定です。</p> <p>・硝酸性窒素等の暫定排水基準の改正を注視し、畜産農家へ適切に情報提供していくことで水質汚濁を防止していく予定です。</p>
<p>●農業及び農村の多面的機能の発揮 (農山漁村づくり課)</p> <p>・国土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業及び農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、地域で取り組む農地、農業用水路、農道等の地域資源の維持保全活動、農村環境保全活動(生態系保全、水質保全、景観形成など)を支援します。</p> <p>【目標】 多面的機能の維持・発揮のための地域活動を行う集落の割合：52.9% (H27年度現状値：44.7%)</p>	<p>・多面的機能支払制度は将来にわたって農業農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域住民の共同活動を支援します。</p> <p>・多面的機能支払制度では711組織、28,367haの農地において多面的機能の維持・発揮のための活動が行われています。</p> <p>・令和元年は、24組織が新たに取り組み、776haの農地が増加する見込みです。</p> <p>・多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落は1,101集落で活動が行われています。</p> <p>・令和元年度は25集落が新たに取り組み、1,116集落になる見込みです。</p> <p>◆多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率：52.2% (H30年度実績値) (令和元年度目標値：52.9%)</p>	<p>引き続き、「県民力ビジョン」に基づき、市町との連携を図りながら整備を進めていきます。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●地域林業の担い手育成 (森林・林業経営課)</p> <p>・林業の担い手を確保・育成することで山村地域の生活者を確保し、田畑や里山など多様な自然環境の保全につなげます。</p> <p>【目標】 新規林業就業者数：44人 (H27年度現状値：40人)</p>	<p>林業への新規就業者を確保するため、県内外で開催される就業・就職フェア等において就業希望者等に対する相談対応を行った(H28年度～R元年度末：9回)ほか、高校生に林業を将来の進路の一つとして選択してもらえよう、林業職場体験研修を実施しました(H28年度～R元年度末：延べ25校(見込)、延べ447名(見込))。また、林業への就業に関心のある人等を対象とした「もりびと塾(林業体験コース)」及びみえ森林・林業アカデミー「林業体験講座」の開催(R元年度末：延べ24日)や、地域で自伐型林業等に取り組むグループ等への技術研修等を実施(R元年度末：延べ23日)しました。林業事業者等の既就業者に対しては、架線集材や森林作業道作設等の技術者の育成を支援(H30年度末：53名)したほか、H28年度から、森林・林業や地域を担う人材育成に向けて「もりびと塾(林業リーダー育成コース)」を開催(H29年度末：延べ14日)しました。H31年4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」の3つの基本コースでは、受講生の職場における役割やキャリアデザインに応じたカリキュラムを設定し、新たな視点や多様な経営感覚を持った人材の育成に努めました(R元年度：30名受講)。活動指標である「新規林業就業者数」は、H30年度の目標達成率が88%となったことから、ある程度進んでいると判断できるものの、R元年度44人の目標達成に向けて取り組みを強化する必要があります。</p>	<p>林業への新規就業者や地域における多様な担い手を確保するため、引き続き、県内外で開催される就業・就職フェア等に出展し、情報発信や相談対応を行うほか、県内の高校生に対する林業職場体験研修や、自伐型林業等に取り組むグループ等に対する技術研修等を実施します。</p> <p>「みえ森林・林業アカデミー」では、次年度以降に向けて講座のブラッシュアップを図り、持続可能な森林・林業経営や地域振興を担う人材の育成に努めます。</p>
<p>●災害に強い森林づくりの効果検証 (林業研究所)</p> <p>・森林の公益的機能、特に流木・土砂災害防止機能を増進するため、三重県が進めている「災害に強い森林づくり推進事業」の効果検証に28年度以降も継続して取り組みます。</p>	<p>流木・土砂災害防止機能を高めるために三重県が進めている「災害に強い森林づくり推進事業」の効果検証を実施しました。事業実施により、土砂流亡量抑制効果、立木の肥大成長促進効果、土石流等に対する緩衝効果が高まることを確認しました。</p>	<p>今後も引き続き、効果検証に取り組みます。</p>
<p>●水産資源構成種の生息環境を保全 (水産基盤整備課)</p> <p>・水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくため、藻場・干潟・浅場の造成及び再生、底質改善などの漁場環境の保全を進めます。</p>	<p>・水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくため、藻場・干潟の造成や底質改善(漁場浚渫)に取り組んでおり、平成28～30年度にかけ、鳥羽・志摩～熊野灘沿岸域において藻場A=5.3ha、四日市市地先において干潟A=1.3haを造成するとともに、英虞湾においてA=4.1haの海域を底質改善(漁場浚渫)しています。また、令和元年度には、鳥羽・志摩～熊野灘沿岸域において藻場A=2.38haを造成するとともに、英虞湾においてA=1.4haの海域を底質改善する見込みです。</p>	<p>水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくため、引き続き、藻場・干潟・浅場の造成及び再生、底質改善などの漁場環境の保全を進めます。</p>
<p>④ 地球の温暖化を抑制するために、低炭素社会をふまえたまちづくりを進めるとともに、森林資源を保全・管理します。</p>		
<p>●地球温暖化対策の推進 (地球温暖化対策課)</p> <p>・『三重県地球温暖化対策推進条例』や『三重県地球温暖化対策実行計画』に基づき、県民、事業者等と連携・協働して地球温暖化対策に取り組みます。</p>	<p>家庭部門については、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進しています。その結果、家庭のエネルギー消費量は、夏季と冬季の気</p>	<p>引き続き、家庭や事業所での省エネや再生可能エネルギー導入の取組を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、気候変動影響や適応についての情報収集や情報提供な</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●地球温暖化対策の推進 (地球温暖化対策課)</p> <p>(続き)</p> <p>目標 家庭での消費電力によるからの二酸化炭素排出量： 1,119 千 t-CO₂ (H27 年度現状値：1,196 千 t-CO₂)</p>	<p>温の影響を受け増減はあるものの、中長期的にみて減少傾向にあります。</p> <p>産業・業務部門については、地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS)」等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めています。</p> <p>また、温室効果ガスの排出削減につながる環境教育等に取り組む市町等を支援するなど、地域で取り組む低炭素なまちづくりに取り組み、取組地域数は着実に増加しています。また、「三重県気候変動影響レポート 2018 ～いま始まる適応への挑戦～」を発行するとともに、本県における気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集、整理等を進める「三重県気候変動適応センター」を平成 31 年 4 月 1 日に開設するなど、気候変動に関しすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」の取組を促進しています。</p>	<p>ど、気候変動適応の取組を促進します。</p> <p>また、地球温暖化対策実行計画の計画期間が 2020 年度までであるため、計画の改定とあわせ、気候変動適応策を盛り込んだ総合的な計画として策定を検討します。</p>
<p>●地球温暖化対策の普及啓発 (地球温暖化対策課)</p> <p>・地球温暖化防止活動推進員を活用して地球温暖化対策の重要性や具体的な取組を広く県民に情報提供し、家庭における地球温暖化対策を普及啓発します。</p> <p>目標 地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合：100% (H27 年度現状値：95.8%)</p>	<p>三重県地球温暖化防止センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員による出前講座やイベントを行いました。講座等の受講後にアンケートを行った結果、9 割以上の受講生が地球温暖化防止活動に取り組みたい意向を示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合 H28：99.3% H29：98.8% H30：91.1% ・地球温暖化活動推進員等による出前講座等参加者数 H28:7,134 人 H29:5,722 人 H30:5,887 人 ・イベント等の参加者数 H28:約 16,000 人 H29:約 15,000 人 H30:約 15,000 人 	<p>家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進します。</p>
<p>●森林整備による CO₂ 吸収源強化 (森林・林業経営課)</p> <p>・間伐等の森林整備を推進することで、問題となっている地球温暖化を防止する為の CO₂ 吸収源としての機能を強化し、地球規模での環境変化の防止に寄与します。</p> <p>目標 森林経営計画認定面積： 62,000ha (累計) (H27 年度現状値：41,662ha)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養や土砂流出防止、CO₂ の吸収、生物多様性の保全といった公益的機能の発揮を期待する森林を「環境林」としてゾーニングし、間伐等の森林整備を進めています。環境林の間伐面積は、平成 28 年度：1,349ha、平成 29 年度：1,218ha、平成 30 年度：1,308ha となっています。 ・森林経営計画認定面積は、平成 30 年度で 50,073ha となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「環境林」の整備を進めます。 ・今年度から森林経営管理法の施行や森林環境譲与税の導入による「新たな森林経営管理制度」がスタートし、市町が主体となった森林整備が進められることとなりました。 ・災害に強い森林づくりをさらに進めるため、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備や流域防災機能の強化を図るための森林整備を進めます。

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●再生可能資源の利用による CO2 排出対策 (森林・林業経営課)</p> <p>・木材は、再生可能な環境に負荷の少ない資源であり、間伐材や木質バイオマス資源を適正に循環利用することにより、石油やコンクリートなどの鉱物資源の採取などと比べ、環境への負荷を軽減します。</p>	<p>平成 24 年 7 月 1 日から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT) に基づき、三重県内では、5 基の木質バイオマス発電所が稼働しています。</p> <p>木質バイオマス供給事業者の施設及び機器整備や移動式チップパーによる現地チップ化など、バイオマス増産に向けた取組に支援を行った。県内の間伐材等未利用材の供給量は、これまでのバイオマス増産に向けた取組の普及により、年々順調に伸びてきました。しかし、平成 29 年度以降は横ばい傾向となっており、現状の素材生産体制においては、採算が確保されるバイオマス生産量の上限に達してきているものと考えられます。</p>	<p>今後は、木材の主要な用途である住宅や公共施設等における建築用材などの A 材の需要拡大に向けた取組に注力することにより、A 材に付随して生産されるバイオマス用材の供給量の確保・増大に努めます。</p>
<p>⑤ 獣害に強い農山村づくりを行います。</p>		
<p>●野生獣の衛生的な利活用環境を構築 ●野生獣を地域資源として活用 (フードイノベーション課)</p> <p>・『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』の普及啓発、「みえジビエ登録制度」を促進し、野生獣の衛生的な利活用環境を構築します。</p> <p>・捕獲された野生獣を高品質な食材として利活用し、新たな地域資源として活用します。</p> <p>目標 みえジビエとして利活用された野生獣頭数 (ニホンジカ、イノシシ) : 1300 頭 (H27 年度現状値 : 817 頭)</p>	<p>・「みえジビエ」の普及・消費拡大を図るため、「みえジビエ」登録事業者等で構成される「みえジビエ推進協議会」と連携し、フェアの開催など「みえジビエ」の PR や情報発信の取組を進めました。</p> <p>・「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」および「みえジビエ登録制度」を見直し、全国で初めて ISO22000 食品安全マネジメントシステムの考え方に基づいて「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を制定するとともに、正しい知識を得た人材を登録する「みえジビエフードシステム登録制度」の運用を開始しました。</p> <p>・みえジビエの安定供給に向け、解体処理施設の連携や大口取引にも対応できる精肉の保管・集約機能を持つストックヤードの整備を進めました。</p> <p>◆みえジビエとして利活用された野生獣頭数 (ニホンジカ、イノシシ) H30 年度: 1196 頭</p>	<p>・みえジビエの消費拡大に向け、「NPO 法人みえジビエ推進協議会」と連携して、商品開発や販路拡大などの取組を進めます。</p> <p>・また、平成 30 年度に新たに制定した「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努めるとともに、安定供給に向けた体制の強化を図ります。</p>
<p>●集落住民の機運醸成とリーダーの育成 (獣害対策課)</p> <p>・集落の実態調査や座談会等を実施しながら、集落住民の機運の醸成や集落リーダーの育成に取り組みます。</p> <p>目標 獣害対策に取り組む集落数 : 600 集落 (H27 年度現状値 : 470 集落)</p>	<p>集落の実態調査や座談会を実施しながら、集落住民の機運の醸成や集落リーダーの育成に取り組み、獣害対策の体制づくりに取り組む集落数を増やしてきました。</p> <p>◆H30 年度現状値 : 575 集落</p>	<p>これまで導入された、大量捕獲技術のより効率的な利用ならびに、普及に取り組む必要があります。</p>
<p>●新しい捕獲技術の開発と普及 (獣害対策課)</p> <p>・これまでに開発した、野生獣の大量捕獲のための遠隔監視・操作システム「まる三重ホカクン」を活用した大量捕獲技術を普及します。また、被害の大きいニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンザル) に基づき、ニホンザルに効果の高い多獣種に対応する侵入防止柵やニホンザルの接近情報に基づく追い払い対策の普及、これまでに開発した大量捕獲技術を活用した適正な捕獲などにより被害を減少させます。</p>	<p>野生獣の大量捕獲のための遠隔操作システムの導入を支援し平成 30 年 12 月時点で 13 市町で 32 台を導入し捕獲を進めています。また、ニホンザルについては第 2 種特定鳥獣管理計画に基づき 7 市町において地域実施計画を策定しました。</p>	<p>アンケート結果を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細かな対応や早期の対策に取り組む必要があります。</p>

具体的な取組	計画期間中の実施状況	今後の見通し
<p>●新しい捕獲技術の開発と普及 (獣害対策課) (続き)</p> <p>【目標】 県内の集落代表者アンケートにより、獣害が「甚大」または「大きい」と考える回答割合：36% (H27年度現状値：47%)</p>	<p>◆H30年度現状値：44%</p>	
<p>●多様な主体の連携による捕獲体制の構築 (獣害対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政境界近辺での広域連携によるシカ及びイノシシの一斉捕獲の実施を支援するほか、市町内における共同捕獲体制や集落の捕獲体制などの構築を、市町や猟友会と連携しながら進めます。 県による捕獲、市町が中心に行う有害鳥獣捕獲、各地域での狩猟による捕獲を適切に組み合わせることで、増えすぎたニホンジカの生息数の減少につなげます。 	<p>捕獲の進みにくい行政境界近辺での広域連携によるシカ、イノシシの一斉捕獲に取り組んできました。一方で、第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲を積極的に進め、農地や森林における生息数管理を適切に行うことにより計画を進捗させてきました。</p>	<p>ニホンジカについては引き続き、第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲を積極的に進め、農地や森林における生息数管理を適切に行うことにより計画を進捗させていきます。</p>
<p>●ニホンジカの捕獲技術と伐採跡地の育林技術の開発 (林業研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内において、森林生態系に深刻な被害を与えているニホンジカを効率的に捕獲するため、造林地におけるニホンジカの効率的な捕獲技術の開発に取り組んでいます。また、ニホンジカが高密度で生息する地域で広葉樹林を育成する技術の開発にも取り組んでいます。 H28年度以降はこれらの課題に加え、ニホンジカによる森林生態系被害の広域評価等にも新たにに取り組む予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> 造林地においてニホンジカを効率的に捕獲するための誘引餌の探索やICTを用いた捕獲試験を行いました。結果、選定された誘引餌を用いることで効率良くニホンジカを誘引することが可能となりました。また、通信カメラで餌の消失状況やシカの出没状況を遠隔監視しながら、赤外線・熱感知センサーを取り付けた囲い罠を用いて捕獲を試みたところ、警戒心の高いシカ個体の発生を最小限に抑えながら効率的に捕獲することが可能であることを確認しました。さらに、くくり罠設置箇所に通信カメラを設置することで捕獲状況（あるいは錯誤捕獲状況）を遠隔監視することが可能となり、現場巡視を行わずに状況確認できるとともに、シカの出没状況からくくり罠の移設のタイミングを的確に判断でき、効率的な捕獲が可能となることが確認されました。 ニホンジカが高密度で生息する地域において、伐採跡地で広葉樹林を育成するための知見を得るため、津市内および松阪市内の人工林伐採跡地においてシカ柵区と対照区を設定し、天然更新の状況を調査しました。結果、伐採跡地の天然更新は、シカ柵設置が必要不可欠であることが分かりましたが、シカ柵を設置するだけでは十分な天然更新が実現する林分は限定されることも分かりました。人工林の主伐後、人工植栽を実施せずに天然更新を図ろうとする場合は、速やかにシカ柵を設置して更新材料の損失を抑えることが必要であり、また、天然更新が不可能な場所では、将来、林冠を形成する高木性樹種を人工植栽し、母樹として早期に育成する必要があることが確認されました。 宮川流域以北に存在する落葉広葉樹林を対象として、落葉広葉樹林における下層植生の衰退状況を広域的に調査した結果、ニホンジカの生息密度が高い地域ほど、下層植生衰退度が大きくなる傾向があることが分かりました。 これらの知見を取りまとめ、林業研究所ホームページにおいて公表しました。 	<p>森林におけるニホンジカの被害防止や捕獲に関する技術の現場普及を図ります。また、ニホンジカの被害防止や個体数管理に関するさらなる知見の蓄積や技術の向上を目指します。</p>